2016北海道内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査報告書

平成２８年９月５日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目　　次

Ⅰ. 調査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅱ. 基礎情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有　・・・・・・・10

Ⅳ. 議会内の討議と合意形成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

Ⅴ. 議会と行政の討議と課題共有　・・・・・・・・・・・・・・・・25

Ⅵ. 住民説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

Ⅶ. その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

Ⅷ. アンケート調査の構成と評価　・・・・・・・・・・・・・・・・50

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

あとがき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87

Ⅰ．調査の概要

1. 調査対象

北海道及び北海道内179市町村議会

2. 調査期間

平成28年4月4日～7月26日

3. 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

4. 調査時点

平成28年4月1日

5. 調査の視点

2014年調査では、議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準としていたが、2016年調査では、規定があっても実施されていなければ、「行っていない」という評価基準とした。形式重視から実態重視に視点を変えた。

6. 回収率

項目	総数	回答数	未回答数	2016	回答議会基本条例施行議会数	回答に占める条例施行比率	2014	2012
				回答率			回答率	
北海道	1	1	0	0%	1（1）	100%	100%	100%
市	35	35	0	100%	16（16）	46%	94%	100%
町村	144	102	42	71%	18（20）	18%	65%	88%
計	180	138	42	77%	35（37）	25%	71%	91%

（注）北海道の議会基本条例施行議会数は37議会である。（2015.9現在）

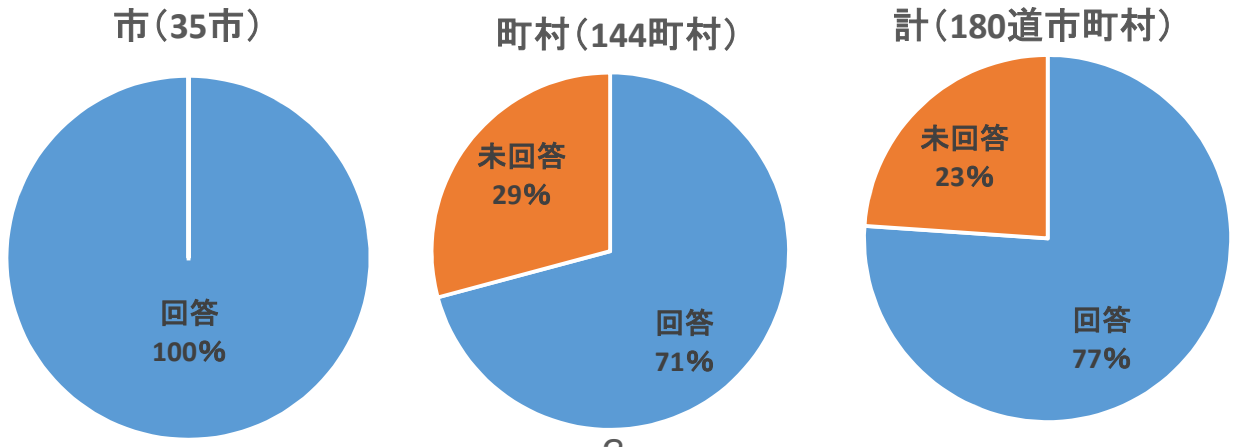

6. 回答分析

（1）地域別回答状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
回答数	8	16	10	20	17	14	15	14	16	7	137
未回答数	0	2	10	4	6	4	3	4	3	6	42
計	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
回答率	100%	89%	50%	83%	74%	78%	83%	78%	84%	54%	77%

（注）北海道議会含まず。

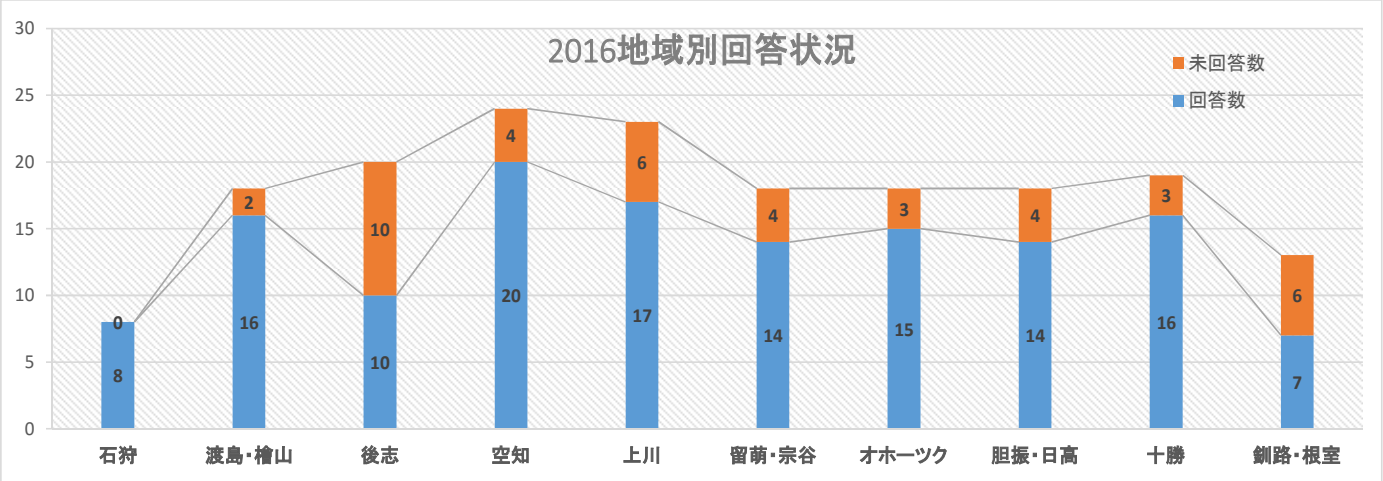

（参考）北海道における議会基本条例施行地域別分布と回答状況

回答があった議会基本条例施行市町村の地域別分布

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
条例制定	3(3)	5(5)	0	5(5)	5(5)	1(1)	3(3)	4(3)	7(6)	3(3)	36(34)
未制定	5	13	20	19	18	17	15	14	12	10	143
計	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
施行率	38%	28%	0%	21%	22%	6%	17%	22%	37%	23%	20%

（注1）条例制定欄の（　）は回答市町村数　（注2）2015.9現在の議会基本条例施行数　（注3）北海道議会含まず。

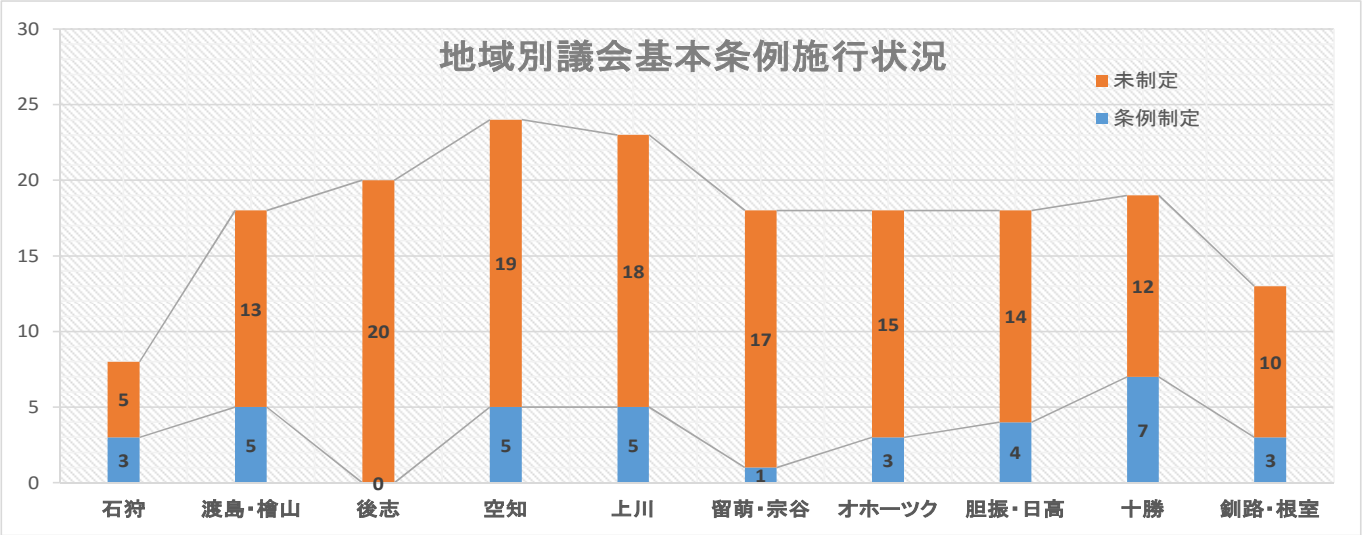

（2）人口区分別回答状況

人口規模	回答数	未回答数	計	回答率	備考	2014年調査
10万人以上	9	0	9	100%	90%	88%
5万人以上	7	0	7	100%		
2万人以上	20	2	22	91%		
1万人以上	16	4	20	80%		
5千人以上	33	15	48	69%	70%	62%
5千人以下	52	21	73	71%		
計	137	42	179	77%	77%	70%

（注） 北海道議会含まず。

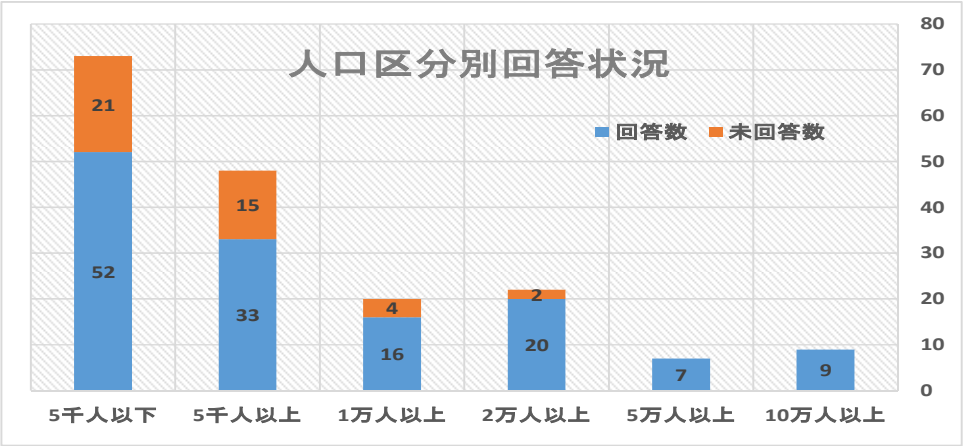

（参考）北海道の人口区分にみる市町村の構成

人口規模	市町村数	比率	累計	備考
10万人以上	9	5%	5%	32%
5万人以上	7	4%	9%	
2万人以上	22	12%	21%	
1万人以上	20	11%	32%	
5千人以上	48	27%	59%	68%
5千人以下	73	41%	100%	
計	179	100%		100%

コメント：
北海道の市町村は人口規模1万人以下に68%もある。人口規模1万人以下の121市町村議会が活性化すれば、北海道が活性化する。

2016年調査では、「他者から評価を受ける調査はお断り」や「評価点が低いので公表して欲しくない」ということで、調査に不参加を表明された議会もあった。一方、「自分の議会の実態がこの調査で良くわかる」と評価した議会もあった。市議会からはすべての議会から回答があったが、町村議会では42議会が未回答であった。2014年調査と比較すると6%増の77%の回収率であった。

地域別の回答状況では、後志の50%、釧路・根室の54%と回答率が低いところもあったが、人口規模別では人口1万人以上の市町村議会では90%の回答率に対し、人口1万人以下の議会では70%の回答率と人口規模が小さい議会ほど回答意欲が低かったようだ。

Ⅱ．基礎情報

1　議会の議員定数

市・町村別に見た1議会平均議員定数

項目	議会数	議員総定数（人）	１議会平均議員定数（人）
道	1	101	101
市	35	738	21
町村	102	1,152	11
計	137	1,890	14

（注）計は道議会含まず。市町村議会のみ

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	議会数	議員総定数（人）	１議会平均議員定数（人）
10万人以上	9	297	33
5万人以上	7	153	22
2万人以上	20	357	18
1万人以上	16	230	14
5千人以上	33	382	12
5千人以下	52	471	9
計	137	1，890	14

（注）北海道議会含まず。

コメント：人口規模1万人以下の市町村議会の議員数の平均が9～12人と少ない。議員数が少ないことを生かしたチーム議会としての活性化策が出来ないだろうか。

2　議会に女性議員の有無

女性議員のいない議会

議会名	有	無	計	2016調査いない比率	2014調査いない比率
市	33	2	35	6%	9%
町村	65	37	102	36%	32%
全体	98	39	137	28%	26%

（注）2015年4月統一地方選挙以降

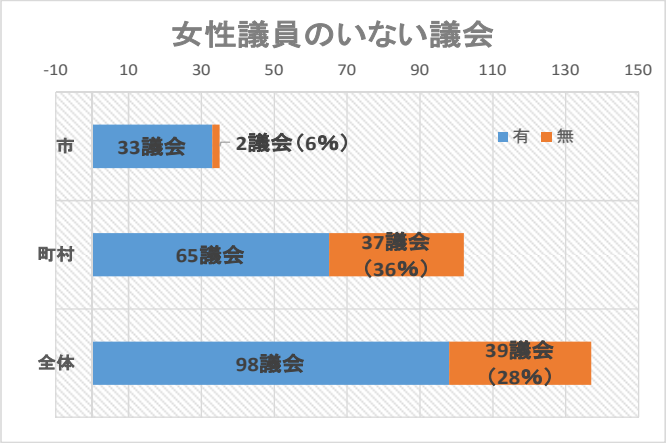

市議会における女性議員の比率の高い上位5議会

	市議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	歌志内市	8	3	38%
2	江別市	27	10	37%
3	北広島市	22	7	32%
4	函館市	30	9	30%
5	留萌市	16	4	25%

町村議会における女性議員の比率の高い上位5議会

	町村議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	南幌町	11	4	36%
2	奈井江町	9	3	33%
3	上士幌町	11	3	27%
4	初山別村	8	2	25%
5	西興部村	8	2	25%
6	幕別町	20	5	25%

人口規模別に見た女性議員0議会分布

人口規模	議会数	議員総定数（人）	女性議員数（人）	１議会平均（人）	比率	女性議員０議会数	女性議員０議会比率
10万人以上	9	297	60	6．7	20%	0	0%
5万人以上	7	153	26	3．7	17%	0	0%
2万人以上	20	357	45	2．3	13%	1	5%
1万人以上	16	230	30	1．9	13%	0	0%
5千人以上	33	382	38	1．2	10%	11	33%
5千人以下	52	471	34	0．7	7%	27	52%
計	137	1890	233	1．7	12%	39	28%

（注）北海道議会含まず。

コメント：女性議員0議会は人口規模が1万人以下～5千人以上の議会では33%、5千人以下の議会では52%と、人口規模が小さくなるにしたがって、女性議員0議会が増加する。このことは、女性の声を議会に反映させる手段を奪っていないか。議会活性化のためにも女性議員の役割を果たせる環境整備が必要ではないか。

3　会派の有無

市･町村別会派の有無

議会名	有	無	計	2016調査ない比率	2014調査ない比率
道	1	0	1	100%	100%
市	32	3	35	9%	3%
町村	18	84	102	82%	84%
市町村計	50	87	137	64%	63%

（注）2015年4月統一地方選挙以降

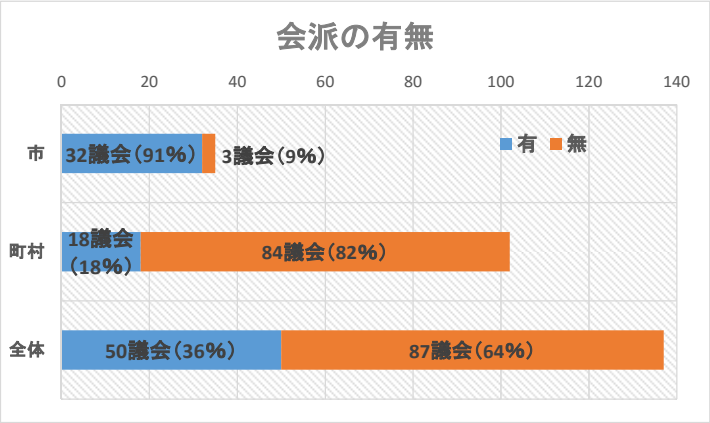

コメント：町村議会の82%では会派がない。このことは、直接議員全員で討議をする環境があるのではないか。

4　議員の平均年齢

道・市・町村別議員の平均年齢

項目	議会数	平均年齢（歳）
道	1	56
市	35	58
町村	102	63
市町村計	137	62

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	議会数	平均年齢（歳）
10万人以上	9	56
5万人以上	7	58
2万人以上	20	60
1万人以上	16	62
5千人以上	33	64
5千人以下	52	63
計	137	62

議会議員の平均年齢の分布

平均年齢	市議会	町村議会	計	比率
45～49	1	0	1	1%
50～54	3	0	3	2%
55～59	19	11	30	22%
60～64	11	58	69	50%
65～69	1	29	30	22%
70～74	0	2	2	1%
無回答	0	2	2	1%
計	35	102	137	100%

（注）北海道議会含まず。

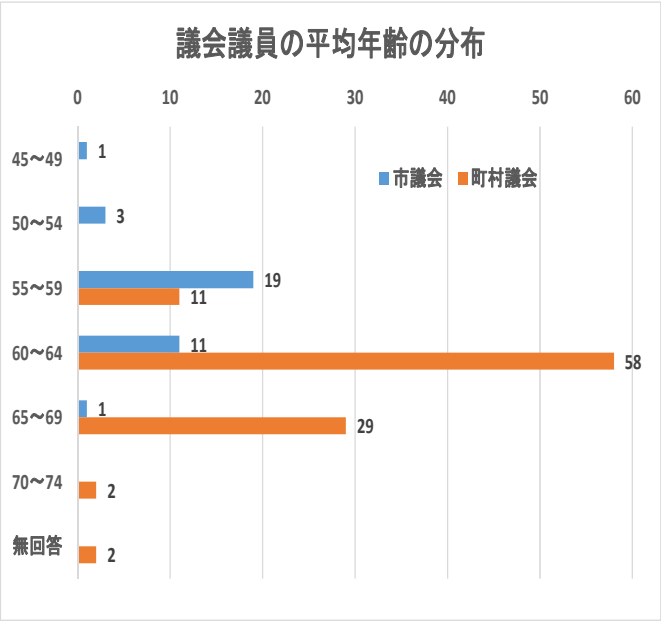

平均年齢上位･下位の議会名

議会名	平均年齢	順位
網走市	49.0	1
釧路市	52.8	2
小樽市	53.0	3
稚内市	54.0	4
∫	∫	∫
占冠村	70.0	136
上ノ国町	72.0	137

コメント：議員の平均年齢は市議会は58歳、町村は63歳と町村議会の方が平均年齢が高い。特に、人口規模1万人以下の市町村議会の平均年齢が63～64歳と高い。

5　政務活動費

政務活動費の有無

議会名	有	無	計	2016調査ない比率	2014調査ない比率
市	27	8	35	23%	21%
町村	11	91	102	89%	87%
全体	38	99	137	72%	70%

（注）2015年4月統一地方選挙以降

政務活動費の金額分布　　単位：万円/月

政務活動費	道議会	市議会	町村議会	計	比率
0.1～0.9		2	4	6	15%
1.0～1.9		10	6	16	41%
2.0～2.9		6	1	7	18%
3.0～3.9		4	0	4	10%
4.0～4.9		2	0	2	5%
8.0～8.9		1	0	1	3%
15.0～15.9		1	0	1	3%
40.0～49.9	1	1	0	2	5%
計	1	27	11	39	100%

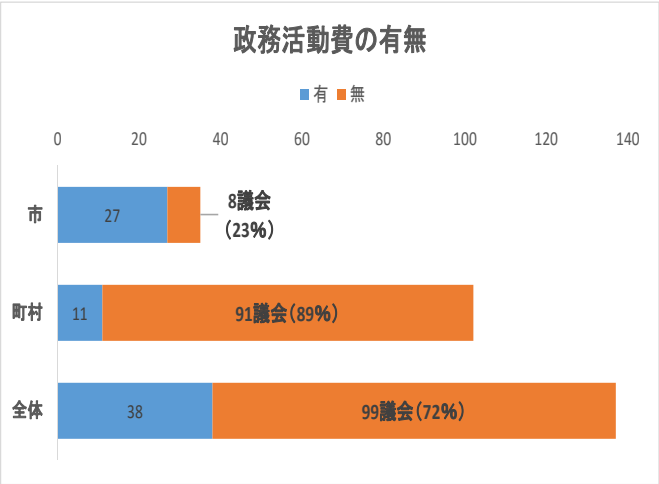

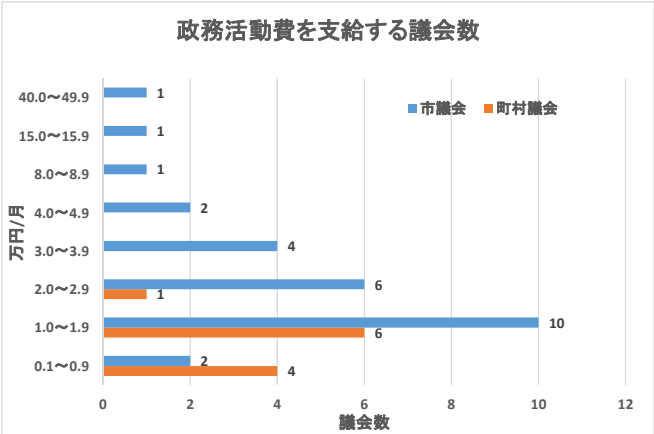

人口規模別政務活動費の有の分布

人口規模	回答数	政務活動費有	比率	活動費有／回答数	政務活動費　総額（月額）	比率	活動費の比率
10万人以上	9	9	100%	60%	68.0	56%	95%
5万人以上	7	7	100%		26.0	22%	
2万人以上	20	9	45%		13.9	12%	
1万人以上	16	6	38%		6.2	5%	
5千人以上	33	4	12%	8%	3.2	3%	5%
5千人以下	52	3	6%		3.3	3%	
計	137	38	28%		120.6	100%	

（注）北海道議会含まず。

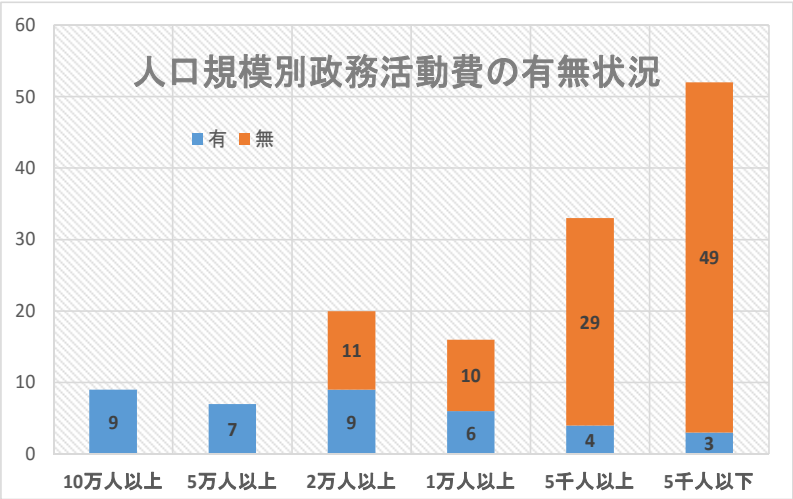

コメント：人口規模5万人以上の16議会は100%政務活動費があるが、人口規模1万人以下の議会の政務活動費が有る議会は回答議会数85議会中7議会の8%、逆に、政務活動費が無い議会は92%という実態であった。

６　次期H31．4統一地方選挙実施状況

市町村別H31.4統一地方選挙の有無

議会名	有	無	計	有比率
市	26	9	35	74%
町村	63	39	102	62%
全体	89	48	137	65%

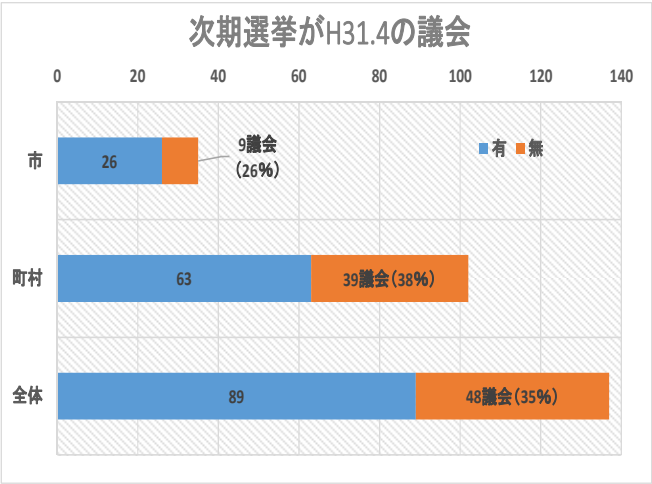

コメント

①平均議員定数は、市では21人、町村では11人であった。
②女性議員が0人の議会は、2014年調査と2016年調査を比較すると、市は9%から6%と減少傾向、逆に、町村は32%から36%と増加傾向である。
②会派は、市議会ではほとんどの議会であるのに対し、町村議会では8割の議会にない。
③政務活動費は、市議会では約8割、町村議会では約1割にある。
④政務活動費の金額分布では、市議会では月額1.0～1.9万円（2万円以下）が多く、町村議会では月額0.1～0.9万円（1万円以下）が多い。
⑤議会議員の平均年齢分布では、市議会では55～59歳、町村議会では60～64歳が多い。
⑥統一地方選挙の実施は、市議会の約7割が、町村議会の約6割が平成31年4月に選挙実施となっている。

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有

問１　請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2014年調査結果
1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）	1	23	66%	夕張市、留萌市 芦別市、士別市 名寄市、三笠市 根室市、富良野市　登別市　他	86	84%	知内町、七飯町 八雲町、今金町 北竜町、和寒町 遠軽町、大空町 安平町、むかわ町 広尾町、幕別町 浦幌町、白糠町　他	110	80%	67 （52.7%）
2	検討中		0	0%		5	5%		5	4%	2 （1.6%）
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		6	17%	札幌市、小樽市 旭川市、苫小牧市、赤平市、 北広島市	7	7%	当別町、奈井江町、 東神楽町、 猿払村、豊富町 音更町、池田町	13	9%	43 （33.9%）
4											
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		6	17%	釧路市、帯広市 網走市、美唄市 江別市、石狩市	4	4%	福島町、栗山町 芽室町、足寄町	10	7%	15 （11.8%）
回答数　計		1	35	100%		102	100%		138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

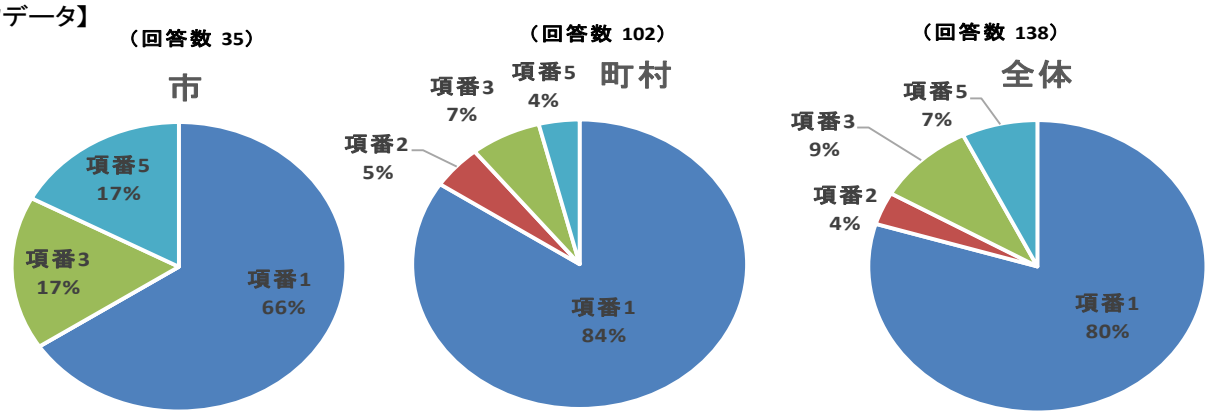

【コメント】

栗山町議会基本条例第４条第４項では「議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。」と規定され、多くの同条例では同様の内容が規定されている。これは住民の請願・陳情を「住民による提案」と位置づけて、その代表者が議会で意見を述べる機会を保障するという仕組みを設けている。まちの課題を住民が発見・課題提起する機会を設けることを実施したかを問とした。当然、議会（議員）が住民提案を真摯に聴くという意識があることが前提である。

その結果、項番３・５の「実績がある」は、全体の２３市町村（１６％）、「実績がない」は、１１５市町村（８４％）であった。第１の特徴は、議会基本条例施行の３５道市町村（回答有）中２４道市町村（６９％）が「実績なし」であったこと。この理由が、たまたま平成２７年度中住民から請願・陳情が無かったのか、議会が住民提案を聴くという意識がなかったのか、定かではない。第２の特徴は、2014年度調査では、条文があるという形式的評価を行ったため、項番１・２は2014調査では５４．３％、2016年調査では８４％と2016年調査では「実績なし」が大幅に増加した。

問2　住民等との意見交換（住民との一般会議）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2014年調査結果
1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）		16	46%	札幌市、網走市 芦別市、士別市 名寄市　他	54	53%	知内町、七飯町 栗山町、安平町 むかわ町、広尾町　白糠町他	70	51%	69 （55%）
2	検討中		6	17%	江別市、富良野市　他	14	14%	遠軽町　他	20	14%	17 （13%）
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している	1	4	11%	小樽市、室蘭市 岩見沢市、赤平市	24	24%		29	21%	23 （18%）
4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している（H27.4～28.3の期間）		8	23%	旭川市、釧路市 帯広市、留萌市 三笠市、根室市 登別市、石狩市	8	8%	福島町、八雲町 今金町、北竜町 和寒町、大空町 幕別町、足寄町	16	12%	13 （10%）
5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年複数回実施している（H27.4～28.3の期間）		1	3%	夕張市	2	2%	芽室町、浦幌町	3	2%	5 （4%）
回答数　計		1	35	100%		102	100%		138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

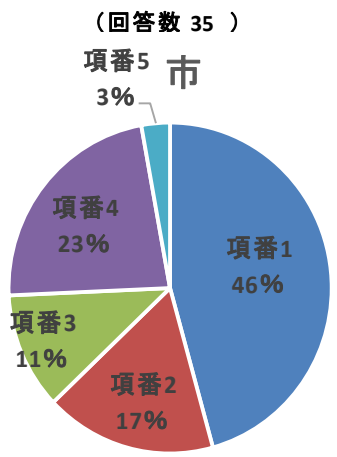

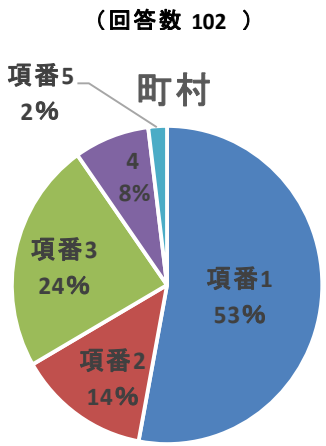

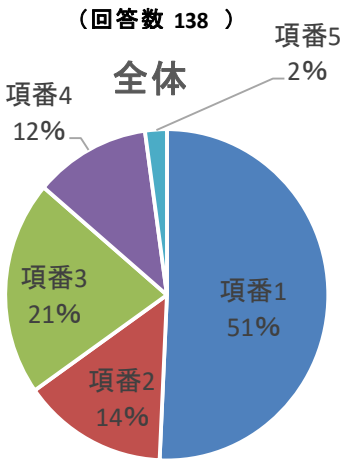

【コメント】

「議会主催による住民等との意見交換が実施されている議会」（項番3～5）は、2014年調査では、41議会（32%）で、2016年調査では、48議会（35%）と増加傾向にあると言える。

市及び町村では、実施している項番3～5は1／3、実施していない項番1・2は2／3となっている。

（1） 人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模	議会数	対話実施	比率	備考
10万人以上	9	4	44%	43%
5万人以上	7	4	57%	
2万人以上	20	5	25%	
1万人以上	16	7	44%	
5千人以上	33	15	45%	57%
5千人以下	52	12	23%	
計	137	47	34%	

（注）北海道議会を除いた意見交換実施の47議会の人口規模別分布状況

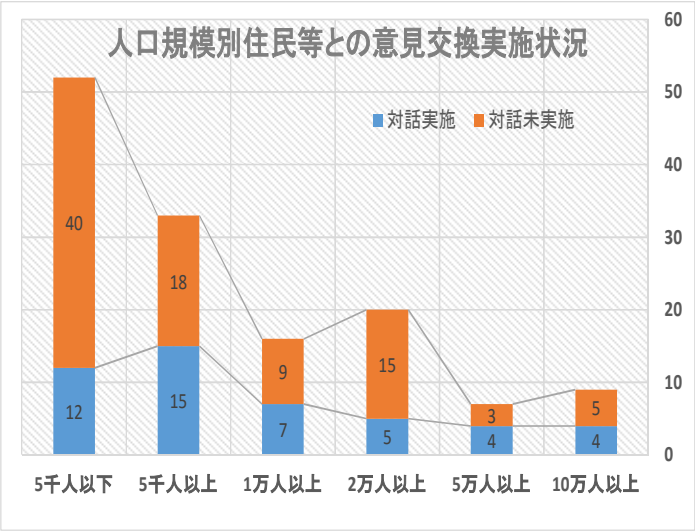

・5万人以上の議会では住民との意見交換は50%の議会で行われている。
・5万人以下2万人以上の議会では住民等との意見交換は25%の議会で行われている。
・5千人以下の議会では住民等との意見交換は23%の議会で行われている。
・住民等との意見交換は人口規模が1万人以下（57%）の議会の方が1万人以上の議会（43%）より実施されている。

（2） 地域別住民等との意見交換実施状況

地域別住民等との意見交換実施状況

項目	石狩	渡島・檜山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
回答数	8	16	10	20	17	14	15	14	16	7	137
実施	2	5	3	8	5	2	5	3	10	4	47
未実施	6	11	7	12	12	12	10	11	6	3	90
実施比率	25%	31%	30%	40%	29%	14%	33%	21%	63%	57%	34%

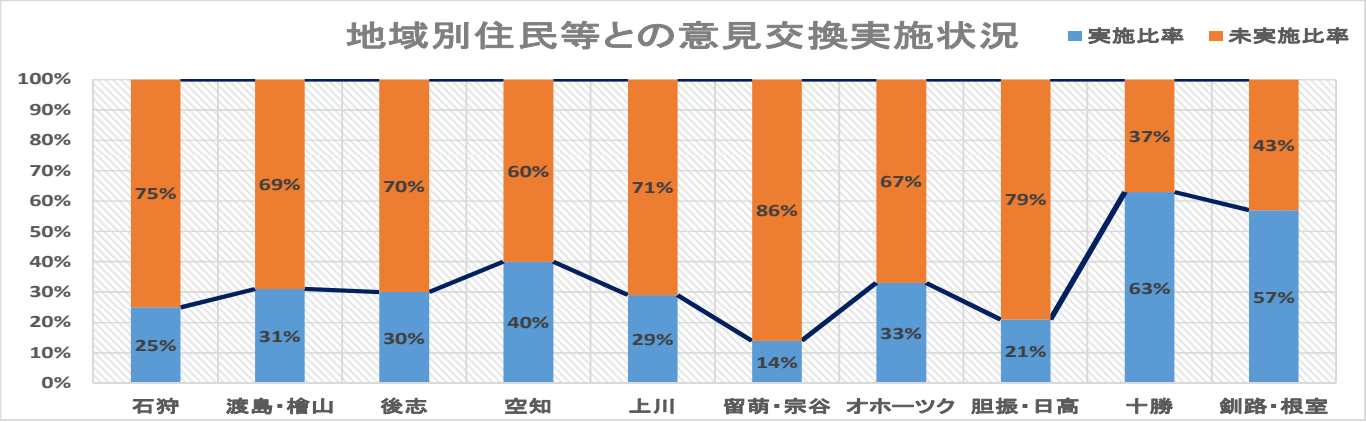

十勝、釧路・根室、空知地域では住民等との意見交換が行われている議会が多い。

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有

問2 補足設問1 民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

H27.4～28.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	北海道議会	7	市、市議会、民間団体	ロシア水域でのさけ・ます流し網の操業禁止による地域影響等
			道立社会福祉施設、施設の利用者家族団体	道立社会福祉施設が抱える課題等
			市町村、民間団体	ゼニガタアザラシの保護管理対策及び地域課題等
			市町村	市町村総合戦略等の策定状況、地方創生に係る市町村を取り巻く環境
			市町村関係団体	釧路産炭地域の振興
			市町村	地域資源を生かした地域の活性化や地域づくり、今後の課題等
			村、民間会社、地域おこし協力隊	村の現状と課題。特に集落対策や地域活性化に向けた取り組み
2	旭川市議会	5	市民	空き家等対策について
			市民	長寿健康社会の実現に向けて
			市民	観光立市を目指して，求められる観光施策とは
			市民	中心市街地活性化基本計画について
			旭川商工会議所	平成28年度施策に係る要望事項について
3	室蘭市議会	3	特定非営利活動法人　科学とものづくり教育研究会　かもけん	（仮称）環境科学館について
			認知症の人を支える家族の集い室蘭いが栗の会	認知症について
			産学交流プラザ「創造」	ものづくり振興について
4	釧路市議会	7	釧路公立大学ＳＣＡＮ(北海道学生研究会)	くしろ駅前の活性化～人が行き交うまちにするには～
			釧路市内地域包括支援センター	高齢者の実情と地域の課題について
			釧路市私立保育園連合会	子ども・子育て支援制度の課題について
			釧路市民生委員児童委員協議会	地域での見守り活動の現状と課題について
			釧路市まち・ひと・しごと創生支援会議	釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
			ＮＰＯ法人阿寒観光協会まちづくり推進機構	阿寒湖温泉の観光振興について
			一般社団法人釧路社会的企業創造協議会	これまでの取り組みとこれからの課題について
5	帯広市議会	7	地域住民（５回）	市政全般
			市内農協女性部	市政全般
			市内高校生	市議会議員に対する素朴な疑問、まちづくりへの意見・要望
6	夕張市議会	2	子育て世代の住民	教育環境について
			老人クラブ	高齢者介護
7	岩見沢市議会	1	市民	元気な岩見沢を実現するために
8	留萌市議会	6	市民	船場公園の今後について・公共施設等の利活用について
9	赤平市議会	1	赤平手話の会	手話言語の環境整備について
10	三笠市議会	2	三笠市文化協会	文化活動とまちづくり
			三笠高校3年生	高校生活3年間で感じた三笠のまちづくりについて
11	根室市議会	1	市民	市議会における各委員会の活動状況について
12	石狩市議会	1	市民	・マイナンバー制度について ・18歳選挙権について

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	新篠津村議会	1	村民	人口減少対策及び少子高齢化対策について
2	福島町議会	1	町内会連合会	議会評価、常任委員会・特別委員会の活動概要ほか
3	森町議会	3	商工会議所	町への要望提案等
			町内会連合会	町への要望提案等
4	八雲町議会	7	熊石地域各学校PTA	議会広報「耳をすまして」インタビュー
			子育てサークル たけのこキッズ	議会広報「耳をすまして」インタビュー
			熊石地域防犯街路灯管理組合（２団体）	熊石地域の街路灯管理組合の現状及び今後の課題と取り組みについて
			落部漁協青年部	議会広報「耳をすまして」インタビュー
			住民	地域の病院を残していくためには
			八雲町遊楽部学園	「八雲総合病院（新棟）及び高齢者施設について」
			落部あかしや保育園父母の会	議会広報「耳をすまして」インタビュー
5	厚沢部町議会	3	町内３地区　町民	所管事務調査報告、意見交換
6	今金町議会	1	全町民対象	総合体育館・図書館建設構想について

住民との対話の対象団体とテーマ一覧

7	ニセコ町議会	1	町民	駅前中央倉庫群の開発について　他
8	倶知安町議会	3	倶知安町技能士会	担い手対策・役場庁舎の展望
			倶知安町子育て支援センター利用者	子育ての環境について
			全町民	身近な国際化
9	南幌町議会	1	町民	議会報告懇談会
10	長沼町議会	5	町民	長沼町が目指す 「まち・ひと・しごと総合戦略」
11	北竜町議会	1	町内会長	特になし
12	沼田町議会	3	長生クラブ	特になし
			自治振興協議会	特になし
			利雪研究会	特になし
13	下川町議会	1	住民	議会・町の将来に対し、日頃感じていること
14	美深町議会	2	住民	懇談
			110美深大学（老人大学）	懇談
15	利尻富士町議会	1	全町民	特になし（町政全般）
16	津別町議会	3	筑波大学生・大学院生	町の印象について
			町民	議会報告会（意見交換会）
			町内各層の団体・高校生	住み続けたい町つべつ
17	訓子府町議会	5	老人クラブ連合会役員	高齢者施策について
			商工会役員	商工業振興策について
			農業委員会委員	農業委員会改革のおける課題
			企業役員	補助金の効果と活用状況
			住民	設定なし
18	佐呂間町議会	2	2地区で分けて開催	報告の他は特に決めておらず自由
19	湧別町議会	4	全住民（町外も可）	なし
20	大空町議会	2	自治会連合会理事会	意見交換
			大空建設業協会	意見交換
21	白老町議会	4	白老町姉妹都市協会	設定なし
			日本航空学園専門学校	設定なし
			しらおい防災マスター会	設定なし
			町立病院を守る友の会	設定なし
22	音更町議会	1	町民（地元高校生含む）	限定なし（「議場でひとこと」）
23	新得町議会	1	建設・商工・農業・女性団体を中心に全町民対象	①人口対策・移住対策推進方策 ②今後の観光のあり方、取り組み ③議会活動に対する要望
24	芽室町議会	15	地域老人クラブ11回	農村地域保育所の再編、消防団設置条例、
			消防団幹部　1回	消防団設置条例、
			市街地町内会　3回	自主防災組織
25	幕別町議会	3	幕別町教育委員	ICT教育、スポーツアスリートの人材活用について
			農協理事者	TPP等の農業情勢について
			社会福祉協議会	社会福祉協議会の現状と課題について
26	池田町議会	1	PTA連合会	池田町の教育に関する課題及び町政全般に関わること
27	本別町議会	6	全町民	議会への意見、まちづくりの提言を集約し開かれた議会を目指す
28	足寄町議会	4	全町民（4カ所）	町政全般
29	浦幌町議会	2	商工会　1回	商工業を取巻く課題と創造、議員のなり手不足
			農協　　1回	農畜産物取扱状況、TPPの農畜産物への影響
30	鶴居村議会	2	消防職員	村の防災体制について
			酪農振興会役員	村の酪農・畜産について
31	中標津町議会	5	中標津町農業協同組合	JAの現状と今後の方向等
			中標津町建設業協会	安定的で継続的な公共事業の確保等
			NPO法人森の家	障害者福祉サービス事業等
			社会福祉法人中標津朋友会	特別養護老人ホーム事業等
			中標津町全町内会連合会	除雪対策等

問2　補足設問2　議会主催による住民へのアンケート調査

H27.4～28.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	行っている		0		0%	4	<u>八雲町</u>　士幌町 <u>芽室町</u>　<u>浦幌町</u>	4%	4	3%
2	行っていない	1	30		86%	74		73%	105	76%
3	未回答		5		14%	24		24%	29	21%
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数 35 ）

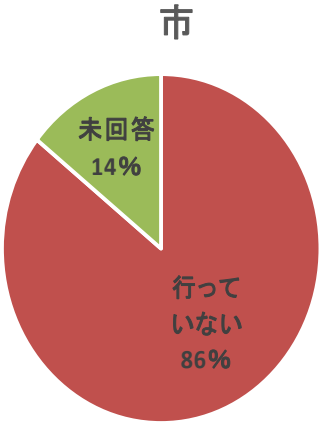

（回答数 102 ）

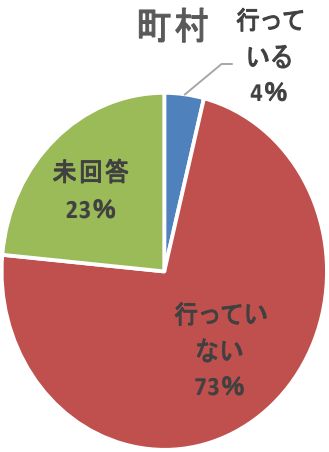

（回答数 138 ）

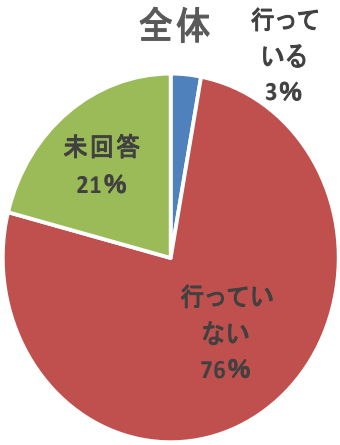

【コメント】

アンケート実施の具体例としては、以下のようなものがあった。

八雲町議会：子育て支援に関するアンケート（常任委員会で活用）
士幌町議会：議会に対する意識調査（議会活動に活用）
芽室町議会：議会への要望等調査（議会からの提言・提案の抽出に活用）
浦幌町議会：議員のなり手不足、議会活動に関するアンケート（今後の協議事項の参考とする）

議会が討議をする上で、又は、政策提言をまとめる上で、住民意識の調査（アンケート調査）をすることで、データ（住民意識）に基づいた討議等ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、議会自らがテーマ（地域課題）を定めて、アンケート調査（議員自ら、又は外注）を実施すべきではないか。

問３　傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2014年調査結果
1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	35	100.0%		100	98%	福島町　今金町 栗山町　他	136	98%	123 （96.8%）
2	検討中		0			1	1%	厚沢部町	1	1%	0 （0.0%）
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある。		0			1	1%	**芽室町**	1	1%	1 （0.8%）
4			0			0					0 （0.0%）
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある。		0			0	0%		0	0%	3 （2.4%）
回答数　計		1	35	100.0%		102	100%		138	100%	127

（注）補足設問の①傍聴者数の公表（広報誌等）、②手話通訳（事前予約含む）の回答がほとんどありませんでしたので、数値化を省略します。

【グラフデータ】　（回答数　35 ）　（回答数　102 ）　（回答数　137 ）

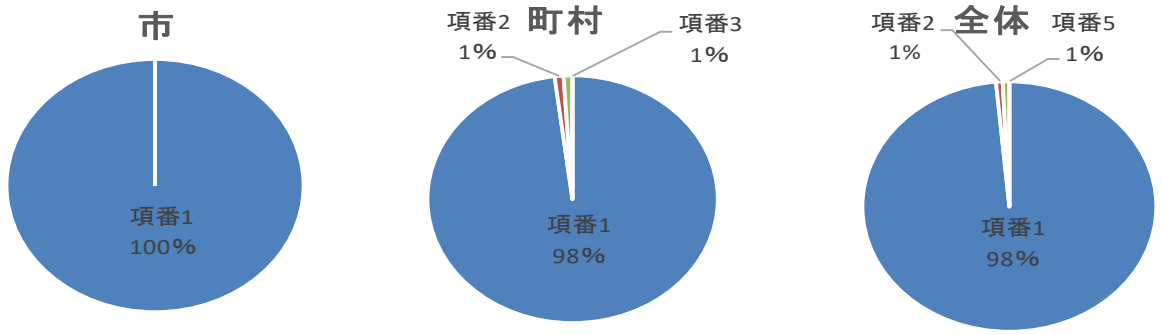

【コメント】

「本会議又は委員会で傍聴者が発言の実績がある」（項番3・5）は、2014年調査（発言が認められている）では、4議会（3.2%）、2016年調査では1議会（1%）であった。項番3・5の数が減少したのは、2016年調査では実績を調査したため、条例規則があるという形式を評価しなかったことが影響したと思われる。

残念ながら市では、2014年調査に引き続き、認めている議会は0議会という結果であった。傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための１つの手段として有効である。特に、人口規模が小さい議会では有効ではないか。

ただ、現状の議事堂の形状が、本会議場では議場と傍聴席が分離されているところが多いため容易に傍聴者の発言を聞くことは難しいが、委員会では会場と傍聴席が分離されていないところが多いので、この辺から変えていく必要がある。さらに、傍聴者の発言を聴く委員会の運営方法や委員会の審議に反映する方法を定める必要があるのではないか。

（参考1）「福島町議会への参画を推奨する規則」
第２条　『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。
第３条　議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

（参考2）「芽室町議会傍聴条例」
（傍聴の奨励）第２条　議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

Ⅲ. 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

項目		請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	全体
市	2014	2.6	2.2	1.0	1.9
	2016	2.0	2.2	1.0	1.7
町村	2014	2.0	2.2	1.2	1.8
	2016	1.3	1.9	1.0	1.4

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	全体
議会基本条例あり	2.1	2.9	1.1	2.0
議会基本条例なし	1.3	1.7	1.0	1.3

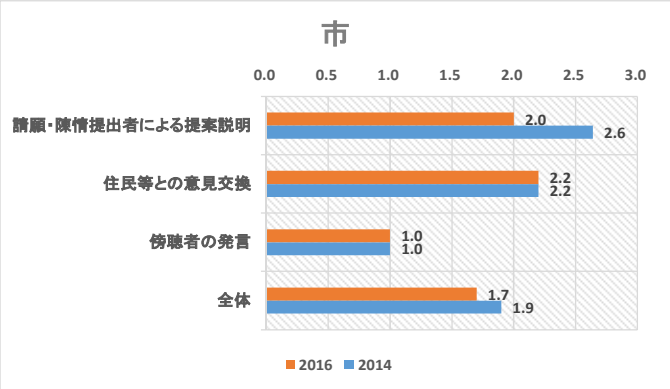

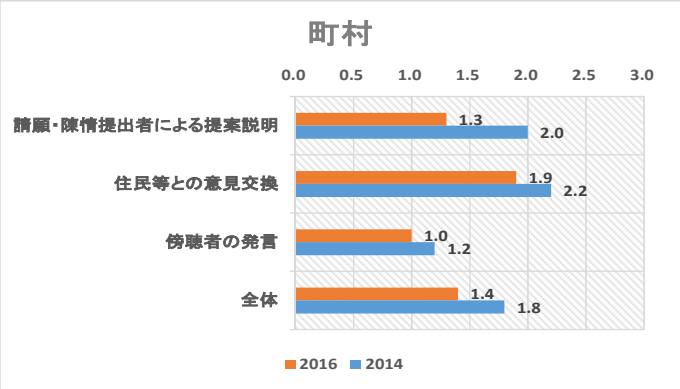

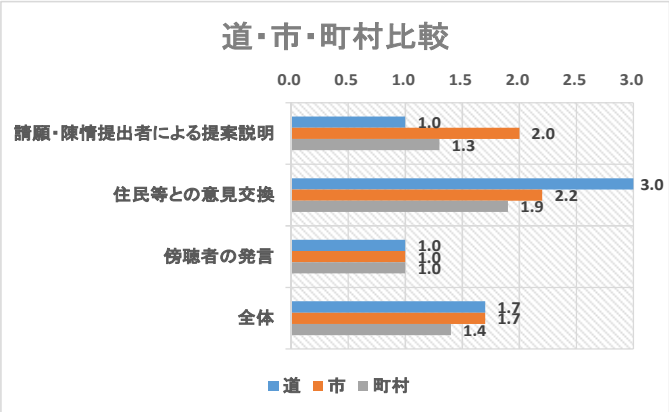

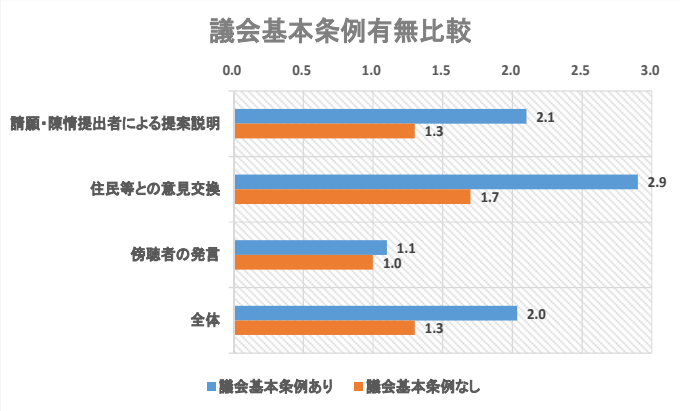

「コメント」

・市では、「請願・陳情提出者による提案説明」は2014年調査では2.6に対し、2016年調査では2.0と、評価が下がる結果であった。また、「住民等との意見交換」、「傍聴者の発言」の評価は同程度であった。

・町村では、「請願・陳情提出者による提案説明」「住民等との意見交換」「傍聴者の発言」の評価は2014年調査よりすべて下がる結果であった。

・「請願・陳情提出者による提案説明」及び「住民等との意見交換」は議会基本条例が「ない」より「ある」方が「行われる」ことがわかる結果であった。

Ⅳ．議会内の討議と合意形成

問４　首長側提出議案等に対する議員間の討議（自由討議）により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長側提出議案及び議会報告会等で提起された住民課題を議員間討議（自由討議）により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	行っていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	25	札幌市、旭川市 釧路市、夕張市 網走市、留萌市 士別市、三笠市 登別市、石狩市 他	72%	85	福島町、知内町 七飯町、今金町 黒山町、北竜町 和寒町、遠軽町 大空町、安平町 広尾町、幕別町 浦幌町、白糠町 他	83%	111	80%	74 （58.3%）
2	検討中		4	芦別市、名寄市 滝川市、北広島市	11%	6	厚沢部町、ニセコ町　余市町、妹背牛町　洞爺湖町、池田町	6%	10	7%	5 （3.9%）
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている		2	函館市、赤平市	6%	9	八雲町、秩父別町、美深町　小平町　猿払村、利尻町　厚真町、むかわ町　中標津町	9%	11	8%	27 （21.3%）
4			0		0%	0		0%	0	0%	0 （0.0%）
5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている		4	帯広市、江別市 根室市、富良野市	11%	2	芽室町、足寄町	2%	6	5%	21 （16.5%）
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

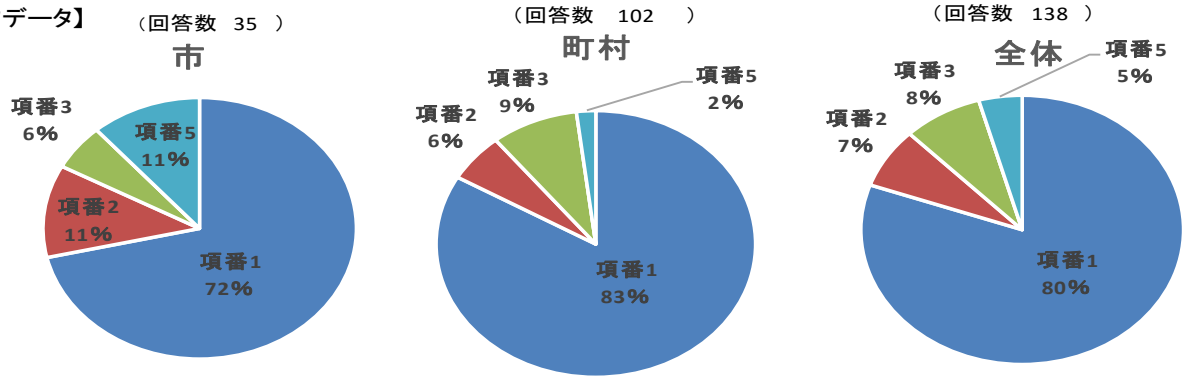

【コメント】

「首長側提出議案に対する議員間の討議（自由討議）が行われている」（項番3～5）は、2014年調査では48議会（37.8%）であったが、2016年調査では、17議会（13%）と激減している。2014年調査では項番5の「議員間の自由討議を行っている」を選択した議会が、2016年調査では項番1の「行っていない（条例規則の規定はあるが、実施していない）」を選択している議会が多くある。議会基本条例を施行している議会は、条例で議員間の自由討議をすることが義務化されているにもかかわらず、行われていないということは、条例を遵守していないことと議会の審議が形式的に行われているということなのか。

実際、補足設問1・2・3の首長提出案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「政策提案」を「自由討議を行っていると回答の議会」と「自由討議を行っていないと回答の議会」とで比較（次頁）すると、前者は「議員による修正」が1議会、「政策提案」が2議会、それに対し、後者は「議会による否決」が3議会、「議員による修正」が14議会、「政策提案」が4議会と、「自由討議を行っていないと回答の議会」の方が多いという結果であった。「議員間の自由討議」とは何なのか、「討議の広場」とは何なのか、その具体が視界不良である。

問4　補足設問1・2・3

1. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出（誤字等以外の修正）後、可決された議案は、何件ありましたか。

2. H27.4～28.3の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）に対する議員による修正案の提出（うち、可決した修正案）は、何件ありましたか。

3. H27.4～28.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。

市

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
自由討議を行っている議会	6	0	1	1
自由討議を行っていない議会	29	1	4	1
計	35	1	5	2
（注）数は議会数	17%	3%	14%	6%

町村

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
自由討議を行っている議会	11	0	0	1
自由討議を行っていない議会	91	2	10	3
計	102	2	10	4
（注）数は議会数	11%	2%	10%	4%

全体

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	政策提言有
自由討議を行っている議会	17	0	1	2
自由討議を行っていない議会	120	3	14	4
計	137	3	15	6
（注）数は議会数	12%	2%	11%	4%

（注）北海道議会含まず。

市町村名	政策提言内容
留萌市	地方創生及び総合計画に関する特別委員会提言書（7月31日）
根室市	人口ビジョン・総合戦略の策定に伴い特別委員会を設置し、3項目にわたる具体的な政策を提言した。（H27.9）
和寒町	「ふるさと納税」に関する提言書（12月18日）
白老町	地方版総合戦略の策定にあたり、全員協議会において会派および議員から総合戦略に対する施策の提案・意見の提出を行った。（H27.7.28）
芽室町	農村地域保育所の再編提言（H27.12・H28.1）

コメント：今回の調査で、首長提出議案の否決、議員による修正、議会としての政策提言を行った件数を聞いたところ、自由討議を行っていると回答した議会より、自由討議を行っていないと回答した議会の方が件数が多い結果であった。このことから、自由討議とは何なのか？設問にある全員協議会等では自由討議がなかったことが理由なのか、たまたま、自由討議を行うような案件がなかったからなのか、討議をしなくても議会としての政策提言ができるのか、自由討議が苦手なのか、論理的に説明でない結果であった。

栗山町議会基本条例
（自由討議による合意形成）
第9条　議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。
2　議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
3　議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

問5　調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	33		94%	96		94%	130	94%	120（94.4%）
2	検討中		2	函館市、夕張市	6%	3	厚沢部町　妹背牛町　清水町	3%	5	4%	0（0.0%）
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	0		0%	0	0%	2（1.6%）
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	1	白老町	1%	1	1%	2（1.6%）
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0		0%	2	福島町、芽室町	2%	2	1%	3（2.4%）
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

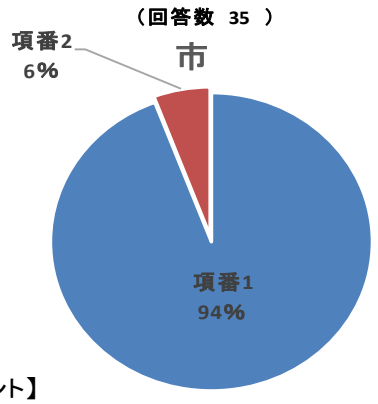

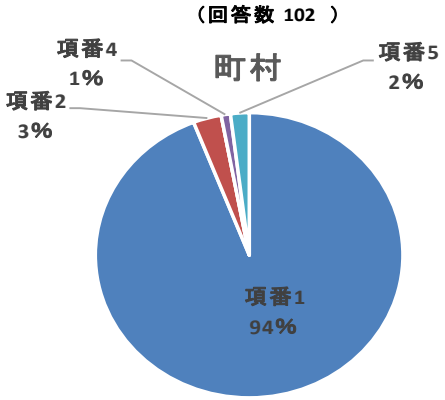

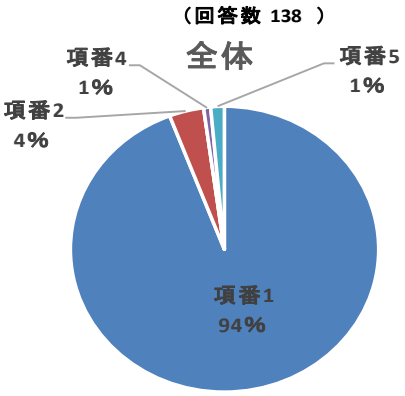

【コメント】

調査機関又は附属機関の設置については、「設置している議会」（項番3～5）は、2014年調査では7議会（5.6%）であったが、2016年調査では、3議会（2%）〔福島町（公募町民5名）、芽室町（公募市民5名）、白老町（議員6名）〕と減少している。市議会は設置が無かった。2014年調査では項番4・5の条例規則で設置していた3議会が、2016年調査では項番1の「設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）」を選択している。また、2014年調査で項番3の「議長の裁量や要綱により設置」を選択していた2市議会も、2016年調査では項番1の「設置していない」を選択している。

調査機関又は附属機関の設置は議会が幅広い議論を前提に議会として迅速に、議決する上で、重要な助言が期待できる。最近は課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会の新たな価値を高めることにつながると考える。また、議会事務局職員数減少に伴う議会事務局機能を補完する役割もある。

芽室町議会基本条例
（附属機関の設置）第20条　議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。
2　附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

（調査機関の設置）第21条　議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。
2　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。
3　調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

問6　議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		27	釧路市⑪、夕張市④ 網走市⑦、留萌市⑤ 芦別市③、江別市⑨ 士別市④、名寄市⑤ 三笠市④、根室市⑤ 富良野市④、登別市⑦　他	77%	96	知内町③、七飯町④ 八雲町④、今金町③ 栗山町③、北竜町③ 和寒町②、遠軽町③ 大空町③、安平町④ むかわ町③、広尾町③　幕別町④、足寄町④　白糠町③　他	94%	123	89%	114 (89.7%)
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		2	帯広市⑫、石狩市⑤	6%	2	★白老町④ 浦幌町③	2%	4	3%	2 (1.6%)
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		5	函館市⑲、小樽市⑱ 旭川市㉓、苫小牧市⑫　千歳市⑨	14%	3	★福島町④ 余市町⑥ 苫前町⑤	3%	8	6%	9 (7.1%)
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0		0%	1	★芽室町④	1%	1	1%	1 (0.8%)
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	1	札幌市㊴	3%	0		0%	2	1%	1 (0.8%)
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	127

(注1)アンダーラインは議会基本条例施行市町村　(注2)○は議会事務局の職員数(臨時含む)　(注3)★は調査機関等設置あり
(注4)北海道議会事務局の職員数は88人

【グラフデータ】

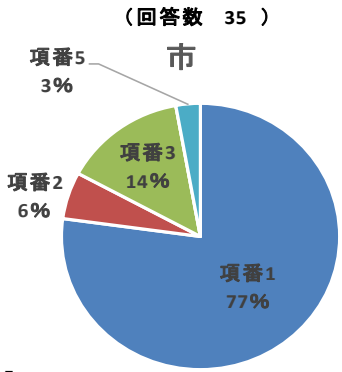

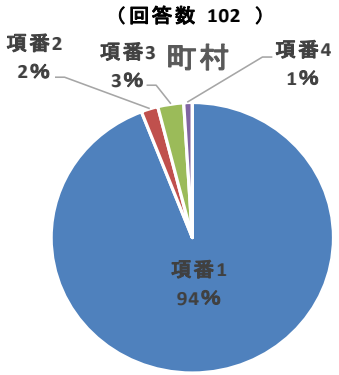

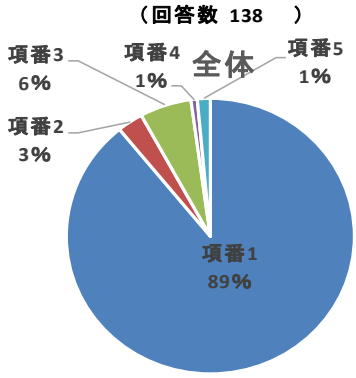

【コメント】

法務担当職員・調査担当職員を配置している議会(項番3～5)は、2014年調査では11議会(8.7%)であった。2016年調査では、11議会(8%)と同程度であった。

1職員当たりの議員数の平均が市議会では2.5人(2.6人)、町村議会では4.0人(4.0人)と、(　)の2014年調査からみると1職員当たりの議員数は変わらないようだ。

1職員当たりの担当議員数が大きくなると議員へのサポートが困難になる。議会事務局の課題として、「議会事務局職員の人事異動のため在職期間の短期化」「議会事務局職員の削減」「監査委員事務局等の兼務も行っている」を挙げている議会が多いが、議会事務局職員の在職期間の短期化は専門的スキルの蓄積ができないこと、職員の削減や兼務業務は人員不足のため議員のサポートまで手が回らないなど、議会の力を弱めることにつながるので、人事異動、職員削減、兼務には慎重であるべきである。また、議会事務局機能(政策支援)の強化のためには、自力より、外部の有識者等の力を活用することを検討すべきである。

芽室町議会基本条例

(議会事務局の体制整備)第22条　議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2　議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

3　議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

問6　補足設問

議会事務局の人数等（H28.4.1現在でご記入ください）

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
2人	0	34	34
3人	3	46	49
4人	4	16	20
5人	10	3	13
6人	3	1	4
7人	4	0	4
9人	2	0	2
10人	1	0	1
11～15人	4	0	4
16～20人	2	0	2
21～25人	1	0	1
36～40人	1	0	1
無記入	0	2	2
計	35	102	137

（注）北海道議会含まず。

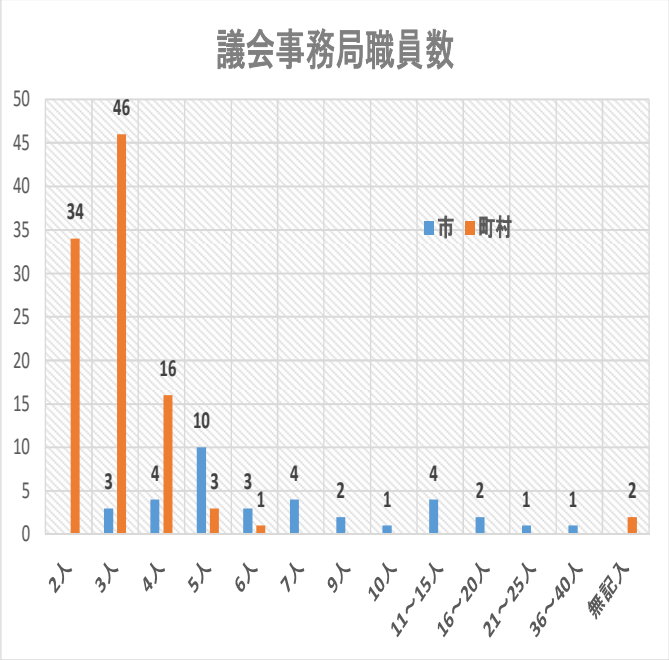

市町村別議会事務局の兼務状況

項目	市	町村	全体
兼務有	2	64	66
兼務無	33	36	69
無記入	0	2	2
計	35	102	137
兼務有比率	6%	63%	48%
平均職員数	8.4人	2.9人	4.3人

2016年と2014年調査での1職員当たりの議員数比較

項目	2016年調査				2014年調査			
	道	市	町村	全体	道	市	町村	全体
議会事務局職員数	88	294	291	673	72	281	270	623
議員数	101	738	1,152	1,991	104	733	1,083	1,920
1職員当たりの議員数	1.1	2.5	4.0	3.0	1.4	2.6	4.0	3.1

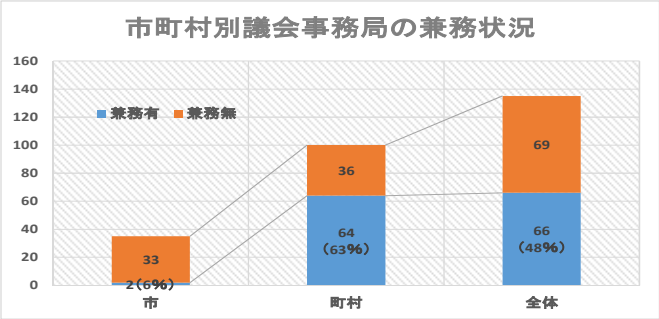

人口規模別平均職員数及び兼務状況

人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率	備考
10万人以上	9	17	0	0%	15%
5万人以上	7	7	0	0%	
2万人以上	20	5	4	20%	
1万人以上	16	4	6	38%	
5千人以上	33	3	20	61%	85%
5千人以下	52	2	36	69%	
計	137		66	48%	

（注）北海道議会含まず。

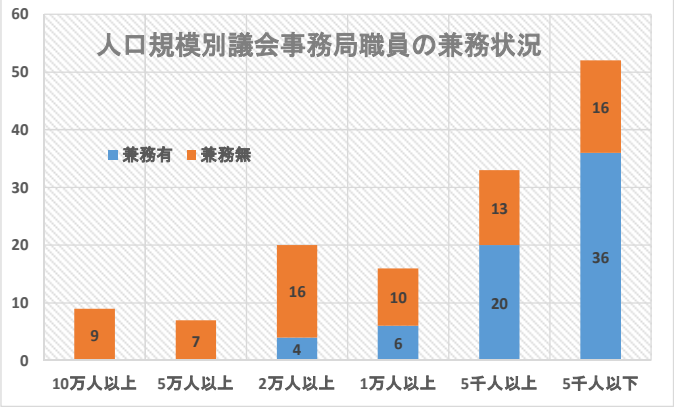

コメント：
①議会事務局職員は市では5人、町村では3人という議会が多い。
②町村議会の63%で、兼務をしている。
③人口規模1万人以下の市町村議会事務局の平均職員数は2～3人、兼務は85議会中56議会（66%）で行われている。職員数は少なく、兼務もあり、これで議員の支援が出来るのかという実態がある。

議会事務局職員１人当たりの議員数（臨時職員含む）

市の上位4議会

NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	小樽市	1.4
2	旭川市	1.5
3	函館市	1.6
4	札幌市	1.7

市の下位3議会

NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	富良野市	4.5
2	石狩市	4.4
3	北斗市	4.4

町村の上位3議会

NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	苫前町	1.6
2	福島町	2.5
3	長万部町	2.5

町村の下位3議会

NO	議会名	1職員当たりの議員数
1	湧別町	6.5
2	東神楽町	6.0
3	中標津町	6.0

議会事務局の課題

議会事務局の課題

議会名	議会事務局の課題
北海道議会	議会の政策立案機能強化に向けた事務局の体制整備が課題となっていたことから、本年度専任の職員を配置。
釧路市議会	多様な考えを持っている議員をサポートするには、多くの経験と知識が要求されるが、人事ローテーションとの関係から、職員の在職期間が短くなる傾向があり、先例の把握、政策法務や調査事務能力の取得が難しくなっている。
稚内市議会	人員が削減されたため、業務の効率化を図っている。
新篠津村議会	・議会事務に係る専門性を養う研修 ・法務の専門性の向上
福島町議会	監査委員事務局を兼任しているため、５～９月までが特に繁忙期となる。
今金町議会	調査・法務機能の向上
ニセコ町議会	議員個々のさらなる意識向上と、議員活動が充実するためのサポートを強化すること
仁木町議会	法務担当職員の配置
和寒町議会	行革の際、１人配置されていた臨時職員が削減されてしまってから、人員不足である。
初山別村議会	選任職員１名のため諸課題における職員間での協議・議論が不足
天塩町議会	監査委員会事務局職員併任となっており、事務・業務予定が重なり不自由なことがある。
利尻町議会	人事異動による配置換えがあるため、専門的な知識の習得が難しい。
津別町議会	平成２１年４月～職員数の減少に伴い兼務発令となった。平成２５年１月～産前産後休暇の職員代替で臨時職員を配置。平成２６年４月～臨時職員配置となった。 人事異動のサイクルが比較的短いなどの理由から、専門的スキルアップが難しい。
訓子府町議会	議員の政策提案等への助言などの専門的知識の習得
遠軽町議会	議会インターネット中継に係る議論が停滞している。
西興部村議会	議事録作成についてテープ起こしを事務局長が行っているたが、機械が古いこともあり時間がかかることと、全てが兼務体制のため議会事務局事務を3人で共有化が困難である。
白老町議会	人事異動があることにより、経験・専門的知識の蓄積がなされにくい。
新ひだか町議会	議事録の迅速化
清水町議会	各会議等の会議録とホームページ等の情報公開システムの外部委託について
浦幌町議会	研修の充実、連携強化

Ⅳ. 議会内の討議と合意形成

項目		議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
市	2014	2.3	1.1	1.3	1.6
	2016	1.7	1.1	1.5	1.4
町村	2014	2.1	1.2	1.1	1.5
	2016	1.3	1.1	1.1	1.2

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	全体
議会基本条例あり	1.9	1.3	1.4	1.5
議会基本条例なし	1.3	1.1	1.1	1.1

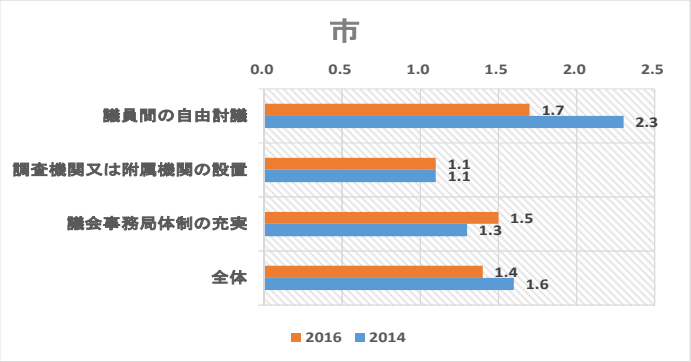

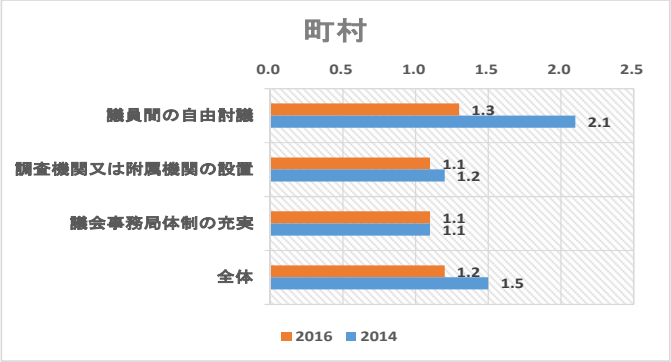

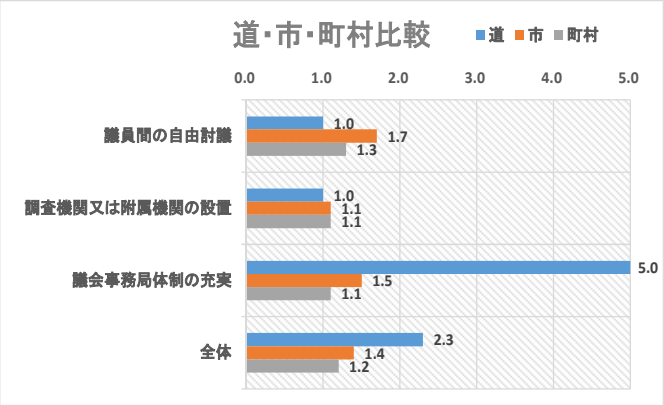

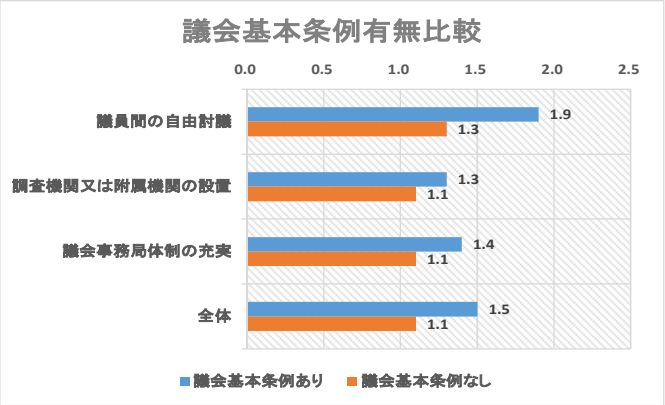

「コメント」

市では、「議員間の自由討議」は2014年調査では2.3に対し、2016年調査は1.7と評価を下げている。「議会事務局体制の充実」は、逆に、1.3から1.5と評価を上げている。

町村では、市同様に、「議員間の自由討議」が2014年調査では2.1に対し、2016年調査は1.3と評価を下げている。

議会基本条例があることで評価が上がるのは、「議員間の自由討議」が「あり」は1.9に対し、「なし」は1.3と同条例が「ある」ことが影響したと思われる。

Ⅴ．議会と行政との討議と課題共有

問7　通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	実施していない	1	32		91%	92		90%	125	90%	112（88.2%）
2	実施について検討中		2	**帯広市**、夕張市	6%	2	余市町、利尻町	2%	4	3%	9（7.1%）
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0		0%	0		0%	0	0%	0（0.0%）
4											
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		1	**根室市**	3%	8	**福島町**、森町 利尻富士町、白老町 洞爺湖町、日高町 **芽室町**、池田町	8%	9	7%	6（4.7%）
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	99%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　35　）

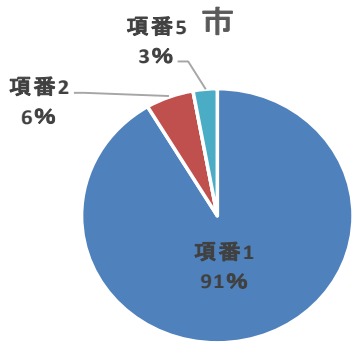

（回答数　102　）

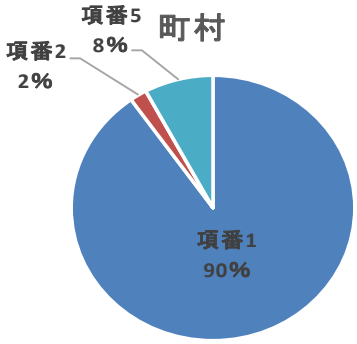

（回答数　138　）

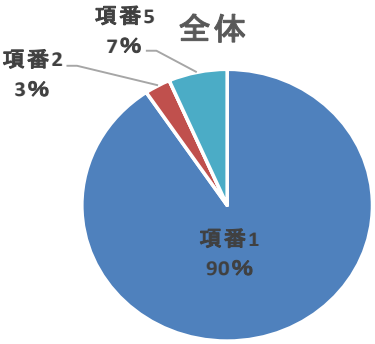

【コメント】

通年議会を実施している議会(項番3～5)は、2014年調査では6議会（4.7%）、2016年調査では9議会（7%）と微増ではあるが確実に実施議会が増えている。2014年調査では根室市議会が始めたが。その後、市議会から実施する議会が出ていない。

通年議会の根拠規定については、
①地方自治法第102条第2項（定例会の招集回数を年１回とし、かつ、その会期を運用で通年とする）に基づき実施は、根室市、福島町、白老町、芽室町、（豊浦町）、利尻富士町、池田町であった。（）は未回答
②地方自治法第102条の２第1項（会期を通年とする）に基づき実施は、森町、洞爺湖町、日高町であった。
今後、議会の価値を高める手段として通年議会は実施に値する。実施している議会議員の努力に敬意を表したい。

(参考)福島町議会基本条例
(通年議会) 第3条　議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。
２　議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)で定める。

問8　一問一答方式の導入

本会議の代表質問、一般質問で、一問一答方式を導入していますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	導入していない（実施していない）	1	3	**札幌市**、北見市 美唄市	9%	19		19%	23	17%	18（14.2%）
2	導入を検討中		3	岩見沢市、苫小牧市、**芦別市**	9%	2	余市町、小清水町	2%	5	4%	9（7.1%）
3	議長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している		18		51%	54		53%	72	52%	67（52.7%）
4											23（18.1%）
5	条例規則の規定に基づき、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している		11		31%	27		26%	38	27%	10（7.9%）
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　35　）

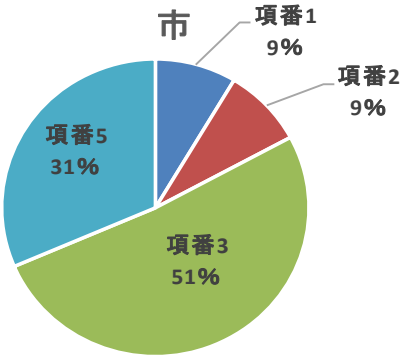

（回答数　102　）

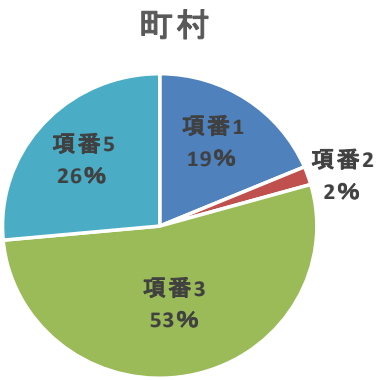

（回答数　138　）

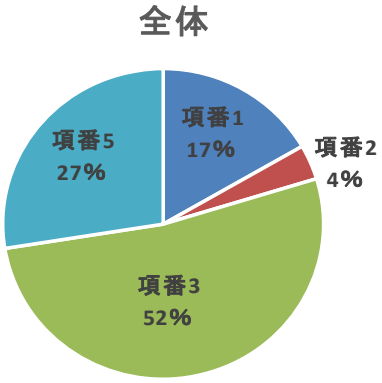

【コメント】

一問一答方式を実施している（項番3～5）は、2014年調査では100議会（78.7%）、2016年調査では110議会（79%）と、一問一答方式を実施している議会の比率は変化がないことがわかる。このうち条例規則に基づき実施している議会（項番5）は、2014年調査（項番4・5）では33議会（26%）、2016年調査では、38議会（27%）とほとんど変化がないことがわかる。

一問一答方式を実施していない議会には、会派や議員数の多い議会が多い。一問一答方式による質疑は傍聴者（住民）には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在意義を高める効果がある。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られた。議会という公開の場で、活発な討議により、まちの課題を明確にすることこそ議会の役割である。

釧路市議会基本条例
（議員と市長等の職員との関係）第7条　議会の本会議における質疑及び一般質問の応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

問９　執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。（H27.4～28.3の期間）

項番	内　　容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2014年調査結果
1	認めていない（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）	1	28	80%	札幌市、旭川市 釧路市、帯広市 夕張市、網走市 留萌市、士別市 名寄市、三笠市 根室市、富良野市　登別市、石狩市　他	82	80%	福島町、知内町 七飯町、八雲町 今金町、北竜町 和寒町、遠軽町 大空町、安平町 むかわ町、広尾町　幕別町、白糠町　他	111	80%	66（52.0%）
2	検討中		6	17%	芦別市　他	10	10%		16	12%	12（9.4%）
3	申し合わせ（要綱含む。）により、反問が行われた。		0	0%		2	2%	新ひだか町、豊頃町	2	1%	13（10.2%）
4				0%			0%		0	0%	18（14.2%）
5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた。		1	3%	江別市	8	8%	栗山町、当麻町 愛別町、日高町 様似町、芽室町 足寄町、浦幌町	9	7%	18（14.2%）
回答数　計		1	35	100%		102	100%		138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　35　）

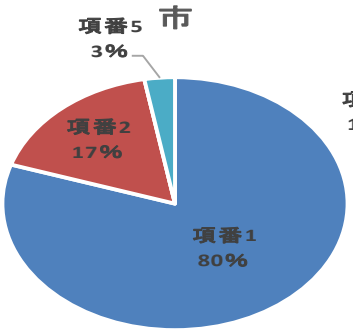

（回答数　102　）

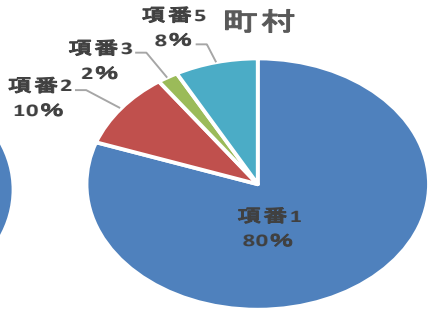

（回答数　138　）

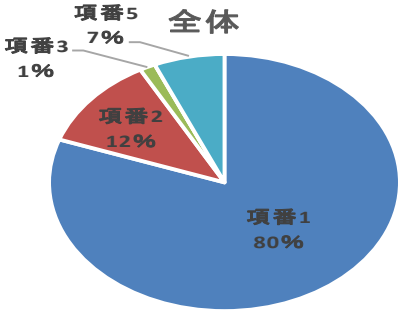

【コメント】

反問を認めている議会（項番3～5）は、2014年調査では49議会（38.6%）であったが、2016年調査では11議会（8%）と激減している。2014年調査では、「反問を認めているか」を調査したのに対し、2016年調査では、「反問が行われたか」を調査した。そのため、制度としてあっても、実際には行使されていない実態がわかった。反問があることで、議論に緊張感が生まれ、論点・争点を深める質疑になるが、実際は、首長等が反問を行使することで、対立を深めることを配慮してか、躊躇している実態があるようだ。具体的に反問を行使した7事例を見ると、「質問内容の確認」が主で、反問行使に慣れていない実態がある。

緊張感を感じさせる質疑こそ議会の存在意義を高める。議会と首長の機関対立主義は二元代表制の根幹であり、住民により良い選択肢を提供し、誤りの少ない自治体運営をするための仕組みである。

議会と首長が質問、反問を通し、本質を追求するのは住民の生活を良くするためであり、そのことを理解する住民がいなければ、議会の審議は形式的で、その存在すら危ういものとなる。重要なのは、対立を避けることではなく、対立から本質を見極める住民の存在が重要ではないか。

【反問権行使の実例】

議会名	反問内容
江別市議会	委員会において質疑の趣旨確認として行われた。
栗山町議会	平成28年3月　一般質問　海外視察の予算について
当麻町議会	当麻町議会会議規則第63条により、国保税が高いとは、払う額が高いのか、他町と比べて高いのか質問の確認があった。
愛別町議会	愛別町会議規則第63条により、質問に対する論点・争点を明確するための行使として、2回程の実績あり。
日高町議会	反問については、日高町議会会議規則第47条の2に規定され、論点整理のための反問が平成27年度1回あった。
様似町議会	様似町議会会議規則第53条の2、一般質問時の質問内容の再確認
芽室町議会	問い返し
足寄町議会	質問内容の確認
浦幌町議会	質疑に対する見解の違いで反問権

問１０　政策討議会（行政との一般会議）

議会として、重要な政策課題に対し、政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会（行政との一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っていますか。

項番	内　　容	道	市	比率	自治体議会名	町村	比率	自治体議会名	全体	比率	2014年調査結果
1	設置していない（条例規則等の規定があるが、開催は行われていない）	1	34	97%		93	91%		128	93%	116（92.8%）
2	設置を検討中		0	0%		3	3%	厚沢部町、ニセコ町、美瑛町	3	2%	3（2.4%）
3	申し合わせ(要綱含む。)により、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		0	0%		4	4%	天塩町、利尻町 利尻富士町、日高町	4	3%	4（3.2%）
4				0%			0%			0%	2（1.6%）
5	条例規則の規定に基づき、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		1	3%	**網走市**	2	2%	**栗山町**、**芽室町**	3	2%	2（1.6%）
回答数　計		1	35	100%		102	100%		138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　35　）

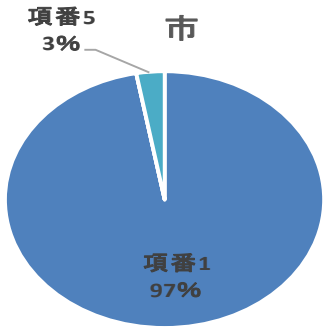

（回答数　102　）

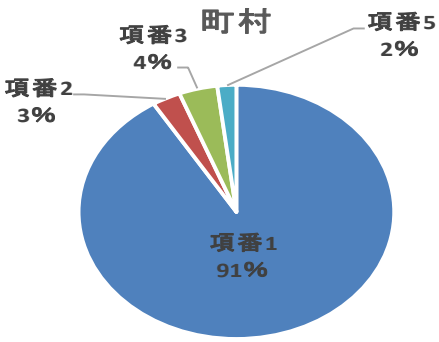

（回答数　137　）

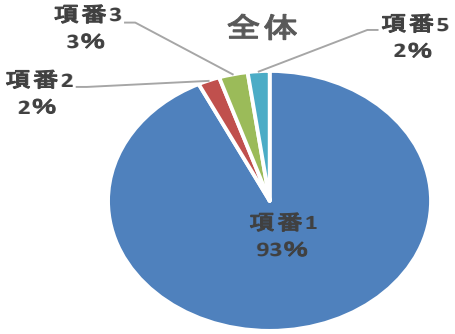

【コメント】

政策討論会の開催(項番3～5)については、2014年調査では8議会（6.3%）、2016年調査では7議会（5%）とほぼ同程度であった。

『政策討論会の内容』

●網走市議会（特別委員会）
まち・ひと・しごと創生総合戦略について、議会からも特別委員会を設置し、課題の共有及び計画に反映することができた。

●栗山町議会（一般会議・公開）
平成27年10月16日　栗山町人口ビジョン（案）及び栗山町まち・ひと・しごと創生総合戦略
平成28年3月11日　教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

●芽室町議会（全員協議会・公開）
農村地域保育所の再編、消防団設置条例、自主防災組織、議会改革・活性化策

●日高町議会（政策討論会・公開）
政策討論会を開催しているが、行政側は出席していない。

網走市議会基本条例
(議員の活動原則)
第10条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。
(3)　議会に提出された議案の審議だけでなく、市政の課題全般に理解を深める自主的な政策討議を行うよう努めます。

問10　補足設問　議会主催による議員研修の実施状況

H27．4～28．3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率
1	行っている	1	16		46%	37		36%	54	39%
2	行っていない		19		54%	65		64%	84	61%
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%

【グラフデータ】

（回答数　35　）

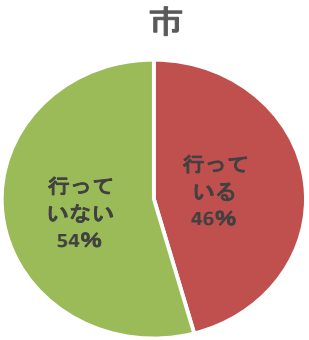

（回答数　102　）

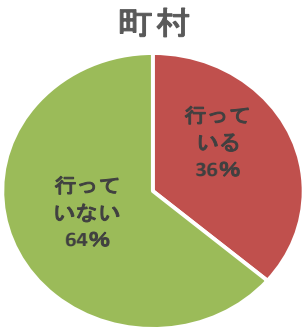

（回答数　138　）

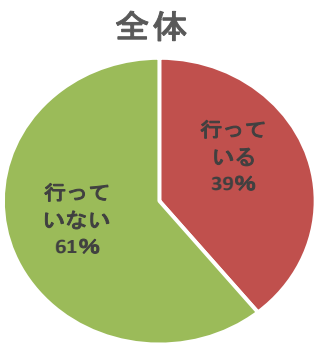

【コメント】

議会主催による議員研修の実施状況は、2014年調査では、36市町村（35%）が、2016年調査では54道市町村（39%）と議員研修が増加傾向にある。

名寄市議会基本条例
（議員研修の充実強化）　第14条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

議会主催による議員研修の内容

議会名	研修内容
北海道	議案審査・政策立案等に必要な情報収集の方法
小樽市	新人議員研修会、予算にかかる勉強会
旭川市	「地方創生，地域活性化に向けて」をテーマに講師を招いて講演をしてもらった。
帯広市	地方分権時代における議会の役割と可能性～審議能力の向上と政策提言機能の強化～
北見市	議会基本条例について
岩見沢市	地方創生の取り組み
網走市	議会基本条例、政務活動費、地方議会の運営について等
留萌市	地方創生と地方議会～地方創生に議会はどう向き合うべきか～
根室市	議会議論の活性化と議会報告会のあり方について
千歳市	公共施設等の再配置について
森町	地方創生に関する国の取組概要他
八雲町	地域医療セミナー・公共施設マネジメント研修（3回）・感染対策ネットワークに関する研修会
長沼町	議員定数と報酬、議会改革の行方
栗山町	H28.2.18　3条例時代の自治体運営と議会のあり方 H28.2.23　新公会計制度への取組み
秩父別町	地方創生についての研修
北竜町	地方議会改革
美瑛町	①町財政②町病院運営③廃棄物処理の状況
下川町	協働の推進・広聴機能強化に向けた勉強会
枝幸町	議会改革
白老町	新幹線開業が北海道にもたらす効果と地域への波及について
日高町	議員定数・報酬等
浦河町	議員定数・議員報酬と議会改革の行方
芽室町	議会改革、一般質問、議会ICT
池田町	いま議員に求められるもの

問11　議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、事務事業評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	町村	自治体議会名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	議会が評価主体となる評価は行っていない	1	33		94%	96		94%	130	94%	121（95.2%）
2	検討中		2	留萌市、稚内市	6%	3	厚沢部町、白老町　浦幌町	3%	5	4%	3（2.4%）
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している		0		0%	1	森町	1%	1	1%	1（0.8%）
4	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している		0		0%	0		0%	0	0%	0（0.0%）
5	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている		0		0%	2	福島町、芽室町	2%	2	1%	2（1.6%）
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

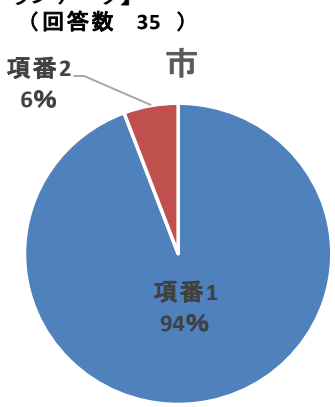

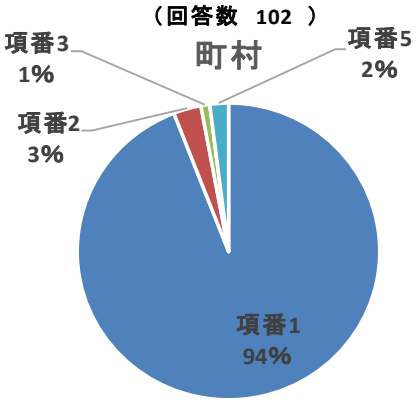

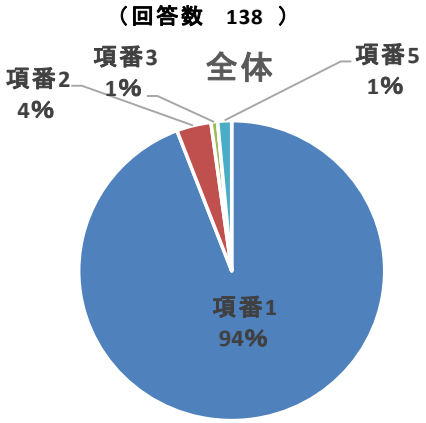

【コメント】

議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3～5)は、2014年調査では3議会（森町議会、福島町議会、芽室町議会）で、2016年調査では、増減なしの同じ結果であった。残念ながら、市議会では事務事業評価実施議会が0議会であった。

議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証し、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。

（参考）　芽室町議会基本条例
第13条（評価の実施）　議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。
２　議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

Ⅴ．議会と行政との討議と課題共有（まとめ）

項目		通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等の実施	全体
市	2014	1.2	3.1	2.1	1.0	1.0	1.7
	2016	1.2	3.4	1.3	1.1	1.1	1.6
町村	2014	1.3	3.0	2.4	1.3	1.1	1.8
	2016	1.3	3.1	1.5	1.2	1.1	1.6

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等の実施	全体
議会基本条例あり	1.4	4.6	1.6	1.4	1.2	2.0
議会基本条例なし	1.3	2.7	1.3	1.1	1.0	1.5

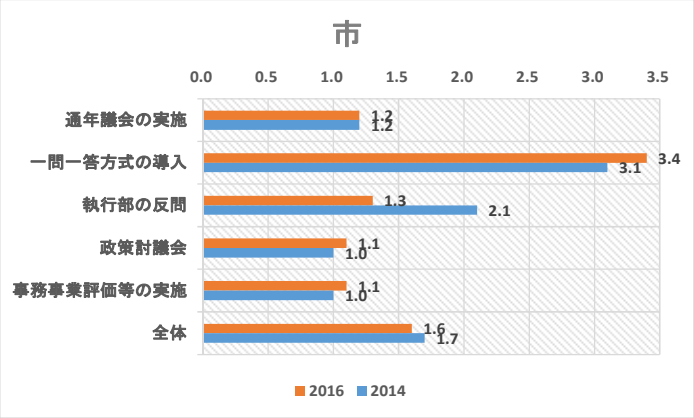

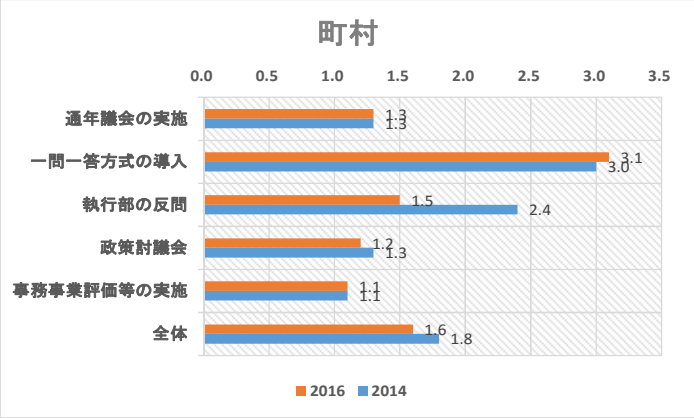

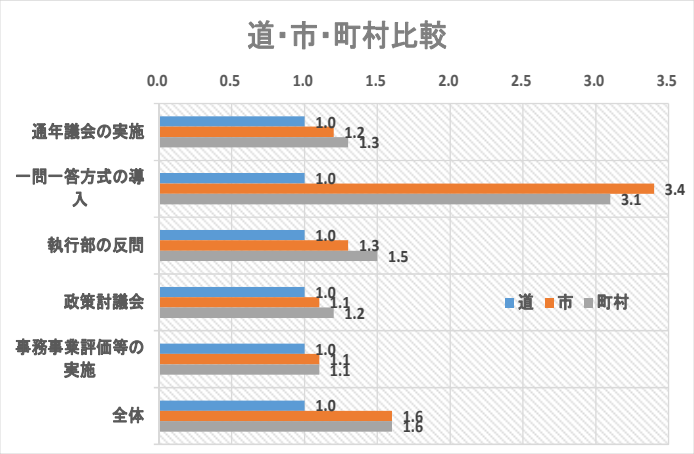

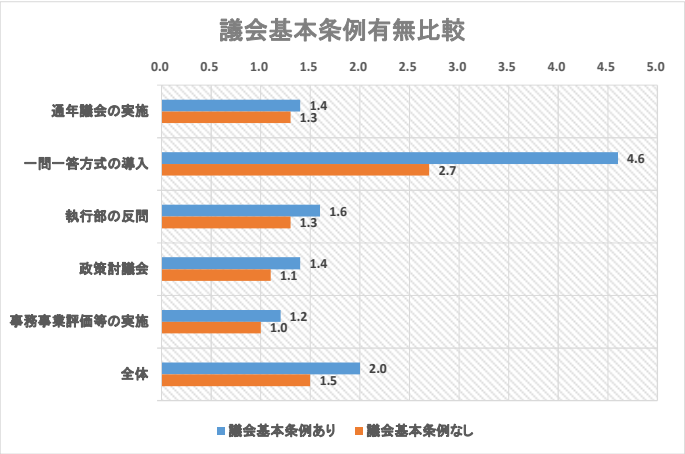

「コメント」

市では、「執行部の反問」は2014年調査では2.1に対し、2016年調査は1.3と評価を下げている。また、「一問一答方式の導入」は、逆に、3.1から3.4と評価を上げている。

町村では、市同様に、「執行部の反問」が2014年調査では2.4に対し、2016年調査は1.5と評価を下げている。また、「一問一答方式の導入」は、逆に、3.0から3.1と評価を上げている。

議会基本条例があることで評価が上がるのは、「一問一答方式の導入」が「あり」は4.6に対し、「なし」は2.7と同条例が「ある」ことが影響したと思われる。

Ⅵ. 住民説明

問12　傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供(貸与を含む。)を行っていますか(H27.4～H28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内　　容	道	市	自治体議会名	比率	HPでの提供	町村	自治体議会名	比率	HPでの提供	全体	比率	HPでの提供	2014年調査結果
1	傍聴者への資料提供は行っていない		2	室蘭市、伊達市	6%		10		10%		12	9%		5（3.9%）
2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している	1	15		43%	4	34		33%	5	50	36%	9	48（37.8%）
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している		10		28%	2	23		22%	1	33	24%	3	34（26.8%）
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		2	根室市、砂川市	6%	0	14		14%	0	16	11%	0	14（11.0%）
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		6	小樽市、帯広市 北見市、苫小牧市　北広島市、石狩市	17%	1	21		21%	7	27	20%	8	26（20.5%）
回答数　計		1	35		100%	7	102		100%	13	138	100%	20	127

（注）「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

【グラフデータ】

（回答数　35　）

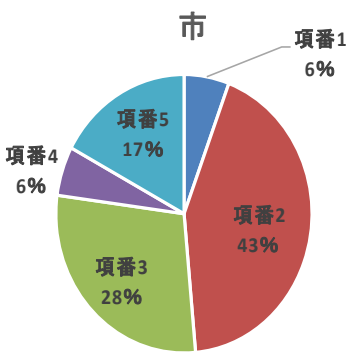

（回答数　102　）

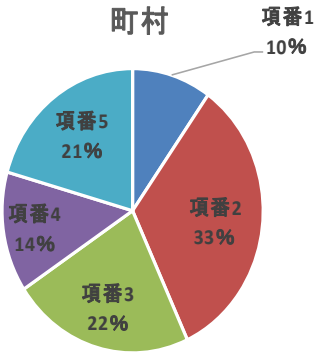

（回答数　137　）

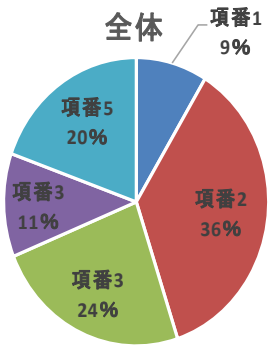

【コメント】

傍聴者への資料提供を行っていない（項番1）は、2014年調査では5議会（3.9%）、2016年調査では12議会（9%）と増加している。

資料提供の形態については、市・町村議会共に、項番2の「傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している」が一番多い結果であった。これは、2014年調査と同じ傾向であった。本来は、項番5の「議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供」であるべきである。残念ながら、2016年調査（20%）と2014年調査（20.5%）ではほとんど同じ結果であった。

傍聴者、すなわち主権者である住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、主権者に審議内容を分かってもらうという意思がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。議会によっては、配布ではなく閲覧という議会もあり、閲覧では資料の持ち帰りが容易にできない。閲覧ではなく、配布に改めるべきである。

2016年調査では傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開をして提供しているかを調査したところ、20議会（15%）で行われるとの回答であった。2014年調査での14議会(11%)より増加している。議会審議資料の公開は議会活動の透明性を示すバロメーターとなると考える。

問13　会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内　　容	道	市	比率	自治体名	配信あり	町村	比率	自治体名	配信あり	全体	比率	配信あり	2014年調査結果
1	行っていない		7	20%	留萌市、芦別市 赤平市、紋別市 砂川市、歌志内市　石狩市		60	58%	七飯町、今金町 北竜町、和寒町 白糠町　他		67	49%		59 (46.5%)
2	検討中		6	17%	夕張市、岩見沢市　美唄市、三笠市　深川市、伊達市		7	7%	八雲町、遠軽町 浦幌町　他		13	10%		23 (18.1%)
3	本会議のみライブ中継を行っている		9	26%	函館市、旭川市 釧路市、北見市 稚内市、江別市 根室市、滝川市 富良野市、	7	17	17%	大空町　他	9	26	19%	16	21 (16.5%)
4	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている (ライブ中継を行っている委員会名[　　])	1	12	34%	札幌市、小樽市 室蘭市、帯広市 網走市、苫小牧市　士別市、名寄市　千歳市、恵庭市　北広島市、北斗市	12	17	17%	福島町、知内町 栗山町、安平町 むかわ町、広尾町　幕別町、足寄町　他	14	30	21%	27	23 (18.1%)
5	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている		1	3%	登別市	1	1	1%	茅室町	1	2	1%	2	1 (0.8%)
回答数　計		1	35	100%		20	102	100%		24	138	100%	45	127

(注1)「配信あり」はオンデマンド配信を行っているもの　(注2)町村は議会基本条例施行自治体

【グラフデータ】

（回答数　35　）

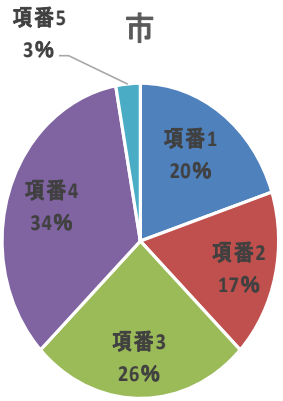

（回答数　102　）

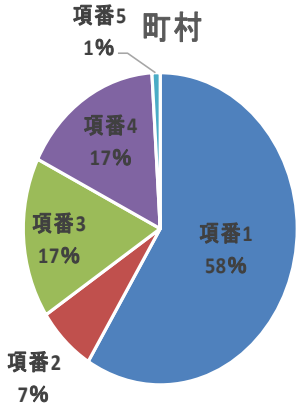

（回答数　138　）

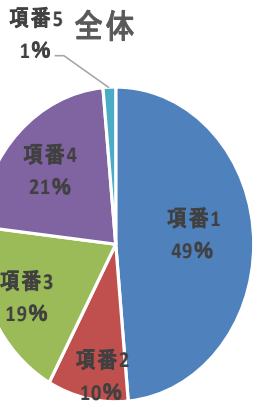

【コメント】

会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継 を行っている（項番3～5）は、2014年調査では45議会（35.4%）、2016年調査では58議会（41%）と増加傾向にある。
オンデマンド配信実施は、2014年調査では35議会（28%）、2016年調査では45議会（33%）と、こちらも増加傾向である。
ただ、インターネットによるライブ中継を行っていない議会は80議会（59%）、2014年調査では82議会（64.6%）と減少傾向にあり、インターネットによるライブ中継を行っていない議会は町村議会に多く、改善が待たれる。

問14　議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H27.4～28.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内　　容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		0		0%	33	知内町、北竜町他	32%	33	24%	29 (22.8%)
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		6	夕張市、網走市美唄市、歌志内市　深川市、登別市	17%	23	今金町、和寒町足寄町、白糠町他	23%	29	21%	31 (24.4%)
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる	1	25	旭川市、帯広市留萌市、芦別市江別市、士別市名寄市、三笠市根室市、富良野市　石狩市　他	71%	36	遠軽町、大空町むかわ町、広尾町　他	35%	62	45%	60 (47.2%)
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文(議案書)も閲覧できる		2	函館市、釧路市	6%	2	美瑛町、士幌町	2%	4	3%	2 (1.6%)
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		2	札幌市、恵庭市	6%	8	福島町、八雲町江差町、栗山町安平町、芽室町幕別町、浦幌町	8%	10	7%	5 (3.9%)
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	127

(注)市の項番3、町村の項番1・2・3は議会基本条例施行自治体

【グラフデータ】

(回答数　35　)

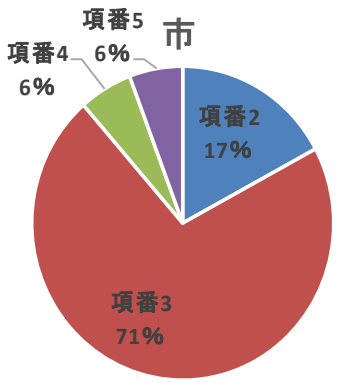

(回答数　102　)

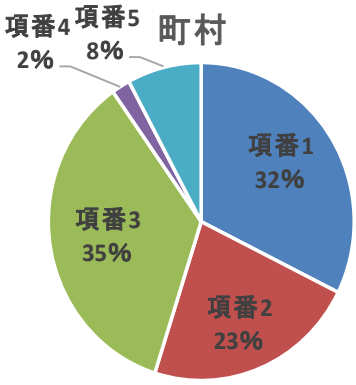

(回答数　138　)

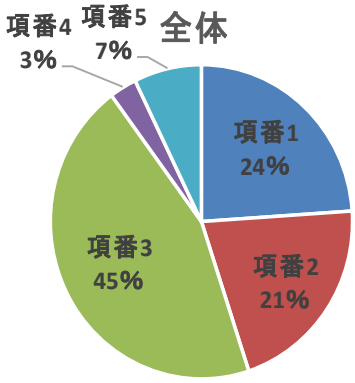

【コメント】

議会日程等をホームページで一切広報していない議会(項番1)は、2014年調査では29議会(22.8%)、2016年調査では33議会(24%)と増加傾向にある。すべてが町村議会で、市議会では議会日程等の周知にホームページを活用していない議会は無であった。

議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(71%)、町村(35%)]

問15　議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

項番	内　　容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2014年調査結果
1	議案に対する賛否は公開していない	1	14	40%	夕張市、士別市 富良野市　他	65	64%	七飯町、今金町 和寒町、遠軽町 大空町、安平町 むかわ町、白糠町　他	80	58%	79 （62.2%）
2	検討中		1	3%	留萌市	5	5%		6	4%	10 （7.9%）
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		15	43%	札幌市、旭川市 釧路市、帯広市 江別市、名寄市 根室市　他	26	25%	知内町、八雲町 広尾町、幕別町 他	41	30%	29 （22.8%）
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		1	3%	石狩市	0	0%		1	1%	2 （1.6%）
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		4	11%	網走市、芦別市 三笠市、登別市	6	6%	福島町、栗山町 北竜町、芽室町 足寄町、浦幌町	10	7%	7 （5.5%）
回答数　計		1	35	100%		102	100%		138	100%	127

（注）市の項番1・2・3、町村の項番1・.3は議会基本条例施行自治体

【グラフデータ】

（回答数　35　）

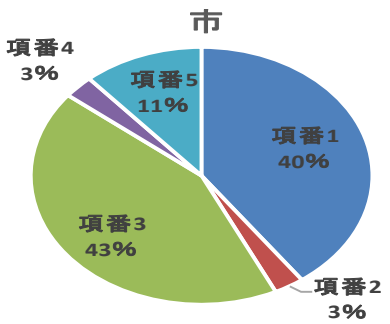

（回答数　102　）

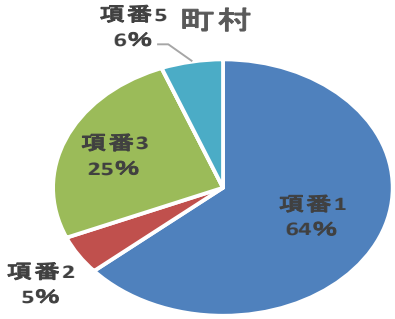

（回答数　138　）

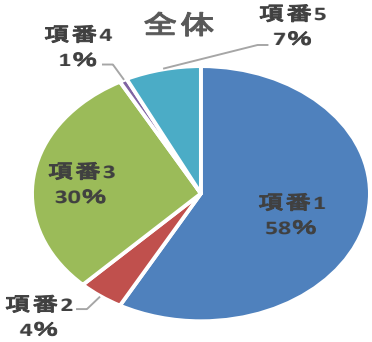

【コメント】

議案に対する賛否を公開している（項番3～5）は、2014年調査では38議会（29.9%）、2016年調査では52議会（38%）と増加傾向にある。

議案に対する賛否を公開していない（項番1～2）は、市議会では15議会（43%）、町村議会は70議会（69%）と町村議会で、議案に対する賛否を公開していない議会が多い。

議案に対する賛否の公開は、条例規則（項番4・5）（8%）によるよりも申し合わせ（項番3）（30%）による賛否の公開の比率が高い。

議案に対する賛否の公開状況（項番3～5）

項目		市		町村		全体	
		議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
公開単位	会派単位	4	20%	0	0%	4	8%
	議員個別	13	65%	31	97%	44	85%
	会派+議員	1	5%	0	0%	1	2%
	未回答	2	10%	1	3%	3	6%
	計	20	100%	32	100%	52	100%
公開媒体	議会広報	4	20%	14	44%	18	35%
	ホームページ	3	15%	1	3%	4	8%
	議会広報+ホームページ	11	55%	16	50%	27	52%
	未回答	2	10%	1	3%	3	6%
	計	20	100%	32	100%	52	100%

問16　議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

項番	内　　容	道	市	自治体名	比率	要綱有	町村	自治体名	比率	要綱有	全体	比率	要綱有	2014年調査結果
1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	14	札幌市、旭川市 三笠市、登別市 他	40%		49	七飯町、安平町 広尾町、白糠町 他	48%		64	46%		61 （48.0%）
2	検討中		4	函館市、稚内市 滝川市、北広島市	12%		14		14%		18	13%		17 （13.4%）
3	申し合わせ（要綱含む。）により、議会報告会等を行っている		5	小樽市、美唄市 赤平市、千歳市 歌志内市	14%	4	24		23%	8	29	21%	12	25 （19.7%）
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		8	釧路市、網走市 留萌市、芦別市 江別市、士別市 根室市、富良野市	23%	4	9	福島町、知内町 八雲町、今金町 北竜町、和寒町 遠軽町、更別村、 足寄町	9%	7	17	13%	11	11 （8.7%）
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		4	帯広市、夕張市 名寄市、石狩市	11%	2	6	栗山町、大空町 むかわ町、 芽室町、幕別町、 浦幌町	6%	3	10	7%	5	13 （10.2%）
回答数　計		1	35		100%	10	102		100%	18	138	100%	28	127

（注1）「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無　（注2）市の項番1、町村の項番1は議会基本条例施行自治体

【グラフデータ】

（回答数　35 ）

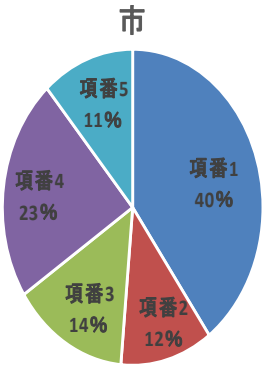

（回答数　102 ）

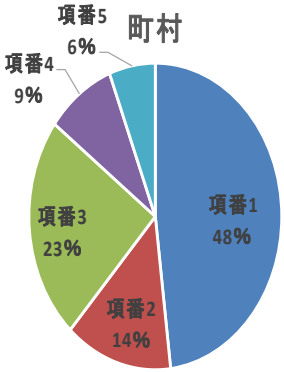

（回答数　137 ）

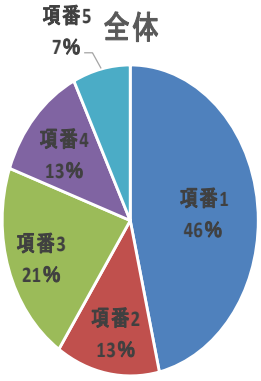

【コメント】

議会報告会等を行っている議会（項番3～5）は、2014年調査では49議会（38.6%）、2016年調査では56議会（41%）と議会報告会等を設けている議会が増加傾向である。

条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回（項番4）という議会は17議会（13%）、複数回（項番5）は10議会（7%）と、1回実施という議会が多い。

議会報告会を開催している根拠の内訳を見ると、申し合わせ（項番3）が29議会（21%）、条例規則（項番4・5）が27議会（20%）と、議会報告会の開催の5割は申し合わせにより実施されていることがわかる。

議会報告会のパターン（P37））では、②定期意見聴取型が、市議会の67%、町村議会の68%、①随時意見聴取型が、市議会の33%、町村議会の24%と回答があった。このことから、市議会及び町村議会の議会報告会の性格が②定期意見聴取型であることがわかる。これは、2014年調査と同傾向であった。また、議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っているかについては、市議会では33%、町村議会では37%で、議論を行っていると回答があった。

議会議会報告会実施要綱の規定状況は、項番3～5の56議会中28議会（50%）が議会報告会のルールを定めている。

議会報告会の課題（P38）としては、議会側の課題として、「参加者の減少と参加者の固定化」「行政要望が多い」、住民側の課題として「住民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「行政にすべき質問や要望が多く出る」などがあるが、議会報告会等を継続的に試行錯誤しながら行うことで、課題解決がされていくのではないか。

（1）議会報告会のパターン

議会報告会のパターン

市町村	市				町村				全体			
項目	議会数	比率	議論有	議論比率	議会数	比率	議論有	議論比率	議会数	比率	議論有	議論比率
①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）	5	33%	2	40%	9	24%	3	33%	14	26%	5	36%
②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）	10	67%	3	30%	26	68%	9	35%	36	68%	12	33%
③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
①+②	0	0%	0	0%	1	3%	0	0%	1	2%	0	0%
①+②+③	0	0%	0	0%	2	5%	2	100%	2	4%	2	100%
計	15	100%	5	33%	38	100%	14	37%	53	100%	19	36%

（注）議論有は議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っている。

（2）議会報告会の結果を受けての議論内容

H27.4～28.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議　論　の　内　容
小樽市	米艦船の入港等
千歳市	政務活動費について
福島町	出された意見をまとめ、常任委員会で調査するものがあるか議論した。 しかし、調査する内容はなかった。
八雲町	避難路の整備、総合病院（町立）の経営改善
厚沢部町	町民からの要望を議会として町へ伝えるかを議論
今金町	総合体育館・図書館建設構想について
栗山町	広報広聴常任委員会（議会報告会まとめ検討会）で議論を行っている
佐呂間町	議会活性化策についてなど
遠軽町	提言や要望の対応を町及び議会で検討した結果を広報で公表
芽室町	農村地域保育所の再編、消防団設置条例、自主防災組織、公立病院経営状況
別海町	海岸保全、福祉施設の充実
中標津町	道路整備、堤防整備、町立病院の運営状況

（3）議会報告会の課題

議会報告会における現在の課題

議会名	議会側の課題	市（町）民側の課題
小樽市	開催内容が単なる報告会となっている。	議会報告会の報告事項が長すぎ、意見交換の時間が確保されていない。
釧路市	参加者を増やすために、効果的な周知方法やテーマの選定などについて検討が必要。	開催時間と参加希望者の都合が合わない。
夕張市	参加者が減少傾向にある。	
網走市	議会の審議内容等に関する報告に対しての質疑応答しか行っておらず、意見交換する時間が設けられていないため、参加する市民の人数が少ない。	
美唄市	・年々参加者数が減少している。 ・参加者の顔ぶれが毎年同じである。 ・若い参加者がいない。	市主催のまちづくり地区懇談会との区別がつきにくいためか、議会ではなく、市側にすべき質問や要望が多く出る。
江別市	市民からの質問が行政側で回答すべき内容にかかるものが多く、議会の立場としての回答に窮するケースがある。	
士別市	参加人数が少ない	
三笠市	議会報告会といっても、住民からの要望等が多くなり、意見交換会とのすみ分けがしづらい。	市民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
根室市	参加者が少人数のため、参加しやすい取り組みが必要。	行政用語を使用すると分かりづらい。
歌志内市	若者（勤労者）の参加増加を図るための開催場所や時間帯の設定。	市長が行っている市政懇談会と議会報告会の違いが分からない。
富良野市	・議会活動を地域住民に説明・報告する目的で始めたが、実施にあたっては住民側の意見聴取という側面もあり、その棲み分けが必要となっている。 ・開催にあたっては事前に広報活動を行っているが、参加する住民は毎年同じ顔ぶれとなるなど、限られた住民しか参加してもらえない。	・報告会の中では特定の参加者の発言が多く、他の参加者の発言が限られてしまうこと。 ・毎年決まった開催日時であるため、一部の市民からは参加しづらいという意見がある。
石狩市	年々参加人数が減少しており、テーマ設定が難航する。意見交換の時間を増やしているが、意見が出てこない場合のファシリテーターのスキルが課題。	市民は、首長が行うタウンミーティングと議会が行う議会報告会の違いがわからない。
福島町	一人でも多くの方が参加してもらえるよう周知方法の工夫が必要。	
知内町	年々参加者が少なくなってきている状況にあるように思われるので、報告事項の内容やあり方を検討していかなければならない。	町が行う行政懇談会と議会報告会の日程が近いと参加者は少ない。
八雲町		参加人数の減少
厚沢部町	参加者の減少	
今金町	住民の参加が少ない	議員に決定権がないので聴き置くしかない
ニセコ町	参加する人が決まってきている	
真狩村	年々参加者の固定化が見られ、減ってきたので、議会報告に併せ、今年はテーマ（地方創生）を設け、外部から講師を招くことにより、参加者が増えたことから、内容の工夫が必要と思われる。	年1回、1箇所での開催なので、参加が困難なことがある。
京極町	年2回程度開催（平27より）、議会報告と主要課題についての経過説明をする。	出席者は、定期開催を望まれている。 主要課題については、詳細な経過を求められている。

議会報告会の課題

項目	議会側の課題										住民側の課題							
	周知方法	テーマ選定	時間帯と場所（参加者を増やす方法）	ファシリテーターのスキル	議会の審議内容の報告のみ	意見交換の時間が設けられていない	参加者少ない（参加者の減少傾向）	同じ参加者（限られた人の参加）	若い参加者がいない	行政要望ばかり（議会とのすみわけ必要）	意見交換の時間が少ない	開催時間帯・場所が悪い（参加できる時間帯・場所ではない）	行政要望（行政への質問・要望が多い）	住民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない	説明が行政用語ではわかりずらい	特定の人の発言が多い（他の人の発言が限られる）	参加者の減少	特定課題に詳細な説明を求める
1					1						1							
2	1	1										1						
3							1											
4					1	1	1											
5							1	1	1				1					
6										1								
7							1											
8										1				1				
9							1								1			
10			1											1				
11							1	1		1		1				1		
12		1		1			1							1				
13	1											1						
14		1					1											
15																	1	
16							1											
17							1						1					
18								1										
19		1					1	1				1						
20		1			1													1
計	2	5	1	1	3	1	11	4	1	3	1	4	2	3	1	1	1	1

「コメント」

議会報告会の課題に対する対策としては以下のことが考える。

①議会報告会は住民主権による自治の再教育の場
議会報告会を単に、1年間議決した主な議案の審議状況の報告の場と位置付けるだけでなく、住民主権による住民自治確立のための再教育の場として、再度位置付けるべきではないか。したがって、住民・議会・行政のそれぞれの役割と責務を再確認するところから始める必要がある。自治基本条例施行自治体であれば、自治基本条例の該当部分を再確認する。未施行自治体であれば、議会として、どうあるべきかまとめ、それを住民に説明し、再確認するところから始めるべきである。そのことにより、行政懇談会と議会報告会の違いや行政要望が議会報告会では適切ではないことを住民が認識できる。

②議会報告会は住民が議会を通じて政策決定に関与する体験の場
議会報告会で一番危惧することは、議会報告会に住民が参加して、意見を言っても議会は何もしてくれないと、あきらめられることである。テーマを定めて行われる住民等との意見交換も同様であるが、議会報告会も住民が議会を通じて政策決定に関与する体験の場であり、まさに、自治の体験の場でもある。にもかかわらず、自治の体験が出来なければ、がっかりして、次回参加しようとは思わなくなる。したがって、住民から出された意見・提案はどのように議会内で討議され、行政の計画等にどう反映されたのか、議会広報で報告することや、次回の議会報告会で検討経緯の説明をすることで、さらなる、住民提案がされ、好循環が生まれる。まさに、議会報告会は住民参加と情報共有の場となれる。このことにより、参加者が少ないという問題、議会の審議内容の報告のみといった住民不満は解消することができる。

③重要なことは、議会が「住民と共に歩む議会」「住民に信頼される議会」という姿勢を貫き通すこと
重要なことは、議会が「住民と共に歩む議会」「住民に信頼される議会」という姿勢を貫き通せるかである。たとえ、参加者が少数になっても、議会が議会報告会を続ける姿勢を住民に見せることではないか。そうすることで、議会報告会への参加者は確実に増えること間違いない。

問１７　議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

項番	内　　容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）	1	33	札幌市、旭川市釧路市、帯広市夕張市、網走市留萌市、芦別市江別市、士別市名寄市、三笠市根室市、富良野市　石狩市　他	94%	91	福島町、知内町七飯町、八雲町今金町、北竜町和寒町、遠軽町大空町、安平町むかわ町、幕別町　足寄町、白糠町　他	89%	125	90%	
2	検討中		1	苫小牧市	3%	6	厚沢部町、幌加内町　下川町、豊富町　清水町、中標津町	6%	7	5%	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）		0		0%	1	別海町	1%	1	1%	
4					0%			0%	0	0%	
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		1	登別市	3%	4	栗山町、芽室町広尾町、浦幌町	4%	5	4%	
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	

（注）市の項番1、町村の項番1は議会基本条例施行自治体

【グラフデータ】

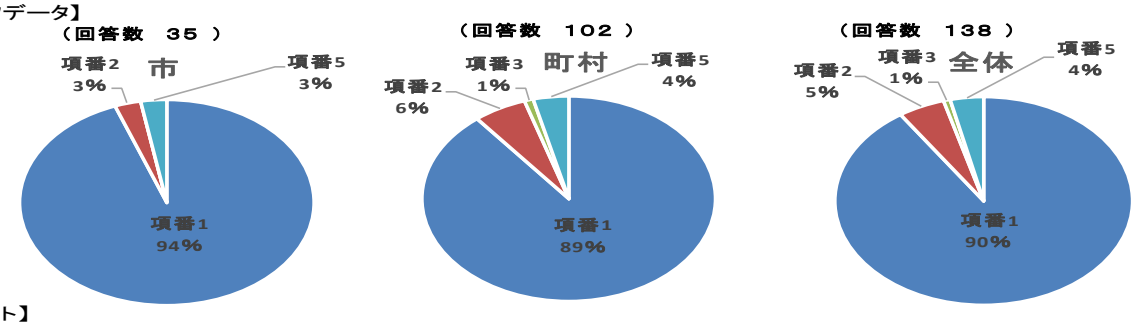

【コメント】

議会モニター制度を行っている議会（項番3・5）は6議会（5%）と、行っていない議会は１３２議会（95%）であった。議会モニター制度の意義は、議会活動が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程へ住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためにあることを実感する制度である。制度の普及が待たれる。

浦幌町議会基本条例
（議会モニターの設置）　第17条　議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。
２　前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

浦幌町議会モニター設置要綱
（職務）　第９条　議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。
（1）　会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
（2）「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
（3）　議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
（4）　町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
（5）　浦幌町議会モニター会議（以下「議会モニター会議」という。）に出席すること。
（6）　その他議長が必要と認めたこと。

（1）議会モニター制度概要

議会名	モニター			
	任期	人数	公募	報酬
登別市	2年	6人	有	無
栗山町	2年	10人	有	無
芽室町	1年	10人	有	無
広尾町	2年	6人	有	無
浦幌町	2年	6人	有	無
別海町	1年	7人	有	無

（2）議会モニターの主な役割

	議会名	登別市	栗山町	芽室町	広尾町	浦幌町	別海町
①	会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）		○	○	○	○	○
②	議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出		○	○	○	○	○
③	議会議員との意見交換（年何回：　回）	○（年3回）	○（年1～2回）	○（年3回）	○（年1回）	○（年2回）	○（未定）
④	その他				議会が依頼した町議会の運営に関する調査事項への回答		

Ⅵ. 住民説明（まとめ）

項目		傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
市	2014	2.8	2.6	2.9	2.2	2.2		2.6
	2016	2.9	2.8	3.0	2.4	2.5	1.1	2.5
町村	2014	3.2	1.9	2.2	1.7	2.2		2.2
	2016	3.0	1.9	2.3	1.8	2.1	1.2	2.1

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	全体
議会基本条例あり	3.6	2.9	3.2	2.9	3.6	1.6	2.9
議会基本条例なし	2.8	1.9	2.3	1.6	1.8	1.1	1.9

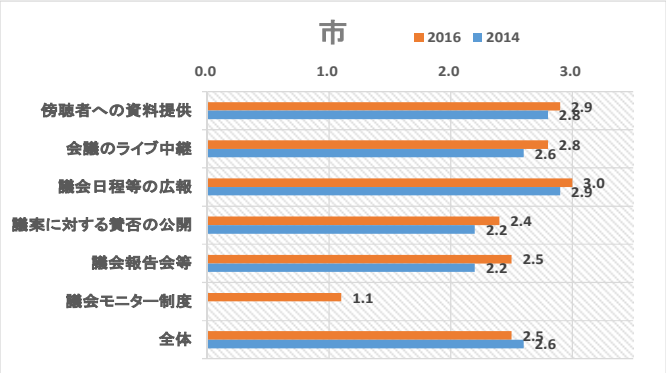

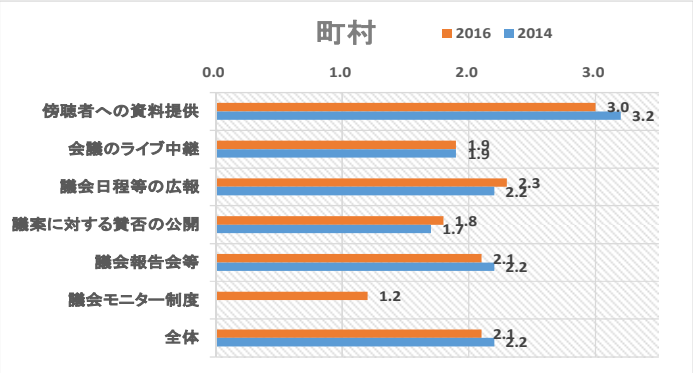

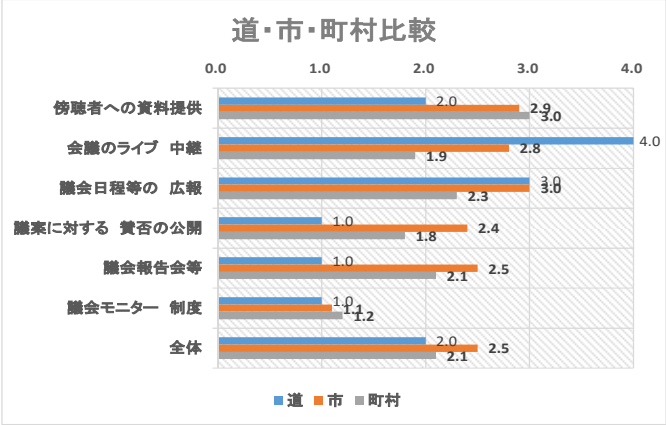

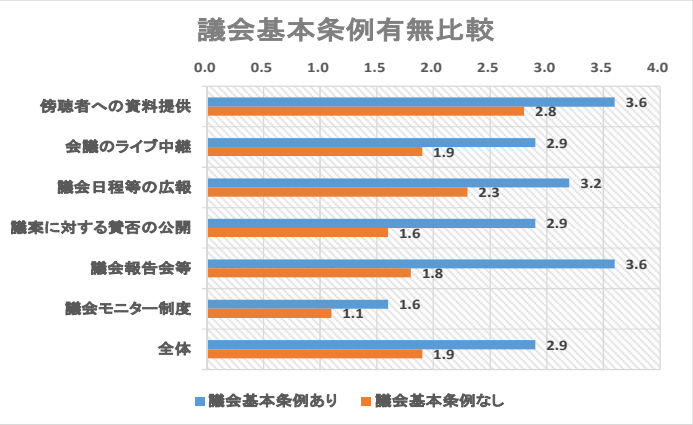

「コメント」

市では、2014年調査と2016年調査との比較では大差がない。このことは、後退も改善もないということがわかる。

町村では、2014年調査と2016年調査との比較では大差がない。このことは、後退も改善もないということがわかる。

議会基本条例があることで、すべての項目で評価が高い結果であった。このことは、条例があることでこれらの項目が義務化されるという効果があることがわかる。

Ⅶ. その他

問18　議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H27.4～28.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内　　容	道	市	比率	条例改正実施	議会名	条例改正未実施	町村	比率	条例改正実施	議会名	条例改正未実施	全体	比率
1	行っている		6	37%	1	旭川市、帯広市 留萌市、三笠市 根室市、登別市	5	8	44%	6	福島町、知内町　今金町、 栗山町　遠軽町、芽室町 幕別町、浦幌町	2	14	40%
2	行っていない	1	10	63%				10	56%				21	60%
回答数　計		1	16	100%			5	18	100%			2	35	100%

（注）アンダーバーの議会は条例改正実施議会

【グラフデータ】

（回答数　16 ）

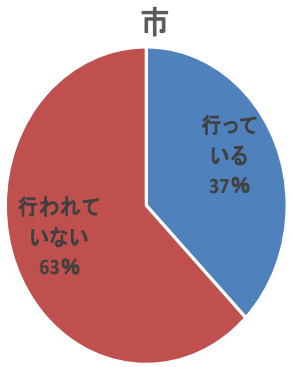

（回答数　18 ）

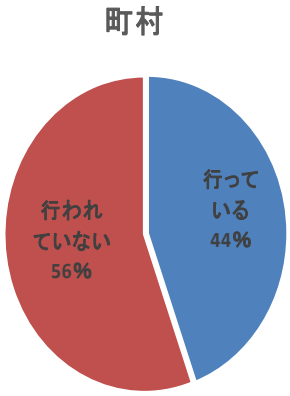

（回答数　35 ）

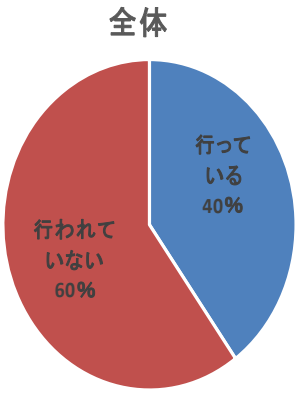

【コメント】

議会基本条例の見直しを行ったのは、35議会中14議会（40%）であった。さらに、条例の改正を行ったのは、7議会（20%）であった。

問19　政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

項番	内　　容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率	2014年調査結果
1	制定している		5	美唄市、**根室市** **登別市**、恵庭市 **石狩市**	14%	10	当別町、**福島町** 余市町、**栗山町** 当麻町、白老町 **むかわ町**、新ひだか町　**芽室町**、中標津町	10%	15	11%	16 （12.9%）
2	制定していない	1	30		86%	92		90%	123	89%	108 （87.1%）
回答数　計		1	35		100%	102		100%	138	100%	124

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

（回答数　35 ）

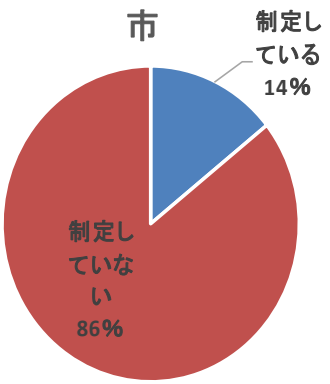

（回答数　102 ）

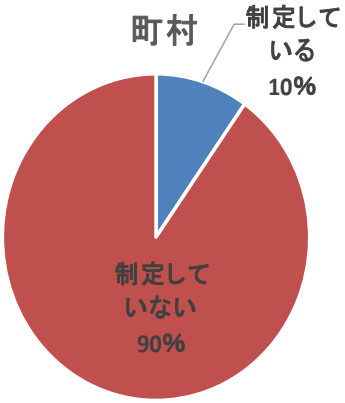

（回答数　138 ）

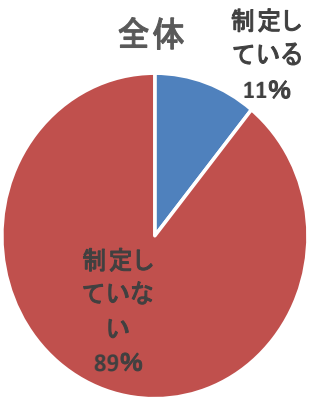

【コメント】

政治倫理条例を制定しているのは、2014年調査では16議会（12.9%）、2016年調査では15議会（11%）と変化がない状態であった。

問２０　議決事件の追加

(1)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。
(2)（1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内容		道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率	2014年調査結果
1	制定している			16	46%		58	57%		74	54%	53（43.1%）
	内訳	基本構想のみ		9	26%	**札幌市**、函館市 **旭川市**、**帯広市** 苫小牧市、**江別市** 歌志内市、恵庭市 **石狩市**	19	19%		28	21%	19（15.4%）
		基本構想・基本計画		7	20%	**留萌市**、稚内市 士別市、**名寄市** **三笠市**、**根室市** **登別市**	29	28%		36	26%	29（23.6%）
		基本構想・基本計画・実施計画		0	0%		10	10%	**福島町**、京極町 **北竜町**、比布町 天塩町、利尻町 置戸町、**安平町** **むかわ町**、鶴居村	10	7%	4（3.3%）
		無記入		0	0%		0	0%		0	0%	1（0.8%）
2	制定していない		1	19	54%		44	43%		64	46%	70（56.9%）
回答数　計			1	35	100%		102	100%		138	100%	123

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

(3)総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内容		道	市	比率	議会名	町村	比率	議会名	全体	比率	2014年調査結果
1	制定している		1	27	77.1%		52	51%		80	58%	67（52.8%）
	内訳	昨年度追加あり		3	8.6%	室蘭市、**網走市** **根室市**	10	10%	**福島町**、森町　南富良野町、占冠村 洞爺湖町、**安平町** 音更町、新得町 **芽室町**、池田町	13	9%	8（6.3%）
2	制定していない			8	22.9%		44	43%		52	38%	55（43.3%）
3	無記入			0	6.0%		6	6%		6	4%	5（3.9%）
回答数　計			1	35	100.0%		102	100%		138	100%	127

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

〔追加した議決事件（H27年度）〕

室蘭市議会	定住自立圏形成協定の議決に関すること
網走市議会	名誉市民、定住自立圏構想に関するもの
根室市議会	根室市耐震改修促進計画、根室市障がい福祉計画、根室市高齢者保健福祉計画
福島町議会	福島町人口ビジョン、総合戦略
森町議会	姉妹都市又は友好都市の提携をすること
南富良野町議会	定住自立圏形成協定
占冠村議会	定住自立圏形成協定の締結
新得町議会	定住自立圏形成協定
芽室町議会	役場庁舎建設基本計画
池田町議会	都市宣言に関すること

【コメント】

議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、2014年調査では53議会（43.1%）、2016年調査では74議会（54%）と増加傾向である。
内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは28議会（21%）、②基本構想・基本計画を追加しているのは36議会（26%）、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは10議会（7%）となっている。市議会では19議会、町村議会では44議会、合計64議会（46%）が議決事件としていない。
首長が策定する総合計画はまちの課題とその解決策のカタログであり、今後の予算化の方針でもある。総合計画を議決事件とすることで、議会が把握しているまちの課題と一致しているのか、首長との討議を通じて住民が抱えている課題を盛り込むことが可能となる。総合計画を議会の議決事件としていないということは、それが出来ない。
また、議決事件として、誰も反対ができないような理念のみの基本構想だけで良いのか。基本計画は必須であろう。さらに、議会として執行機関が行う基本計画の実施状況を検証も行うべきである。
総合計画以外の議決事件を追加しているのは、80議会（58%）である。このうち、27年度に新たに議決事件の追加を行ったのは、13議会（9%）となっている。

問21　貴議会において、議会だよりの発行等状況について

(1)議会だより(議会広報)の発行頻度
(2)議会だよりへの住民アンケートの実施状況(H27.4～28.3の間)
(3)議会だより発行の為の広聴広報委員会の設置の有無(H27.4～28.3の間)

項番	内　　容	道	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	比率
1	毎月		0	0%	0		0	2	2%	1	北竜町、芽室町	1	2	1%
2	3カ月毎(基本＋随時)		29	83%	2		23	83	82%	6		67	112	82%
3	その他の頻度	1	6	17%	1	札幌市 函館市(4回/年) 帯広市(定例会毎) 北見市(4回/年) 芦別市(4回市広報誌に議会頁掲載) 三笠市(1回/年)	3	12	12%	1		9	19	14%
4	発行していない		0	0%	0		0	4	4%	0	神恵内村、利尻町　西興部村、様似町	0	4	3%
回答数　計		1	35	100%	3		26	101	100%	8		77	137	100%

【グラフデータ】

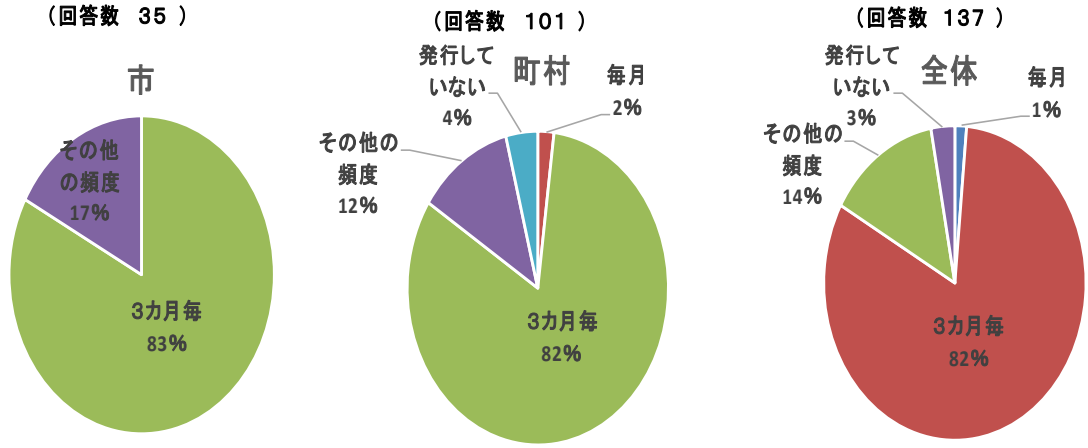

【コメント】

議会だよりの発行は頻度が発行していないは、市は0議会、町村では、4議会あった。1番多い頻度は、3カ月毎(82%)であった。

問22　貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

項番	内　　容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	設けられている		1	2.9%	<u>登別市</u>	8	7.8%	<u>知内町</u>、比布町、中富良野町、南富良野町、小清水町、士幌町、更別村、弟子屈町	9	7%
2	設けられていない	1	34	97.1%		94	92.2%		129	93%
回答数　計		1	35	100.0%		102	100.0%		138	100%

（注）アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

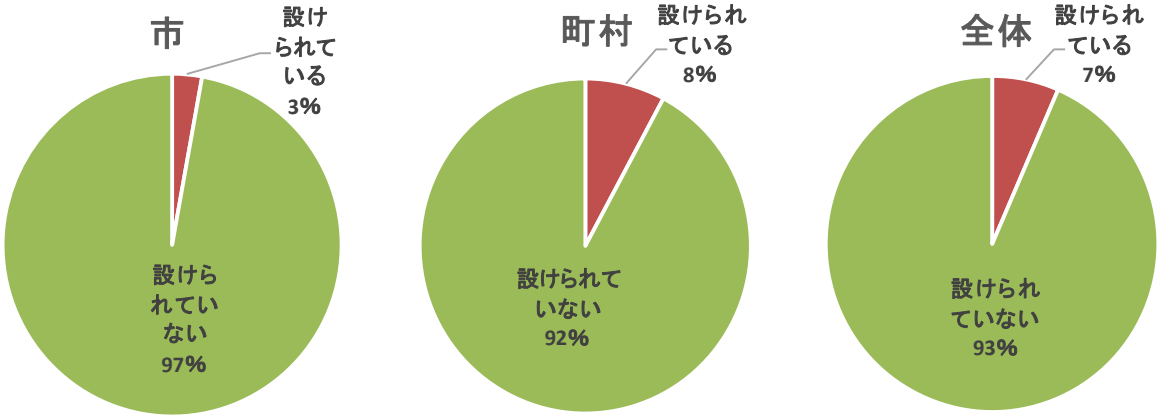

〔設けられている事例〕

議会名	意見交換の場
知内町	渡島西部四町（近隣町）議員連絡協議会
南富良野町	富良野広域連合議会
小清水町	近隣3町村による、正副議長会議及び議員連絡協議会
士幌町	北十勝4町正副議長会議
更別村	北海道町村議会議長会、十勝町村議会議長会

【コメント】

公共施設等の広域利用が今後自治体間で話題となることを想定し、それに対応した協議組織が議会間にあるかを問いとした。道内では9議会（7%）で議会間の意見交換の場が設けられていると回答があった。

（注）問23は省略

問24　貴議会の議員の選挙は別に条例で選挙区を設けて実施しておりますか。

項番	内　　容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	設けられている	1	1	3%	伊達市	1	1%	日高町	3	2%
2	設けられていない		34	97%		101	99%		135	98%
回答数　計		1	35	100%		102	100%		138	100%

【グラフデータ】

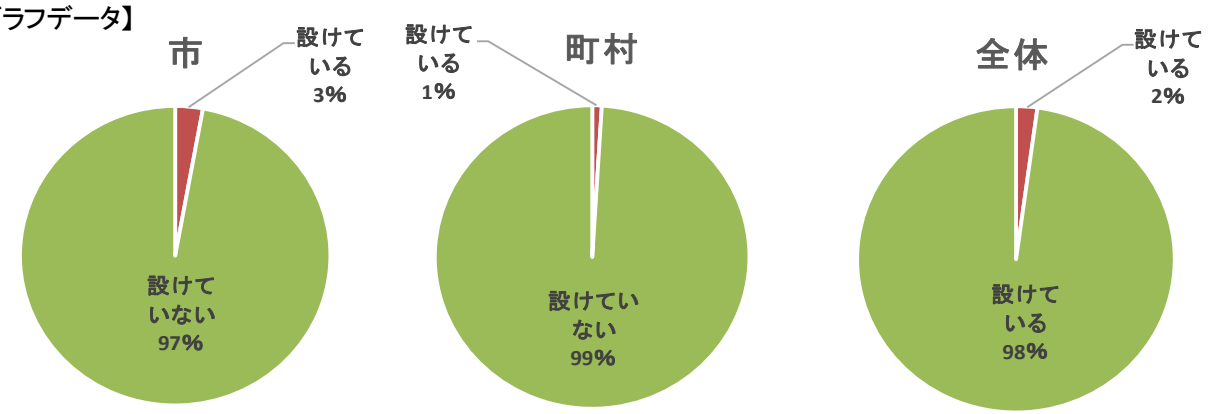

【コメント】

合併市町村で、現在も選挙区を設けているかを調査した。
道内では、2市町村で選挙区が現在も設けられている。

問２５　貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

No.	自治体名	今後の課題、あるいは解決したい問題点
1	北海道	地方分権の進展に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割が増大しており、議会議論の質の向上及び活性化を図る必要があることから、昨年度以降、政策立案機能の充実と強化に向けた取り組みとして、研究・研修体制の充実、大学との連携及び事務局機能の強化について、検討、実施している。
2	釧路市	議会傍聴に関し、子どもの一時預かり対応や、聴覚障がい者への対応
3	帯広市	政策提言機能の充実・強化について、議会日程のあり方について、市民意見交換会のあり方について、議会だより編集委員会の位置づけについて
4	北見市	議会基本条例の制定について
5	士別市	予・決算審査特別委員会のあり方、議場内へのタブレット類の持ち込み
6	根室市	議会における議案や各種文書、また情報伝達や議会広報のICT化。 議員の政策提言及び政策立案等の能力向上に向けた議員研修の充実。など
7	千歳市	政務活動費の検討、質問・質疑方法の見直しなど
8	滝川市	透明性の高い開かれた議会を目指すべく、議会改革を進めるため、議会改革特別委員会を設置。現在、議会基本条例の必要性並びに本市議会の運営形態（本会議中心主義）の在り方などを調査・検討しており、今期中には結論を出し改革を進めたい。
9	奥尻町	人口減少等に伴う次世代議員の人材不足。
10	今金町	議会活性化
11	ニセコ町	議員の意識向上、事務局体制（人員の増加）
12	京極町	議会改革検討委員会を設置し、議会を活発化し運営向上に努めたい。
13	奈井江町	・議会中継の実施　・議員研修の公費実施（現在、一部の研修は自費実施）
14	栗山町	議会による政策提案
15	天塩町	タブレットやスマートホンを議場で利用すること（現在は規定等なし、録音機能等も備えているため、検討する必要がある）
16	枝幸町	議員報酬と定数の検討
17	訓子府町	検討中である議会基本条例制定および制定後の評価・検証にむけて議員間議論の醸成
18	置戸町	議員定数と同数、若しくはそれ以下の立候補者しかいなく、無投票選挙が2回続いた。町民からの意見も厳しく、議員定数に関しての議論が必要である。
19	滝上町	インターネット中継の実施
20	白老町	議員の政策立案能力向上に資するため、図書室機能の強化および議会事務局職員の知識・能力の向上。議会・議員の活動をより広く理解していただくための、広報機能・活動の充実。
21	浦河町	議場等の機器更新（マイク等）
22	芽室町	議会ICT（タブレットをH28導入）
23	幕別町	議員定数等に関する調査研究
24	浦幌町	議員のなり手不足、議会の活性化
25	別海町	議会構成員としての議員の質・品位の向上による本質的な議会活性化

問２６　貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

No.	自治体名	参考にしている他自治体議会
1	北海道	事案に応じ、先進都府県または市町村を参考にさせていただいている。
2	札幌市	政令指定都市議会
3	帯広市	道内主要都市議会、類似団体議会、近隣町村議会
4	北見市	道内34市議会
5	稚内市	近隣自治体議会、議会運営委員会の行政視察をした他市議会
6	深川市	道内各市議会
7	今金町	芽室町議会
8	仁木町	鹿追町、芽室町
9	栗山町	会津若松市議会、流山市議会、芽室町議会、福島町議会
10	利尻町	近隣の町村
11	置戸町	同管内の町村議会、芽室町議会
12	白老町	三重県議会、芽室町議会、栗山町議会
13	洞爺湖町	北海道　芽室町議会
14	新ひだか町	福島町・栗山町
15	芽室町	逗子市議会、福島町議会
16	浦幌町	久慈市、栗山町、福島町
17	中標津町	芽室町議会、美幌町議会、近隣町議会

Ⅷ. アンケート調査の構成と評価

（1）仮説設定

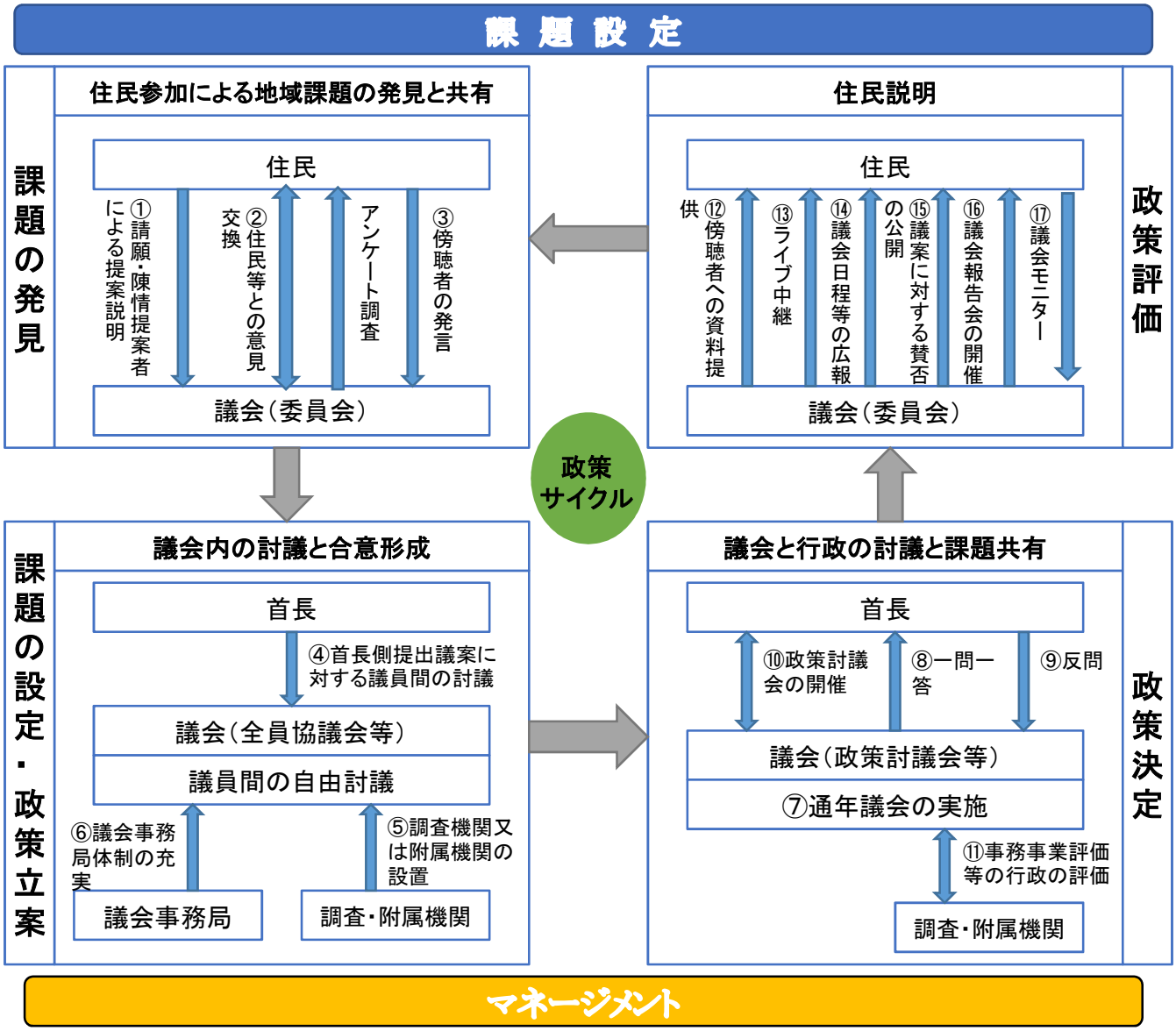

コメント：2016年アンケート調査は2014年調査と同じく、自治体議会は政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題（顕在化ニーズ）の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題（顕在化ニーズと潜在ニーズ）を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題（予算化されたニーズ）を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのように関わったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

（2）北海道内の全体評価（市議会と町村議会との比較）

○ は導入が進んでいる項目　○ は制度がない

1. 住民参加による地域課題の発見と共有（集約者）

①請願陳情者説明	
全体	1.5
市	2.0
町村	1.3

②住民との意見交換	
全体	2.0
市	2.2
町村	1.9

③傍聴者の発言	
全体	1.0
市	1.0
町村	1.0

平均	
全体	1.5
市	1.7
町村	1.4

住民

議会

2. 議会内の討議と合意形成（提案者）

④議員間の自由討議	
全体	1.4
市	1.7
町村	1.3

⑤調査機関又は附属機関の設置	
全体	1.1
市	1.1
町村	1.1

⑥議会事務局体制の充実	
全体	1.2
市	1.5
町村	1.1

平均	
全体	1.2
市	1.4
町村	1.2

4. 住民説明（説明者）

⑫傍聴者への資料提供	
全体	3.0
市	2.9
町村	3.0

⑬議会中継	
全体	2.2
市	2.8
町村	1.9

⑭議会日程の広報	
全体	2.5
市	3.0
町村	2.3

⑮賛否の公開	
全体	1.9
市	2.4
町村	1.8

⑯議会報告会の開催	
全体	2.2
市	2.5
町村	2.1

⑰議会モニター	
全体	1.2
市	1.1
町村	1.2

平均	
全体	2.2
市	2.5
町村	2.1

3 議会と行政の討議と課題共有（決定者・監視者）

⑦通年議会の実施	
全体	1.3
市	1.2
町村	1.3

⑧一問一答方式	
全体	3.2
市	3.4
町村	3.1

⑨反問	
全体	1.4
市	1.3
町村	1.5

⑩政策討議会	
全体	1.2
市	1.1
町村	1.2

⑪事務事業評価	
全体	1.1
市	1.1
町村	1.1

平均	
全体	1.6
市	1.6
町村	1.6

全体平均	
全体	1.6
市	1.8
町村	1.6

行政

導きだされる結論

・制度導入が進んでいる項目、⑧⑫の5項目であった。
・制度導入がない項目は、0項目であった。

凡例

項番	評価基準
5	条例規則で行っている
4	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
2	検討中
1	行っていない

（注）参考文献：「地方議員の逆襲」佐々木信夫　講談社現代新書　2016年

（3）北海道内の議会基本条例の施行議会と未施行議会との比較

○ は導入が進んでいる項目　○ は制度がない

1. 住民参加による地域課題の発見と共有（集約者）

①請願陳情者説明	
未施行	1.3
施行	2.1

②住民との意見交換	
未施行	1.7
施行	2.9

③傍聴者の発言	
未施行	1.0
施行	1.1

平均	
未施行	1.3
施行	2.0

住民

議会

2. 議会内の討議と合意形成（提案者）

④議員間の自由討議	
未施行	1.3
施行	1.9

⑤調査機関又は附属機関の設置	
未施行	1.1
施行	1.3

⑥議会事務局体制の充実	
未施行	1.1
施行	1.4

平均	
未施行	1.1
施行	1.5

4. 住民説明（説明者）

⑫傍聴者への資料提供	
未施行	2.8
施行	3.6

⑬議会中継	
未施行	1.9
施行	2.9

⑭議会日程の広報	
未施行	2.3
施行	3.2

⑮賛否の公開	
未施行	1.6
施行	2.9

⑯議会報告会の開催	
未施行	1.8
施行	3.6

⑰議会モニター	
未施行	1.1
施行	1.6

平均	
未施行	1.9
施行	2.9

3 議会と行政の討議と課題共有（決定者・監視者）

⑦通年議会の実施	
未施行	1.3
施行	1.4

⑧一問一答方式	
未施行	2.7
施行	4.6

⑨反問	
未施行	1.3
施行	1.6

⑩政策討議会	
未施行	1.1
施行	1.4

⑪事務事業評価	
未施行	1.0
施行	1.2

平均	
未施行	1.5
施行	2.0

全体平均	
未施行	1.5
施行	2.1

行政

導きだされる結論

・制度導入が進んでいる項目、②⑧⑫⑬⑭⑮⑯の7項目であった。
・制度導入がない項目は、0項目であった。

凡例

項番	評価基準
5	条例規則で行っている
4	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
2	検討中
1	行っていない

（4）北海道内の2014年調査と2016年調査比較　全体評価

は評価を上げた項目

は評価を下げた項目

議会

2. 議会内の討議と合意形成（提案者）

④議員間の自由討議	
2014	2.1
2016	1.4

⑤調査機関又は附属機関の設置	
2014	1.2
2016	1.1

⑥議会事務局体制の充実	
2014	1.2
2016	1.2

平均	
2014	1.5
2016	1.2

1. 住民参加による地域課題の発見と共有（集約者）

①請願陳情者説明	
2014	2.2
2016	1.5

②住民との意見交換	
2014	2.2
2016	2.0

③傍聴者の発言	
2014	1.1
2016	1.0

平均	
2014	1.8
2016	1.5

住民

4. 住民説明（説明者）

⑫傍聴者への資料提供	
2014	3.1
2016	3.0

⑬議会中継	
2014	2.1
2016	2.2

⑭議会日程の広報	
2014	2.4
2016	2.5

⑮賛否の公開	
2014	1.8
2016	1.9

⑯議会報告会の開催	
2014	2.2
2016	2.2

⑰議会モニター	
2014	
2016	1.2

平均	
2014	2.3
2016	2.2

3 議会と行政の討議と課題共有（決定者・監視者）

⑦通年議会の実施	
2014	1.3
2016	1.3

⑧一問一答方式	
2014	3.0
2016	3.2

⑨反問	
2014	2.3
2016	1.4

⑩政策討議会	
2014	1.2
2016	1.2

⑪事務事業評価	
2014	1.1
2016	1.1

平均	
2014	1.8
2016	1.6

全体平均	
2014	1.8
2016	1.6

行政

導きだされる結論

2014年調査結果は全体平均が1.8に対し、2016年調査結果は1.6と、0.2後退した結果であった。特に、①陳情・請願者の説明、④議員間の自由討議⑨反問の評価が下がった。しかし、⑧一問一答方式は2014年調査より評価が上がった。これらのことが評価を下げた原因と思われる。

凡例

項番	評価基準
5	条例規則で行っている
4	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
2	検討中
1	行っていない

（5）北海道内の2016調査と2014調査の比較　議会基本条例施行議会

○ は評価を上げた項目

○ は評価を下げた項目

1. 住民参加による地域課題の発見と共有（集約者）

①請願陳情者説明	
2014	3.4
2016	2.1

②住民との意見交換	
2014	3.5
2016	2.9

③傍聴者の発言	
2014	1.5
2016	1.1

平均	
2014	2.8
2016	2.0

住民

議会

2. 議会内の討議と合意形成（提案者）

④議員間の自由討議	
2014	3.6
2016	1.9

⑤調査機関又は附属機関の設置	
2014	1.6
2016	1.3

⑥議会事務局体制の充実	
2014	1.5
2016	1.4

平均	
2014	2.4
2016	1.5

4. 住民説明（説明者）

⑫傍聴者への資料提供	
2014	3.7
2016	3.6

⑬議会中継	
2014	2.9
2016	2.9

⑭議会日程の広報	
2014	3.1
2016	3.2

⑮賛否の公開	
2014	2.9
2016	2.9

⑯議会報告会の開催	
2014	3.8
2016	3.6

⑰議会モニター	
2014	
2016	1.6

平均	
2014	3.3
2016	2.9

3 議会と行政の討議と課題共有

（決定者・監視者）

⑦通年議会の実施	
2014	1.7
2016	1.4

⑧一問一答方式	
2014	4.0
2016	4.6

⑨反問	
2014	4.0
2016	1.6

⑩政策討議会	
2014	1.4
2016	1.4

⑪事務事業評価	
2014	1.3
2016	1.2

平均	
2014	2.5
2016	2.0

全体平均	
2014	2.7
2016	2.1

行政

導きだされる結論

議会基本条例が施行している議会の2016年調査結果と2014年調査結果を比較すると、全体では0.6評価を下げている。特に、①請願陳情者の説明、④自由討議、⑨反問の評価は大幅に下がった。しかし、⑧一問一答方式は評価が上がった。これらのことが評価を下げた原因と思われる。

凡例

項番	評価基準
5	条例規則で行っている
4	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
2	検討中
1	行っていない

（6）住民と対話する議会

問2住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上（行っている）と3未満（行っていない）に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

住民等との意見交換あり（48議会35%）

議会報告会開催なし（82議会59%）

議会報告会開催あり（56議会41%）

住民との意見交換あり　議会報告会開催なし

北海道、旭川市、室蘭市、岩見沢市三笠市、登別市、森町、倶知安町、長沼町、沼田町、利尻富士町、白老町、音更町、鶴居村

14議会10%

住民との意見交換あり　議会報告会開催あり

小樽市、釧路市、帯広市、夕張市留萌市、赤平市、根室市、石狩市新篠津村、福島町、八雲町、厚沢部町、今金町、ニセコ町、南幌町北竜町、占冠村、和寒町、下川町美深町、津別町、訓子府町、佐呂間町、湧別町、大空町、新得町、清水町、芽室町、幕別町、池田町本別町、足寄町、浦幌町、中標津町

34議会25%

住民との意見交換なし　議会報告会開催なし

札幌市、函館市、北見市、苫小牧市、稚内市、紋別市、滝川市、砂川市、深川市、恵庭市、伊達市北広島市、北斗市、松前町、七飯町、鹿部町、長万部町、江差町、上ノ国町、奥尻町、せたな町、島牧村、寿都町、神恵内村、仁木町、余市町、月形町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、幌加内町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、増毛町、小平町、苫前町、初山別村天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、利尻町、清里町、小清水町、滝上町、西興部村、雄武町、厚真町、洞爺湖町、安平町、浦河町、様似町、えりも町新ひだか町、士幌町、上士幌町、中札内村、広尾町、豊頃町、弟子屈町、白糠町

68議会49%

住民との意見交換なし　議会報告会開催あり

網走市、美唄市、芦別市、江別市士別市、名寄市、千歳市、歌志内市、富良野市、当別町、知内町、真狩村、京極町、奈井江町、栗山町、中川町、置戸町、遠軽町、むかわ町、日高町、更別村、別海町

22議会16%

住民等との意見交換なし（90議会65%）

（注）アンダーラインは議会基本条例制定議会

（7）討議する議会

問4自由討議と問10議会内での政策討論会開催が評価指標3以上（行っている＝あり）と3未満（行っていない＝なし）に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。

自由討議あり（17議会12%）

政策討議会開催なし（131議会95%）

函館市、**帯広市**、**江別市**、赤平市、**根室市**、**富良野市**、**八雲町**、秩父別町、美深町、小平町、猿払村厚真町、**むかわ町**、　**足寄町**、中標津町

15議会11%

自由討議あり
政策討議会開催なし

利尻町、**芽室町**

2議会1%

自由討議あり
政策討議会開催あり

政策討議会開催あり（7議会5%）

北海道、**札幌市**、小樽市、**旭川市**、室蘭市、**釧路市**、北見市、**夕張市**、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市美唄市、芦別市、紋別市、**士別市**、**名寄市**、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、**登別市**、恵庭市、北広島市、伊達市、**石狩市**、北斗市　当別町、新篠津村、松前町、**福島町**、**知内町**、**七飯町**、鹿部町、森町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、　奥尻町、**今金町**、せたな町、島牧村、　寿都町、ニセコ町、真狩村、京極町、　倶知安町、神恵内村、仁木町、余市町南幌町、奈井江町、長沼町、月形町、妹背牛町、雨竜町、**北竜町**、沼田町、幌加内町、東神楽町、当麻町、比布町愛別町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、占冠村、**和寒町**、下川町、中川町、増毛町、苫前町、初山別村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、
津別町、清里町、小清水町、訓子府町置戸町、佐呂間町、**遠軽町**、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、**大空町**、白老町、洞爺湖町、**安平町**、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町士幌町、上士幌町

網走市、**栗山町**、天塩町、利尻富士町、日高町

5議会4%

自由討議なし
政策討議会開催あり

新得町、清水町、中札内村、更別村、**広尾町**、**幕別町**、池田町、豊頃町、本別町、**浦幌町**、弟子屈町、鶴居村、**白糠町**別海町

116議会84%

自由討議なし
政策討議会開催なし

自由討議なし（121議会88%）

（注）アンダーラインは議会基本条例制定議会

（8）2016市と町村議会の4指標による比較

市と町村議会の比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	2016平均	2014平均
市	1.7	1.4	1.6	2.5	1.8	2.0
町村	1.4	1.2	1.6	2.1	1.6	1.8

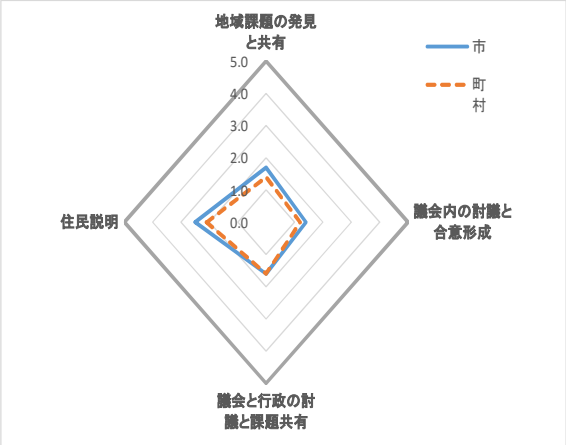

議会基本条例有無議会比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	2016平均	2014平均
未制定	1.3	1.1	1.5	1.9	1.5	1.6
制定	2.0	1.5	2.0	2.9	2.1	2.7

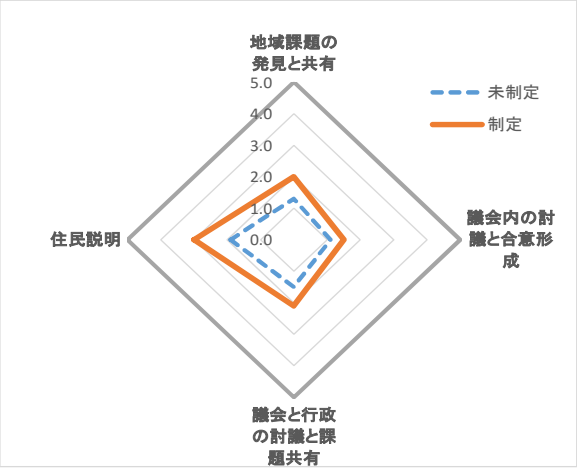

コメント：市と町村議会の制度の実現の差はほとんどない。しかし、議会基本条例が制定された議会と未制定議会では制度の実現の差は大きい。

（9）2014年調査と2016年調査の4指標による比較

全体評価比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	平均
2014	1.8	1.5	1.8	2.3	1.8
2016	1.5	1.2	1.6	2.2	1.6

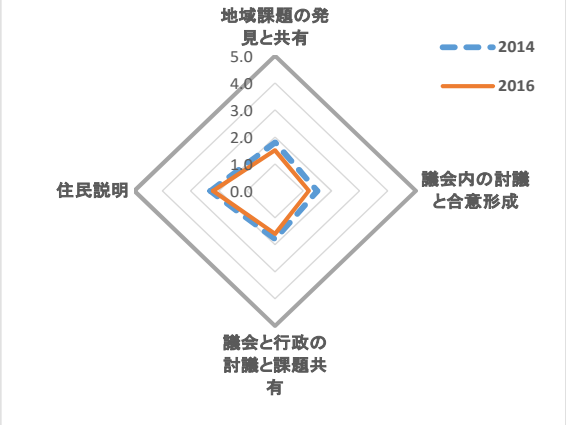

議会基本条例有比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	平均
2014	2.8	2.3	2.5	3.3	2.7
2016	2.0	1.5	2.0	2.9	2.1

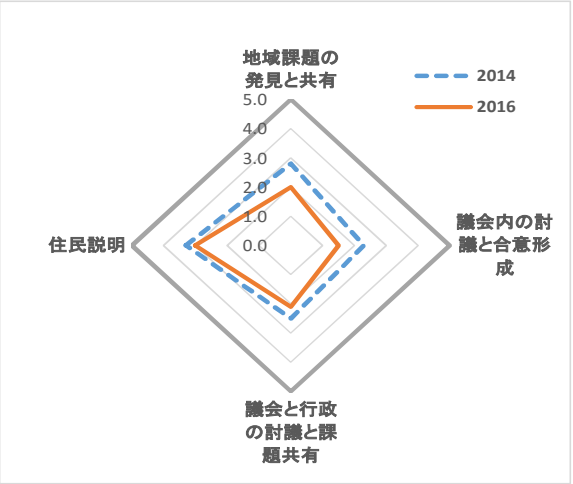

コメント：2016年調査は4指標すべてで、2014年調査より評価が低い結果であった。

（10）議会基本条例施行議会の比較

①全体比較

NO	自治体議会	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	2016平均	2014平均
1	芽室町	4.3	4.7	5.0	5.0	4.8	4.7
2	福島町	3.3	3.0	3.4	4.0	3.4	4.6
3	足寄町	3.3	2.3	2.6	3.5	2.9	3.1
4	栗山町	2.3	1.0	3.4	4.8	2.9	3.8
5	帯広市	3.3	2.7	2.0	3.5	2.9	2.9
6	浦幌町	2.3	1.3	2.8	4.5	2.7	3.5
7	根室市	2.0	2.3	2.6	3.0	2.5	3.1
8	江別市	2.7	2.3	2.2	2.7	2.5	2.4
9	石狩市	3.3	1.3	1.8	3.2	2.4	2.1
10	釧路市	3.3	1.0	1.8	3.0	2.3	2.2
11	網走市	2.3	1.0	2.6	3.2	2.3	2.0
12	八雲町	2.0	1.7	1.8	3.3	2.2	2.7
13	幕別町	2.0	1.0	1.8	3.8	2.2	3.3
14	登別市	2.0	1.0	1.8	3.5	2.1	2.9
15	旭川市	2.7	1.7	1.8	2.2	2.1	2.6
16	札幌市	1.7	2.3	1.0	2.8	2.0	1.8
17	夕張市	2.3	1.3	2.0	2.2	2.0	
18	大空町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.7
19	富良野市	1.3	2.3	1.4	2.5	1.9	1.9
20	北竜町	2.0	1.0	1.8	2.7	1.9	2.2
21	むかわ町	1.0	1.7	1.8	3.0	1.9	2.1
22	広尾町	1.0	1.0	1.8	3.5	1.8	1.7
23	名寄市	1.0	1.3	1.8	3.0	1.8	2.4
24	三笠市	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.9
25	和寒町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	2.7
26	北海道	1.7	2.3	1.0	2.0	1.8	2.2
27	知内町	1.0	1.0	1.8	3.0	1.7	
28	今金町	2.0	1.0	1.8	2.0	1.7	2.7
29	留萌市	2.0	1.0	1.6	2.2	1.7	1.6
30	士別市	1.0	1.0	1.8	2.7	1.6	2.9
31	遠軽町	1.3	1.0	1.8	2.3	1.6	1.9
32	芦別市	1.0	1.3	1.4	2.7	1.6	1.4
33	安平町	1.0	1.0	1.8	2.3	1.5	2.3
34	七飯町	1.0	1.0	1.8	2.0	1.5	2.5
35	白糠町	1.0	1.0	1.8	1.3	1.3	1.9
2016平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1	
2014平均		2.8	2.3	2.5	3.3	2.7	

コメント：議会基本条例を制定していながら、制度が機能していない議会がある。特に、「議会内の討議と合意形成」（議会内の討議）が機能していない。また、「地域課題の発見と共有」（住民参加）や「議会と行政の討議と課題共有」（政策提案）といった議会が政策形成の主導権を発揮する制度が機能していないことがわかる。

②道・市・町村比較

NO	自治体議会	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	2016平均	2014平均
北海道		1.7	2.3	1.0	2.0	1.8	2.2
1	帯広市	3.3	2.7	2.0	3.5	2.9	2.9
2	根室市	2.0	2.3	2.6	3.0	2.5	3.1
3	江別市	2.7	2.3	2.2	2.7	2.5	2.4
4	石狩市	3.3	1.3	1.8	3.2	2.4	2.1
5	釧路市	3.3	1.0	1.8	3.0	2.3	2.2
6	網走市	2.3	1.0	2.6	3.2	2.3	2.0
7	旭川市	2.7	1.7	1.8	2.2	2.1	2.6
8	登別市	2.0	1.0	1.8	3.5	2.1	2.9
9	札幌市	1.7	2.3	1.0	2.8	2.0	1.8
10	夕張市	2.3	1.3	2.0	2.2	2.0	
11	富良野市	1.3	2.3	1.4	2.5	1.9	1.9
12	名寄市	1.0	1.3	1.8	3.0	1.8	2.4
13	三笠市	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	1.9
14	留萌市	2.0	1.0	1.6	2.2	1.7	1.6
15	士別市	1.0	1.0	1.8	2.7	1.6	2.9
16	芦別市	1.0	1.3	1.4	2.7	1.6	1.4
市平均		2.1	1.6	1.8	2.8	2.1	2.3
NO	自治体議会	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	2016平均	2014平均
1	芽室町	4.3	4.7	5.0	5.0	4.8	4.7
2	福島町	3.3	3.0	3.4	4.0	3.4	4.6
3	足寄町	3.3	2.3	2.6	3.5	2.9	3.1
4	栗山町	2.3	1.0	3.4	4.8	2.9	3.8
5	浦幌町	2.3	1.3	2.8	4.5	2.7	3.5
6	八雲町	2.0	1.7	1.8	3.3	2.2	2.7
7	幕別町	2.0	1.0	1.8	3.8	2.2	3.3
8	大空町	2.0	1.0	1.8	2.8	1.9	1.7
9	北竜町	2.0	1.0	1.8	2.7	1.9	2.2
10	むかわ町	1.0	1.7	1.8	3.0	1.9	2.1
11	広尾町	1.0	1.0	1.8	3.5	1.8	1.7
12	和寒町	2.0	1.0	1.8	2.3	1.8	2.7
13	知内町	1.0	1.0	1.8	3.0	1.7	
14	今金町	2.0	1.0	1.8	2.0	1.7	2.7
15	遠軽町	1.3	1.0	1.8	2.3	1.6	1.9
16	七飯町	1.0	1.0	1.8	2.0	1.5	2.5
17	安平町	1.0	1.0	1.8	2.3	1.5	2.3
18	白糠町	1.0	1.0	1.8	1.3	1.3	1.9
町村平均		1.9	1.5	2.3	3.1	2.2	2.8
2016平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1	
2014平均		2.8	2.3	2.5	3.3	2.7	

全体評価のコメント

１．道内自治体議会の活性化（改革）は進展しているか （P51～P54参照）

1-1 （2）の北海道内自治体議会の全体評価では、設問における制度導入がない項目はなかったこと、制度導入が進んでいる項目は⑧一問一答方式導入、⑫傍聴者への資料提供の2項目であったこと、それ以外の15項目は制度導入が進んでいない状態であった。したがって、北海道内自治体議会の活性化の進展状況は、全体評価が1．6であることも含め、余り進展していないと見える。

市議会が町村議会より評価が高かった主な項目は、①請願陳情者の説明、②住民との意見交換、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催であった。一方、町村議会の方が評価が高かった項目は、⑨反問、⑫傍聴者への資料提供であった。

北海道内自治体議会の活性化の特徴としては、説明者の機能は行われているが、集約者、提案者、決定者・監視者の機能は行われていない。具体的には、①の住民参加機能、④の議員間討議と合意の機能、⑤⑥の議会事務局機能と事務局機能を補完する機能、⑩⑪の議会の意思を行政との討議により実現する機能と議決責任を検証する機能、⑰議会運営が情報発信や住民参加により行われているか住民による評価機能の充実が、今後待たれる。

北海道・兵庫県・沖縄県の3道県を比較してわかったことは、北海道は設問すべてに制度があること、兵庫県では③⑤⑦の設問に制度がないこと、沖縄県では③⑦⑪⑰の設問に制度がないことがわかった。北海道内の自治体議会の特徴として、新しい制度導入の試みが積極的であることである。

1-2 （3）の議会基本条例施行と未施行議会の比較では、議会基本条例施行議会での設問における制度導入がない項目はなかった。評価結果は、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が高い結果であった。評価が3（行っている）の項目は17項目中7項目（②⑧⑫⑬⑭⑮⑯）で、評価が3以下（行っていない）の項目は17 項目中10目（①③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑰）であった。

議会基本条例施行議会の活性化の特徴としては、全体評価と同様に、説明者の機能は行われているが、集約者、提案者、決定者・監視者としての機能は行われていない。

今後、議会基本条例の制定、見直し時には、これらの制度の導入・拡大することが期待される。

1-3 （4）の2016年と2014年の全体評価の比較では、2016年調査結果が1．6に対し、2014年調査では1．8と、2016年調査では0．2評価が下がっている結果であった。この原因としは、①請願陳情者の説明が2．3→1．5、④議員間の自由討議が2．1→1．4、⑨反問が2．3→1．4と大幅に評価を下げている。一方、⑧一問一答方式は3．0→3．2と評価を上げている。これらのことが2016年調査結果に影響を与えたと考えられる。以上のことから、道内自治体議会の改革は全体評価から見ると「停滞している」と見える。

1-4 （5）の2016年と2014年の議会基本条例施行議会比較では、2016年調査結果が2．1に対し、2014年調査では2．7と、2016年調査では0．6評価が下がっている結果であった。具体的には、①請願陳情者の説明が3．4→2．1、④自由討議が3．6→1．9、⑨反問が4．0→1．6と大幅に評価を下げている。一方、⑧一問一答方式の導入は4．0→4．6と評価を上げている。これらのことが、2016年調査の同条例施行議会の評価を大幅に下げた原因と考えられる。以上のことから、議会基本条例施行議会の活性化は「後退している」と見える。

2016年調査では、大幅に評価を下げている3項目（①④⑨）は議会基本条例に規定されている項目であり、実際には行われていないことを示している。①は住民が請願陳情を行っていない、④は議員同士が自由討議を行っていない、⑨は首長等が反問を行っていないことを示している。見方を変えれば、①は議会が住民に議会への住民参加の方法を周知することを怠った、④は当事者である議員同士が討議をすることができない、⑨は議員が首長等に討議を通じての論戦を挑めていないことが原因とも考えられる。

なぜ、①④⑨が議会で行われなくなったのか。それは、住民のためにと思う気持ちが経年劣化して、徐々に減少していくことが原因ではないか。一問一答方式や議会中継等を行えば、議会改革に取り組んでいると思っていないだろうか。議会改革とは、制度導入が目的ではなく、その制度導入によって結果的に、住民生活が向上することではないか。

２．住民と対話する議会（「住民との意見交換」と「議会報告会開催」のクロス分析）（P55参照）

2−1　（6）住民と対話する議会は、問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」が評価指標3以上（行っている）と3未満（行っていない）に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているかを明らかにした。

2-2　「住民との意見交換」と「議会報告会開催」共に「行っている」は、34議会（25％）、逆に、共に「行っていない」は68議会（50％）であった。一方、「住民との意見交換」は「行っている」が「議会報告会開催」は「行っていない」は13議会（9％）、逆に、「議会報告会開催」は「行っている」が「住民との意見交換」は「行っていない」は22議会（16％）であった。このことは、まちの課題を発見するための「住民との意見交換」より、議会審議等の情報提供としての「議会報告会開催」の方が多く行われていることがわかる。

2−3　「住民との意見交換なし」が90議会（66％）、「議会報告会開催なし」が81議会（59％）と、住民と対話しない議会が6割もあることに驚く。その中には、議会基本条例を施行している議会も多く入っている。条例があっても、条例どおり運用されていなければ、住民との約束が守られていないことにならないか。

３．討議する議会（「自由討議」と「政策討議会開催」のクロス分析）（P56参照）

3−1　（7）討議する議会は、問4「自由討議」と問16「政策討議会（全員協議会等）開催」が評価指標3以上（行っている）と3未満　（行っていない）に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題を討議しているかを明らかにした。

3−2　「自由討議」と「政策討議会開催」共に「行っている」は、2議会（1％）、逆に、共に「行っていない」は115議会（84％）であった。一方、「自由討議」は「行っている」が「政策討議会開催」は「行っていない」は15議会（11％）、逆に、「政策討議会開催」は「行っている」が「自由討議」は「行っていない」は5議会（4％）であった。このことは、議会と行政との政策課題の討議と課題共有である「政策討議会開催」より、議会内での議員間の政策課題に関する「自由討議」の方が行われていることがわかる。

3−3　「自由討議なし」は120議会（88％）、「政策討議会開催なし」は130議会（95％）と、討議がない議会が9割もあることに驚きと改善すべき問題点であることを指摘したい。その中には、議会基本条例施行議会も多く入っており、条例があっても、条例どおり運用されていないことは、議会自身に問題があるのではないか。

４．議会基本条例施行議会の比較　（P58・59参照）

4−1　（10）議会基本条例施行議会の比較は、①の全体比較では、2016年調査で回答があった議会基本条例施行34議会の2014年調査時の総合評価（2014平均）は、2014年調査の回答がなかった2議会を除いた32議会中21議会（66％）で評価が下がっている。

4−2　①の全体比較では、「議会内の討議と合意形成」が1．5と、「行っていない」範囲であることから、議会内の討議と合意形成が「行われていない」ことがわかる。

4−3　②の市と町村比較では、市では、「議会内の討議と合意形成」が1．6、「議会と行政の討議と課題共有」が1．8と、「行っていない」範囲であることから、市議会では住民提起の課題や議員自ら発見の課題を議会内で討議・合意する機能、議会内で合意した意見を行政と討議し共有する機能が機能していないようだ。

4−4　②の市と町村比較では、町村では、「地域課題の発見と共有」が1．9、「議会内の討議と合意形成」が1．6と、「行っていない」範囲であることから、町村議会では住民提起の課題を議会内で共有する機能、住民提起の課題や議員自ら発見の課題を議会内で討議・合意する機能が機能していないようだ。

（注）評価1：行っていない、評価2：検討中（行っていない）、評価3：申し合わせで行っている、評価4・5：条例規則で行っている

５．２０１６年調査の詳細

（１）請願陳情者の説明

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の23議会のうち、評価3（申し合わせ）が13議会（57%）、評価5（条例等）が10議会（43%）と、**評価3（申し合わせ）が評価5（条例等）より多い。請願陳情者の説明は条例等がなくても行えることを示している。**

b 「行っている」23議会のうち、**議会基本条例有が11議会（48%）、同条例無が12議会（52%）と、議会基本条例がなくても、やる意志があれば行われることを示している。**

C 回答の138議会中 「行っている」23議会の比率は17%と、**2割弱の議会で請願陳情者の説明が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」11議会のうち、評価3（申し合わせ）が2議会（18%）、**評価5（条例等）が9議会（82%）と、「行っている」根拠として条例等としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の35議会のうち、「行っている」（評価3・5）が11議会（31%）、「行っていない」（評価1・2）が24議会（69%）と、**同条例が有っても請願陳情者の説明を「行っていない」議会が多い。**

③人口規模別評価の分布（表3参照）

請願陳情者の説明を行っていると回答した23議会では、**人口規模が1万人以上の議会の方（74%）が**、1万人以下の議会（26%）より**請願陳情者の説明を行っている議会が多い。**

表1：請願陳情者の説明の評価

年度	2016	2014	差
全体評価	1.5	2.2	−0.7
議会基本条例有	2.1	3.4	−1.3

表2：議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	86	5	11	1	103	52%
議会基本条例有	24	0	2	9	35	48%
計	110	5	13	10	138	100%
実施比率	83%		17%			

表3：人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	2	7	9	78%	74%
5万人以上	5	2	7	29%	
2万人以上	17	3	20	15%	
1万人以上	11	5	16	31%	
5千人以上	30	3	33	9%	26%
5千人以下	49	3	52	6%	
計	114	23	137	17%	100%

（注） 北海道議会含まず。

（２）住民等との意見交換

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の48議会のうち、評価3（申し合わせ）が29議会（60%）、評価4・5（条例等）が19議会（40%）と、**評価3（申し合わせ）が評価4・5（条例等）より多い。住民等との意見交換は条例等がなくても行えることを示している。**

b 「行っている」48議会のうち、議会基本条例有が20議会（42%）、同条例無が28議会（58%）と、**議会基本条例がなくても、やる意志が有れば行われることを示している。**

C 回答の138議会中 「行っている」48議会の比率は35%と、**4割弱の議会で住民等との意見交換が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a **議会基本条例有で、「行っている」20議会のうち**、評価3（申し合わせ）が1議会（5%）、評価4・5（条例等）が**19議会（95%）と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の35議会のうち、「行っている」（評価3～5）が20議会（57%）、「行っていない」（評価1・2）が15議会（43%）と、**同条例で規定されていることで住民等との意見交換を「行っている」議会が多い。**

③人口規模別評価の分布（表3参照）

住民等との意見交換を行っていると回答した47議会では、**人口規模が1万人以下の議会の方（58%）が**、1万人以上の議会（42%）より**住民等との意見交換を行っている議会が多い。**

表1：住民等との意見交換の評価

年度	2016	2014	差
全体評価	2.0	2.2	−0.2
議会基本条例有	2.9	3.5	−0.6

表2：議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	58	17	28	0	0	103	58%
議会基本条例有	12	3	1	16	3	35	42%
計	70	20	29	16	3	138	100%
実施比率	65%		35%				

表3：人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3～5（有）	計	3～5の比率	有の比率
10万人以上	5	4	9	44%	42%
5万人以上	3	4	7	57%	
2万人以上	15	5	20	25%	
1万人以上	9	7	16	44%	
5千人以上	18	15	33	45%	58%
5千人以下	40	12	52	23%	
計	90	47	137	34%	100%

（注） 北海道議会含まず。

（3）議員間の自由討議

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の17議会のうち、評価3（申し合わせ）が11議会（65%）、評価5（条例等）が6議会（35%）と、**評価3（申し合わせ）が評価5（条例等）より多い。議員間の自由討議は条例等がなくても行えることを示している。**

b 「行っている」17議会のうち、議会基本条例有が8議会（47%）、同条例無が9議会（53%）と、**議会基本条例がなくても、やる意志があれば行われることを示している。**

C 回答の138議会中 「行っている」17議会の比率は12%と、**約1割の議会で議員間の自由討議が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」8議会のうち、評価3（申し合わせ）が2議会（25%）、評価5（条例等）が6議会（75%）と、**同条例で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の35議会のうち、「行っている」（評価3・5）が8議会（23%）、「行っていない」（評価1・2）が27議会（77%）と、**同条例が有っても議員間の自由討議を「行っていない」議会が多い。**

③人口規模別評価の分布（表3参照）

議員間の自由討議を行っていると回答した17議会では、**人口規模が1万人以上の議会の方（53%）が**、1万人以下の議会（47%）より**議員間の自由討議を行っている議会が多い。**

表1：自由討議の評価

年度	2016	2014	差
全体評価	1.4	2.1	−0.7
議会基本条例有	1.9	3.6	−1.7

表2：議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	86	8	9	0	103	53%
議会基本条例有	25	2	2	6	35	47%
計	111	10	11	6	138	100%
実施比率	88%		12%			

表3：人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	6	3	9	33%	53%
5万人以上	7	0	7	0%	
2万人以上	17	3	20	15%	
1万人以上	13	3	16	19%	
5千人以上	31	2	33	6%	47%
5千人以下	46	6	52	12%	
計	120	17	137	12%	100%

（注）北海道議会含まず。

（4）一問一答方式の導入

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の110議会のうち、評価3（申し合わせ）が72議会（65%）、評価5（条例等）が38議会（35%）と、**評価3（申し合わせ）が評価5（条例等）より多い。一問一答方式の導入は条例等がなくても行えることを示している。**

b **「行っている」110議会のうち、議会基本条例有が32議会（29%）、同条例無が78議会（71%）と、議会基本条例がなくても、やる意志が有れば行われることを示している。**

C 回答の138議会中「行っている」110議会の比率は80%と、**8割の議会で一問一答方式が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」32議会のうち、評価3（申し合わせ）が3議会（9%）、**評価5（条例等）が29議会（91%）と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の35議会のうち、**「行っている」（評価3・5）が32議会（91%）**、「行っていない」（評価1・2）が3議会（9%）と、**同条例で規定されていることで一問一答方式を「行っている」議会が多い。**

③人口規模別評価の分布（表3参照）

一問一答方式を行っていると回答した110議会では、**人口規模が1万人以下の議会の方（60%）が**、1万人以上の議会（40%）より**一問一答方式を行っている議会が多い。**

表1：一問一答方式の評価

年度	2016	2014	差
全体評価	3.2	3.0	0.2
議会基本条例有	4.6	4.0	0.6

表2：議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	21	4	69	9	103	71%
議会基本条例有	2	1	3	29	35	29%
計	23	5	72	38	138	100%
実施比率	20%		80%			

表3：人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	3	6	9	67%	40%
5万人以上	1	6	7	86%	
2万人以上	2	18	20	90%	
1万人以上	2	14	16	88%	
5千人以上	4	29	33	88%	60%
5千人以下	15	37	52	71%	
計	27	110	137	80%	100%

（注） 北海道議会含まず。

（5）反問

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の11議会のうち、評価3（申し合わせ）が2議会（18%）、評価5（条例等）が9議会（82%）と、**評価5（条例等）が評価3（申し合わせ）より多い。反問は条例等で規定されていなければ行えないことを示している。**

b 「行っている」11議会のうち、議会基本条例有が5議会（45%）、同条例無が6議会（55%）と、**議会基本条例がなくても、やる意志があれば行われることを示している。**

C 回答の138議会中 「行っている」11議会の比率は8%と、**約1割の議会で反問が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」5議会のうち、評価3（申し合わせ）が0議会（0%）、**評価5（条例等）が5議会（100%）と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の35議会のうち、「行っている」（評価3・5）が5議会（14%）、**「行っていない」（評価1・2）が30議会（86%）と、同条例が有っても反問を「行っていない」議会が多い。**

③人口規模別評価の分布（表3参照）

反問を行っていると回答した11議会では、**人口規模が1万人以下の議会の方（55%）が**、1万人以上の議会（45%）より**反問を行っている議会が多い。**

表1：反問の評価

年度	2016	2014	差
全体評価	1.4	2.3	−0.9
議会基本条例有	1.6	4.0	−2.4

表2：議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	82	15	2	4	103	55%
議会基本条例有	29	1	0	5	35	45%
計	111	16	2	9	138	100%
実施比率	92%		8%			

表3：人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3・5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	8	1	9	11%	45%
5万人以上	7	0	7	0%	
2万人以上	19	1	20	5%	
1万人以上	13	3	16	19%	
5千人以上	30	3	33	9%	55%
5千人以下	49	3	52	6%	
計	126	11	137	8%	100%

（注）北海道議会含まず。

（6）賛否の公開

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の52議会のうち、評価3（申し合わせ）が41議会（79%）、評価4・5（条例等）が11議会（21%）と、**評価3（申し合わせ）が評価4・5（条例等）より多い。賛否の公開は条例等がなくても行えることを示している。**

b 「行っている」52議会のうち、議会基本条例有が22議会（42%）、同条例無が30議会（58%）と、**議会基本条例がなくても、やる意志が有れば行われることを示している。**

C 回答の138議会中 「行っている」52議会の比率は38%と、**約4割の議会で賛否の公開が行われている。**

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」22議会のうち、評価3（申し合わせ）が11議会（50%）、評価4・5（条例等）が11議会（50%）と、**「行っている」根拠として条例等を根拠としている議会と条例等を根拠としていない議会が半々であった。**

b 議会基本条例有の35議会のうち、「行っている」（評価3～5）が22議会（63%）、「行っていない」（評価1・2）が13議会（37%）と、**同条例が有ることで賛否の公開を「行っている」としている議会が多い。**

③人口規模別評価の分布（表3参照）

賛否の公開を行っていると回答した52議会では、**人口規模が1万人以上の議会の方（56%）が**、1万人以上の議会（44%）より**賛否の公開を行っている議会が多い。**

表1：賛否の公開の評価

年度	2016	2014	差
全体評価	1.9	1.8	0.1
議会基本条例有	2.9	2.9	0.0

表2：議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3～5の比率
議会基本条例無	68	5	30	0	0	103	58%
議会基本条例有	12	1	11	1	10	35	42%
計	80	6	41	1	10	138	100%
実施比率	62%		38%				

表3：人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3～5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	2	7	9	78%	56%
5万人以上	2	5	7	71%	
2万人以上	11	9	20	45%	
1万人以上	8	8	16	50%	
5千人以上	21	12	33	36%	44%
5千人以下	41	11	52	21%	
計	85	52	137	38%	

（注）北海道議会含まず。

（7）議会報告会

①「行っている」に着目（表2参照）

a 「行っている」と回答の56議会のうち、評価3（申し合わせ）が29議会（52%）、評価4・5（条例等）が27議会（48%）と、**評価3（申し合わせ）が評価4・5（条例等）より多い。議会報告会は条例等がなくても行えることを示している**。

b 「行っている」56議会のうち、議会基本条例有が26議会（46%）、**同条例無が30議会（54%）と、議会基本条例がなくても、やる意志があれば行われることを示している**。

C 回答の138議会中 「行っている」56議会の比率は41%と、**約4割の議会で議会報告会が行われている**。

②議会基本条例に着目（表2参照）

a 議会基本条例有で、「行っている」26議会のうち、評価3（申し合わせ）が0議会（0%）、**評価4・5（条例等）が26議会（100%）と、条例等で規定されていることが「行っている」根拠としている議会が多い。**

b 議会基本条例有の35議会のうち、**「行っている」（評価3～5）が26議会（74%）**、「行っていない」（評価1・2）が9議会（26%）と、**同条例が有ることで議会報告会を「行っている」議会が多い**。

③人口規模別評価の分布（表3参照）

議会報告会を行っていると回答した56議会では、**人口規模が1万人以下の議会の方（57%）が**、1万人以上の議会（43%）より**議会報告会を行っている議会が多い**。

表1：議会報告会の評価

年度	2016	2014	差
全体評価	2.2	2.2	0.0
議会基本条例有	3.6	3.8	−0.2

表2：議会基本条例の有無による評価分布

評価	1	2	3	4	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	55	18	29	1	0	103	54%
議会基本条例有	9	0	0	16	10	35	46%
計	64	18	29	17	10	138	100%
実施比率	59%		41%				

表3：人口規模別評価の分布　　単位：市町村数

人口規模	1・2（無）	3～5（有）	計	3・5の比率	有の比率
10万人以上	5	4	9	44%	43%
5万人以上	5	2	7	29%	
2万人以上	10	10	20	50%	
1万人以上	8	8	16	50%	
5千人以上	17	16	33	48%	57%
5千人以下	36	16	52	31%	
計	81	56	137	41%	100%

（注）北海道議会含まず。

資料編
1. 集計データ

NO	自治体	基礎情報											1. 住民参加による地域課題の発見と共有											2. 議会内の討議と合意形成																								
													問1	補	問2	補	補	問3	補	補	補			問4	補	補	補	補	補	問5	補	補	補	補	補	補	補	補	問6	補	内訳				補	補	
		定数	女性議員数	女性議員比率	会派有無	会派数	平均年齢	政務活動費有無	政務活動費の額	次回選挙	議会基本条例	自治基本条例	議願・陳情提出者による提案説明（3以上）	直接説明の実績有無（3以上）	住民との対話の場（3以上）	実施回数（3以上）	アンケート調査有無	傍聴者の発言（3以上）	傍聴者の発言実績有無（3以上）	傍聴者数の公表の有無	手話通訳の有無	平均	議員（自由討議）（3以上）	首長側提出議案に対する議員間の討議（自由討議）（3以上）	議会による否決件数	再提出後可決された件数	議員による修正件数	可決された修正案の件数	政策提言数	調査機関又は附属機関の設置（4以上）	議員数（人）	公募市民（人）	専門的知見の活用有無	専門的知見の活用件数	公聴会の開催、参考人招致有無	公聴会の件数	参考人の件数	議員等提案条例件数	可決された件数	議会事務局体制の充実	職員数	専任	兼任	臨時	兼務	課題記入	平均
0	北海道	101	13	12.9%	1	5	56.4	1	43	H31.4	1	1	1		3	7	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			1	1	5	88	69	6	13		1	2.3
1	札幌市	68	16	23.5%	1	7	55.2	1	40	H31.4	1	1	3		1		0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			1	1	0			0	0	5	39	36		3			2.3
2	函館市	30	9	30.0%	1	5	58.0	1	4.5	H31.4	0	1	1		1		0	1				1.0	3	0	0	0	0		2			0		0			0	0	3	19	16	1	2			2.7
3	小樽市	25	4	16.0%	1	5	53.0	1	1.5	H31.4	0	1	3	1	3	2	0	1				2.3	1	1		2	1		1								4	1	3	18	17		1			1.7
4	旭川市	34	7	20.6%	1	4	56.0	1	8	H31.4	1	1	3		4	5	0	1				2.7	1	0	0	2	1		1			0		0			0	0	3	23	21		2			1.7
5	室蘭市	22	3	13.6%	1	5	60.0	1	2	H31.4	0	0	1		3	3	0	1				1.7	1	0	1	0	0		1			0		0			0	0	1	10	10					1.0
6	釧路市	28	3	10.7%	1	6	52.8	1	4	H31.4	1	1	5	1	4	7	0	1				3.3	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	11	10		1		1	1.0
7	帯広市	29	5	17.2%	1	5	57.0	1	3	H31.4	1	1	5	1	4	7	0	1				3.3	5	0	0	2	0		1			0		1		2	0	0	2	12	11		1			2.7
8	北見市	28	3	10.7%	1	7	62.0	1	3	H30.3	0	1	1		1		0	1				1.0	1	0	1	0	0		1			0		0			0	0	1	11	9		2			1.0
9	夕張市	9	2	22.2%	0	0	63.5	0	0	H31.4	1	0	1		5	2	0	1				2.3	1	0	0	0	0		2			0		0			0		1	4	2	2		1		1.3
10	岩見沢市	22	1	4.5%	1	4	59.0	1	1	H31.4	0	1	1		3	1	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	7	7					1.0
11	網走市	16	3	18.8%	1	3	49.0	1	2	H31.4	1	0	5	1	1		0	1				2.3	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	7	6		1			1.0
12	留萌市	16	4	25.0%	1	4	60.0	0	0	H31.4	1	1	1		4	6	0	1				2.0	1	0	0	0	0	1	1			0		0			0	0	1	5	4		1			1.0
13	苫小牧市	28	3	10.7%	1	6	55.7	1	2.5	H31.4	2	1	3	1	2		0	1				2.0	1	0	0	1	0		1			0		0			1	0	3	12	12					1.7
14	稚内市	18	2	11.1%	1	5	54.0	1	3	H31.4	0	1	1		2		0	1				1.3	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	6	6				1	1.0
15	美唄市	14	2	14.3%	1	3	56.6	0	0	H31.6	0	1	5	1	1		0	1				2.3	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	5	5					1.0
16	芦別市	12	1	8.3%	1	6	60.0	1	0.7	H31.4	1	1	1		1		0	1				1.0	2	0	0	0	0		1			0		0			0		1	3	3					1.3
17	江別市	27	10	37.0%	1	5	56.0	1	1.5	H31.4	1	1	5		2		0	1				2.7	5	0	0	0	0		1			0		0			0		1	9	7		2			2.3
18	赤平市	10	2	20.0%	1	5	59.0	0	0	H31.4	0	0	3	1	3	1	0	1				2.3	3	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	3					1.7
19	紋別市	16	1	6.3%	1	3	62.0	1	2	H30.7	2	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	5	5					1.0
20	士別市	17	0	0.0%	1	6	60.5	0	0	H30.5	1	1	1		1			1				1.0	1						1										1	4	4					1.0
21	名寄市	18	4	22.2%	1	5	60.0	1	1	H31.4	1	1	1		1			1				1.0	2	0	0	2	2		1			0		0			2	2	1	5	4		1			1.3
22	三笠市	10	0	0.0%	0	0	55.0	1	0.42	H31.4	1	1	1		4	2	0	1				2.0	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	4	3		1			1.0
23	根室市	18	2	11.1%	1	3	59.3	1	2	H29.8	1	0	1		4	1	0	1				2.0	5	0	0	0	0	1	1			0		0			0	0	1	5	4	1		1		2.3
24	千歳市	25	4	16.0%	1	3	57.8	1	3	H29.5	0	1	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0		3	9	9					1.7
25	滝川市	18	1	5.6%	1	5	61.0	1	1.05	H31.4	2	0	1		2		0	1				1.3	2	0	0	0	0		1			0		1		1	0	0	1	5	5					1.3
26	砂川市	14	1	7.1%	1	4	57.0	1	1	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			1	1	1	5	4		1			1.0
27	歌志内市	8	3	37.5%	0	0	57.8	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1		0	0	1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	3					1.0
28	深川市	16	2	12.5%	1	4	60.1	1	1	H31.6	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	6	5		1			1.0
29	富良野市	18	2	11.1%	1	4	58.3	0	0	H31.4	1	0	1		2		0	1				1.3	5	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	4	4					2.3
30	登別市	19	4	21.1%	1	4	55.8	1	2	H31.4	1	1	1		4	8	0	1				2.0	1	0	0	0	0		1								0	0	1	7	7					1.0
31	恵庭市	21	3	14.3%	1	3	57.3	1	15	H31.5	0	1	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		1		1	0	0	1	7	6		1			1.0
32	伊達市	18	1	5.6%	1	5	59.0	1	1.0	H31.4	0	0	1	1	1			1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			1	1	1	5	5					1.0
33	北広島市	22	7	31.8%	1	6	58.5	1	1.3	H31.4	0	0	3	1	2			1				2.0	2	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	6	5		1			1.3
34	石狩市	22	4	18.2%	1	5	60.0	1	1.7	H31.5	1	1	5		4	1	0	1				3.3	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	2	5	5					1.3
35	北斗市	22	2	9.1%	1	7	65.2	0	0.0	H31.4	0	0	1		1			1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	5	5					1.0
36	当別町	15	2	13.3%	1	2	62.7	1	1	H31.4	0	0	3		1		0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	5	1	3	1	1		1.0
37	新篠津村	8	0	0.0%	1		59.0	0	0	H31.4	0	0	1		3	1	0	1				1.7	1						1										1	3		2	1	1	1	1.0
38	松前町	12	1	8.3%	0	0	68.0	0	0	H31.6	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1					0			0	0	1	4	3		1			1.0
39	福島町	10	1	10.0%	0	0	65.2	1	1	H31.8	1	1	5		4	1	0	1				3.3	1	0	0	0	0		5	0	5	0		0			0	0	3	4		3	1	1	1	3.0
40	知内町	10	2	20.0%	0	0	66.4	0	0	H32.3	1	0	1		1			1				1.0	1						1										1	3		2	1	1		1.0
41	七飯町	18	1	5.6%	1	6	63.0	0	0	H31.4	1	1	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0		1	4	2	2		1		1.0
42	鹿部町	10	1	10.0%	0	0	68.5	0	0	H29.2	0	0	1	1	1			1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			1	1	1	2		2		1		1.0
43	森町	16	3	18.8%	0	0	64.0	0	0	H31.4	0	0	1		3	3	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	3					1.0
44	八雲町	16	2	12.5%	1	5	58.0	0	0	H29.10	1	1	1		4	7	1	1				2.0	3	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	4	3		1			1.7
45	長万部町	10	1	10.0%	0	0	60.5	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	4		3	1	1		1.0
46	江差町	12	2	16.7%	1	2	63.3	0	0	H31.7	0	0	1		1			1				1.0	1						1										1	3		2	1	1		1.0
47	上ノ国町	9	0	0.0%	0	0	72.0	1	1	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	2		1			1.0
48	厚沢部町	10	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H31.4	2	2	2		3	3	0	2				2.3	2	0	0	0	0		2			0		0			1	1	1	2	2					1.7
49	奥尻町	8	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2	2					1.0
50	今金町	12	2	16.7%	0	0	64.4	0	0	H31.4	1	0	1		4	1	0	1				2.0	1	0	0	0	0		1										1	3		2	1	1	1	1.0
51	せたな町	12	0	0.0%	0	0	61.0	1	1		0	0	1		2			1				1.3	1	0	0	0	0		1										1	3		3		1		1.0
52	島牧村	8	0	0.0%	0	0	63.3	0	0	H29.9	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	2	2					1.0
53	寿都町	9	1	11.1%	0	0	61.0	0	0	H31.10	0	0	1		1			1				1.0	1	0	0	0	0		1					0					1	2		2				1.0
54	ニセコ町	10	1	10.0%	0	0	63.0	0	0	H31.4	0	1	1		3	1	0	1				1.7	2	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2	2				1	1.3
55	真狩村	8	1	12.5%	0	0	64.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2	2			1		1.0
56	京極町	10	1	10.0%	0	0	59.0	1	1	H31.4	0	0	1		1			1				1.0	1						1										1							1.0
57	倶知安町	16	2	12.5%	1	2	58.4	0	0	H31.4	0	0	1		3	3	0	1				1.7	1	0	0	2	2		1			0		0			0	0	1	4	2	1	1	1		1.0
58	神恵内村	8	0	0.0%	0	0	66.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1										1	2	1		1			1.0
59	仁木町	9	2	22.2%	0	0	64.5	0	0	H31.8	0	0	1		2			1				1.3	1						1										1	3		2	1	1	1	1.0
60	余市町	18	2	11.1%	1	5	61.0	0	0	H31.4	2	2	1		2		0	1				1.3	2	0	0	0	0		1			0		0			0	0	3	6	6					2.0

NO	自治体	基礎情報											1. 住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成																											
													問1	補	問2	補	補	問3	補	補	補		問4	補	補	補	補	問5	補	補	補	補	補	補	補	補	問6	補	内訳				補	補	
		定数	女性議員数	女性議員比率	会派有無	会派数	平均年齢	政務活動費有無	政務活動費の額	次回選挙	議会基本条例	自治基本条例	請願・陳情提出者による提案説明（3以上）	直接説明の実績有無（3以上）	住民との対話の場（3以上）	実施回数（3以上）	アンケート調査有無	傍聴者の発言（3以上）	傍聴者の発言実績有無（3以上）	傍聴者数の公表の有無	手話通訳の有無	平均	議員（自由討議）（3以上）	議会による否決件数	首長側提出議案に対する議員間の討議（自由討議）（3以上）	再提出後可決された件数	議員による修正件数	可決された修正案の件数	政策提言数	調査機関又は附属機関の設置（4以上）	議員数（人）	公募市民（人）	専門的知見の活用有無	専門的知見の活用件数	公聴会の開催、参考人招致有無	公聴会の件数	参考人の件数	議員等提案条例件数	可決された件数	議会事務局体制の充実	職員数	専任	兼任	臨時	兼務	課題記入	平均
61	南幌町	11	4	36.4%	0	0	62.0	1	0.8	H31.4	0	0	1		3	1	1	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	3					1.0
62	奈井江町	9	3	33.3%	0	0	62.0	0	0	H31.4	0	1	3	1	2			1				2.0	1	0	0	0	0	0	1								0	0	1	3	2		1			1.0
63	長沼町	14	1	7.1%	0	0	63.0	1	0.8	H31.2	0	0	1		3	5	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	3		3		1		1.0
64	栗山町	12	2	16.7%	0	0	62.6	1	2	H31.4	1	1	5	1	1		0	1		1	0	2.3	1	0	0	1	0		1			1	1	1		4	0		1	3		3		1		1.0
65	月形町	10	1	10.0%	0	0	62.0	0	0	H31.4	0	0	1		2			1				1.3	1						1										1	2	2					1.0
66	妹背牛町	10	0	0.0%	0	0	61.0	0	0	H31.9	0	0	1	1	2		0	1				1.3	2	0	0	0	0		2			0		0			0	0	1	2	2					1.7
67	秩父別町	9	0	0.0%	0	0	64.3	0	0	H31.2	0	0	1		1		0	1				1.0	3	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	1	1	1	1		1.7
68	雨竜町	9	0	0.0%	0	0	61.4	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	2		1	1		1.0
69	北竜町	8	0	0.0%	0	0	61.9	0	0	H31.3	1	0	1		4	1	0	1				2.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	2	1		1		1.0
70	沼田町	10	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H31.5	0	1	1		3	3	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0					1	2	2					1.0
71	幌加内町	9	0	0.0%	0	0	60.5	0	0	H31.5	2	2	2		2			1				1.7	1						1										1	2		2		1		1.0
72	東神楽町	12	1	8.3%	0	0	63.0	1	0.67	H31.4	0	0	3		1		0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2	2					1.0
73	当麻町	10	1	10.0%	0	0	59.2	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
74	比布町	9	1	11.1%	1	2	58.3	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
75	愛別町	9	1	11.1%	0	0	62.3	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
76	美瑛町	14	2	14.3%	0	0	63.6	0	0	H31.4	0	1	2		2		0	1				1.7	1	0	0	0	0		1					0			0	0	1	3	3					1.0
77	中富良野町	11	0	0.0%	0	0	64.0	0	0	H29.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2	2					1.0
78	南富良野町	8	0	0.0%	0	0	64.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
79	占冠村	8	1	12.5%	0	0	70.0	0	0	H31.4	0	0	1		3		0	1				1.7	1	0	0	0	0		1										1	3	2		1			1.0
80	和寒町	10	1	10.0%	0	0	57.0	0	0	H31.4	1	1	1		4	1		1				2.0	1	0	0	0	0	1	1			0		0			0	0	1	2	2				1	1.0
81	下川町	8	0	0.0%	0	0		0	0	H31.4	2	1	1		3	1	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	2		1			1.0
82	美深町	11	0	0.0%	0	0	61.5	1	1.3	H31.4	0	0	1		3	2		1				1.7	3	0	0	0	0		1										1	3		2	1	1		1.7
83	中川町	8	0	0.0%	0	0	65.0	0	0	H31.3	2	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
84	増毛町	11	2	18.2%	0	0	60.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3		2	1	1		1.0
85	小平町	8	1	12.5%	0	0	60.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	3	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	3		2	1	1		1.7
86	苫前町	8	1	12.5%	0	0	62.4	0	0	H31.4	0	0	1		1			1				1.0	1	0	0	0	0		1										3	5	2	3		1		1.7
87	初山別村	8	2	25.0%	0	0	69.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1		1	0	1.0	1	0	0	0	0		1			0		0					1	2	1	1		1	1	1.0
88	天塩町	9	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1		0	0	1.0	1			0			1			0		0					1	3		2	1	1	1	1.0
89	猿払村	8	0	0.0%	0	0	60.1	0	0	H31.5	0	0	3	1	2		0	1		0	0	2.0	3	0		0			1								0		1	2		2		1		1.7
90	浜頓別町	10	1	10.0%	1	2	69.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
91	中頓別町	8	1	12.5%	0	0	57.0	0	0	H31.4	2	1	1		1		0	1				1.0	1	1	0	0	0		1			0		1		1	0	0	1	2		2		1		1.0
92	枝幸町	14	0	0.0%	0	0	65.0	0	0	H30.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	3		2	2	1		1.0
93	豊富町	10	0	0.0%	0	0	61.6	0	0	H31.4	0	0	3		1			1				1.7	1	0	0	0	0		1										1	2	2					1.0
94	利尻町	8	0	0.0%	0	0	66.6	0	0	H30.9	0	0	1		1		0	1				1.0	3	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1	1	1.7
95	利尻富士町	9	0	0.0%	0	0	63.9	0	0	H29.11	0	0	2		3	1	0	1				2.0	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0		1	2						1.0
96	津別町	10	2	20.0%	0	0	68.9	0	0	H29.2	0	0	1		3	3	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1								0	0	1	3		2	1	1	1	1.0
97	清里町	9	0	0.0%	0	0	60.7	0	0	H31.4	0	0	1		2		0	1				1.3	1	0	0	1	1		1			0		0			0	0	1	3		2	1	1		1.0
98	小清水町	10	0	0.0%	0	0	63.9	0	0	H31.4	0	0	1		1			1				1.0	1						1										1	2		2		1		1.0
99	訓子府町	10	2	20.0%	0	0	64.0	0	0	H31.4	2	0	1		3	5	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3		2	1	1	1	1.0
100	置戸町	10	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H31.4	0	1	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			1	1	1	3		2	1	1		1.0
101	佐呂間町	10	2	20.0%	1	1	65.0	0	0	H29.8	0	0	1		3	2	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	3	2	1		1		1.0
102	遠軽町	18	2	11.1%	1	3	62.6	0	0	H29.10	1	1	1		2			1				1.3	1						1			0		0			0		1	4	3		1		1	1.0
103	湧別町	13	1	7.7%	0	0	65.6	0	0	H29.10	0	1	1		3	4	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	2		2		1		1.0
104	滝上町	9	0	0.0%	0	0	62.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	3		2	1	1		1.0
105	西興部村	8	2	25.0%	0	0	66.0	0	0	H31.4	0	0	1		2		0	1				1.3	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	3		3		1	1	1.0
106	雄武町	10	0	0.0%	0	0	67.9	0	0	H31.4	0	0	1		1			1				1.0	1	0	0	0	0		1										1	2		2		1		1.0
107	大空町	12	0	0.0%	0	0	60.0	0	0	H30.4	1	1	1	1	4	2	0	1				2.0	1	0	0	0	0	0	1								1	1	1	3	2		1			1.0
108	白老町	14	3	21.4%	1	5	57.6	0	0	H31.10	0	1	1		3	4	0	1				1.7	1	0	0	1	0	1	4	6	0	0		0			0		2	4	2	1	1	1	1	2.3
109	厚真町	11	1	9.1%	0	0	61.5	0	0	H31.4	0	0	1		1			1				1.0	3	0	0	0	0	0	1			0		1		1	0		1	3		2	1	1		1.7
110	洞爺湖町	14	0	0.0%	1	4	63.0	0	0	H31.4	2	0	1		2			1				1.3	2						1										1	3	2		1			1.3
111	安平町	14	2	14.3%	0	0	66.0	0	0	H30.4	1	1	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0	0	1					0			0		1	4		3	1	1	0	1.0
112	むかわ町	14	1	7.1%	0	0	68.0	0	0	H30.4	1	1	1		1		0	1				1.0	3	0	0	0	0		1								0	0	1	3	1	1	1			1.7
113	日高町	15	1	6.7%	0	0	67.9	0	0	H30.3	0	0	1		1		0	1		0	0	1.0	1	0	0	1	0		1			0		0			1	0	1	3		3				1.0
114	浦河町	18	3	16.7%	1	4	63.2	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	1	4		3	1	1		1.0
115	様似町	10	1	10.0%	0	0	65.8	0	0	H31.4	0	0	1		1			1				1.0	1						1										1	2		2		1		1.0
116	えりも町	11	0	0.0%	0	0	64.0	0	0	H31.4	0	0	2		1			1				1.3	1	0	0	0	0	0	1										1							1.0
117	新ひだか町	20	2	10.0%	1	7	65.3	0	0	H30.4	2	1	1		1			1				1.0	1	0	0	2	0	2	1			0		0			1	0	1	4	2	2		1	1	1.0
118	音更町	20	4	20.0%	1	5	63.0	1	0.83	H31.4	0	1	3	1	3	1	0	1				2.3	1	0	0	0	0		1			0		0			0		1	5	4		1			1.0
119	士幌町	12	0	0.0%	0	0	64.0	0	0	H31.4	0	1	1		2		1	1				1.3	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3		3		1		1.0
120	上士幌町	11	3	27.3%	0	0	66.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3		2	1	1		1.0
121	新得町	12	1	8.3%	0	0	61.1	0	0	H31.4	0	0	1		3	1	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	2		1	0	0	1.0
122	清水町	13	1	7.7%	0	0	66.0	0	0	H31.1	0	1	1		3	2	0	1				1.7	1	0	0	0	0		2			0		0			0	0	1	4		3	1	1	1	1.3
123	芽室町	16	3	18.8%	0	0		0	0	H31.4	1	1	5	1	5	15	1	3	1	1	0	4.3	5	1		1	1	2	5	0	5	0		1		2	2	2	4	4	3		1		0	4.7
124	中札内村	8	1	12.5%	0	0	64.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
125	更別村	8	0	0.0%	0	0	59.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	1	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
126	広尾町	13	2	15.4%	1	1	65.0	0	0	H32.4	1	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	2					1.0
127	幕別町	20	5	25.0%	1	4	55.8	0	0	H31.4	1	0	1		4	3		1				2.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	4	4					1.0
128	池田町	12	0	0.0%	0	0	63.0	0	0	H31.4	0	0	3		3	1	0	1				2.3	2	0	0	0	0		1			0		1	0	1	1	1	1	3	1	2		1		1.3
129	豊頃町	9	0	0.0%	0	0	64.0	0	0	H31.4	0	0	1		1		0	1		1		1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3		2	1	1		1.0
130	本別町	12	2	16.7%	0	0	66.3	0	0	H30.7	2	0	1		3	6	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	4		3	1	1		1.0
131	足寄町	13	2	15.4%	0	0	68.1	0	0	H31.4	1	0	5	1	4	4	0	1		0	0	3.3	5	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	4		3	1	1		2.3
132	浦幌町	11	1	9.1%	0	0	67.0	0	0	H31.4	1	2	1		5	2	1	1				2.3	1	0	0	0	0	0	1			0		0			0	0	2	3		3		1	1	1.3
133	弟子屈町	12	1	8.3%	0	0	65.6	0	0	H28.11	0	0	1		1		0	1				1.0	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3		3		1		1.0
134	鶴居村	9	0	0.0%	0	0	63.3	0	0	H31.5	0	0	1		3	2	0	1				1.7	1	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	2		2		1		1.0
135	白糠町	13	2	15.4%	0	0	65.0	0	0	H31.4	1	0	1		1			1				1.0	1						1										1	3	3					1.0
136	別海町	16	1	6.3%	0	0	63.1	0	0	H31.5	0	1	1		1			1				1.0	1	0	0	0	0		1								0		1	3	3					1.0
137	中標津町	18	3	16.7%	0	0	66.0	0	0	H28.8	0	1	1		3	5	0	1				1.7	3	0	0	0	0		1			0		0			0	0	1	3	2	1		1		1.7

3. 行政と議会の課題共有と討議

NO	自治体	問7 通年議会の実施	補 項番5を選択した議会は、通年議会の根拠	問8 一問一答方式の導入状況	補 一問一答方式の実績有無	補 質問の制限	問9 執行部の反問	補 反問の実績有無	問10 議会内での政策討論会の開催	補 政策討論会の実施場所	補 政策討論の場の公開・非公開	補 議会主催による議員研修の実施状況	補 研修内容	問11 議会が評価主体となる事務事業評価等の実施	補 取組事例の記入有無	平均
0	北海道	1		1			1		1			1	1	1		1.0
1	札幌市	1		1			1		1			0		1		1.0
2	函館市	1		3		2	1		1			0		1		1.4
3	小樽市	1		3		2・3	1		1			1	1	1		1.4
4	旭川市	1		5	1	2・3	1		1			1	1	1		1.8
5	室蘭市	1		3	1	1・3	1		1			0		1		1.4
6	釧路市	1		5	1	2・3	1		1			1	1	1		1.8
7	帯広市	2		5			1		1			1	1	1		2.0
8	北見市	1		1			1		1			1	1	1		1.0
9	夕張市	2		5			1		1			1	1	1		2.0
10	岩見沢市	1		2			2		1			1	1	1		1.4
11	網走市	1		5		2・3	1		5			1	1	1	0	2.6
12	留萌市	1		3		3	1		1			1	1	2		1.6
13	苫小牧市	1		2			2		1			1	1	1		1.4
14	稚内市	1		3		2・3	2		1			0		2		1.8
15	美唄市	1		1			1		1			0		1		1.0
16	芦別市	1		2	1	1・3	2		1			0		1		1.4
17	江別市	1		3		1.3	5		1			0		1		2.2
18	赤平市	1		3		1・3	1		1			0		1		1.4
19	紋別市	1		3		3	1		1			0		1		1.4
20	士別市	1		5		1	1		1					1		1.8
21	名寄市	1		5		3	1		1			0		1		1.8
22	三笠市	1		5		3	1		1			1	1	1		1.8
23	根室市	5	1	5		2・3	1		1			1	1	1		2.6
24	千歳市	1		3		2・3	2		1			1	1	1		1.6
25	滝川市	1		3			2		1			0		1		1.6
26	砂川市	1		3		3	1		1			0		1		1.4
27	歌志内市	1		3			1		1			0		1		1.4
28	深川市	1		3		1・3	1		1			0		1		1.4
29	富良野市	1		3			1		1			1	1	1		1.4
30	登別市	1		5			1		1					1		1.8
31	恵庭市	1		3	1	2・3	1		1			0		1		1.4
32	伊達市	1		3			1		1					1		1.4
33	北広島市	1		3		2	1		1			1	1	1		1.4
34	石狩市	1		5		3	1		1			1	1	1		1.8
35	北斗市	1		3		3	1		1			0		1		1.4
36	当別町	1		3		1・3	1		1			0		1		1.4
37	新篠津村	1		3		3	1		1					1		1.4
38	松前町	1		3		2・3	1		1					1		1.4
39	福島町	5	1	5		2.4	1		1					5	1	3.4
40	知内町	1		5		1・3	1		1					1		1.8
41	七飯町	1		5		3	1		1			0		1		1.8
42	鹿部町	1		3		1・4	1		1			1	1	1		1.4
43	森町	5	2	3		1	1		1			1	1	3	1	2.6
44	八雲町	1		5		3	1		1			1	1	1		1.8
45	長万部町	1		3			1		1					1		1.4
46	江差町	1		3		1・3	1		1					1		1.4
47	上ノ国町	1		3	1		1	1	1			1	1	1		1.4
48	厚沢部町	1		1			2		2					2		1.6
49	奥尻町	1		1			1		1			0		1		1.0
50	今金町	1		5		3	1		1					1		1.8
51	せたな町	1		1			1		1					1		1.0
52	島牧村	1		1			1		1			0		1		1.0
53	寿都町	1		1			1		1			0		1		1.0
54	ニセコ町	1		3		1	1		2			1	1	1		1.6
55	真狩村	1		3		2・4	1		1			0		1		1.4
56	京極町	1		1			1		1					1		1.0
57	倶知安町	1		3		1・4	1		1			0		1		1.4
58	神恵内村	1		1		1	1		1					1		1.0
59	仁木町	1		5			2		1			0		1		2.0
60	余市町	2		2	1	3	2		1			0		1		1.6

4. 住民説明

NO	自治体	問12 傍聴者への資料提供	補 会議資料をホームページにて提供を行っているか	問13 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継	補 オンデマンド配信有無（3以上）	問14 議会日程等の広報	問15 議案に対する賛否の公開（4以上）	補 公開単位	補 公開媒体（議会広報）	公開媒体（ホームページ）	問16 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）（4以上）	補 議会報告会開催要綱等の規程の有無	補 議会報告会のパターン	補 議会報告会で議論された案件を本会議等でフォローの有無	補 議会報告会における課題の有無	問17 議会モニター制度（3以上）	補 任期	補 人数	補 公募	補 報酬	補 議会モニターの役割	平均
0	北海道	2	1	4	1	3	1				1					1						2.0
1	札幌市	3	1	4	1	5	3	1		1	1					1						2.8
2	函館市	2	1	3	0	4	1				2					1						2.2
3	小樽市	5	0	4	1	3	3				3	1	2	1	1	1						3.2
4	旭川市	2	0	3	1	3	3	2	1	1	1					1						2.2
5	室蘭市	1	0	4	1	3	1				1					1						1.8
6	釧路市	3	1	3	1	4	3	1	1	1	4	0	2	0	1	1						3.0
7	帯広市	5	1	4	1	3	3	2	1	1	5	0	2	0		1						3.5
8	北見市	5	0	3	1	3	1				1					1						2.3
9	夕張市	2	0	2		2	1				5	0	2	1	1	1						2.2
10	岩見沢市	2	1	2		3	1				1					1						1.7
11	網走市	3	0	4	1	2	5	2	1		4	0	1	0	1	1						3.2
12	留萌市	2	0	1	0	3	2				4	1	1	1		1						2.2
13	苫小牧市	5	0	4	1	3	3	1・2	1	1	1					2						3.0
14	稚内市	3	0	3	1	3	3	2	1	1	2					1						2.5
15	美唄市	2	0	2		2	1				3	1	2	1	1	1						1.8
16	芦別市	2	0	1	0	3	5	2	1	1	4	0	2	0	0	1						2.7
17	江別市	2	0	3	1	3	3	2		1	4	0		0	1	1						2.7
18	赤平市	2	0	1		3	1				3	1				1						1.8
19	紋別市	3	0	1		3	3	2	1	1	1					1						2.0
20	士別市	3	0	4	1	3	1				4	1	1	0	1	1						2.7
21	名寄市	2	1	4	1	3	3	2	1		5	1	2	0		1						3.0
22	三笠市	2	0	2		3	5	2	1	1	1		2	0	1	1						2.3
23	根室市	4	0	3	0	3	3	1	1	1	4	1	2	0	1	1						3.0
24	千歳市	2	0	4	1	3	3	2	1	1	3	0	1	1		1						2.7
25	滝川市	2	0	3	1	3	3				2					1						2.3
26	砂川市	4	0	1		3	1				1					1						1.8
27	歌志内市	3	0	1		2	1				3	1	2	0	1	1						1.8
28	深川市	2		2		2	1				1					1						1.5
29	富良野市	3	0	3	1	3	1				4	1	2	0	1	1						2.5
30	登別市	3	0	5	1	2	5	2		1	1					5	2	6	1	0	3	3.5
31	恵庭市	2	1	4	1	5	3	2	1	1	1					1						2.7
32	伊達市	1		2		3	1				1					1						1.5
33	北広島市	5	0	4	1	3	3	2	1		2					1						3.0
34	石狩市	5	0	1	1	3	4	1	1		5	1	1	0	1	1						3.2
35	北斗市	3	0	4	1	3	1				1					1						2.2
36	当別町	2	0	3	1	3	1				3	0	2	0		1						2.2
37	新篠津村	2	1	1		1	1				3	0	1	0		1						1.5
38	松前町	5	0	1		1	1				1					1						1.7
39	福島町	5	1	4	1	5	5	2	1	1	4	1	1	1	1	1						4.0
40	知内町	5	0	4	1	1	3	2	1		4	1	2	0	1	1						3.0
41	七飯町	5	0	1		3	1				1					1						2.0
42	鹿部町	2	0	1		2	1				1					1						1.3
43	森町	2	0	1		1	1				1					1						1.2
44	八雲町	5	1	2		5	3	2	1	1	4	1	2	1	1	1						3.3
45	長万部町	2		1	0	3	1				1					1						1.5
46	江差町	2	1	1		5	1				1					1						1.8
47	上ノ国町	3		1		1	1				1		1			1						1.3
48	厚沢部町	3	0	2		2	2				3	2	2	1	1	2						2.3
49	奥尻町	2	0	1		1	1				1					1						1.2
50	今金町	3	0	1		2	1				4	1	1	1	1	1						2.0
51	せたな町	1		3	1	1	1				1					1						1.3
52	島牧村	3	0	1		1	1				1					1						1.3
53	寿都町	1		1		2	1				1					1						1.2
54	ニセコ町	4	0	1		3	2				3	0	2	0	1	1						2.3
55	真狩村	2	0	1		2	1				3	0	1・2	0	1	1						1.7
56	京極町	3		1		2	1				3	0	2	0	1	1						1.8
57	倶知安町	1		3	1	3	3	2	1		2					1						2.2
58	神恵内村	2		1		2	1				1					1						1.3
59	仁木町	4	0	1		3	3	2	1		2					1						2.3
60	余市町	2	1	1	1	3	2				2					1						1.8

5. その他

NO	自治体	問18 これまでの条例の目的が達成されているかの検討の実施状況	補 条例改正状況	問19 政治倫理条例の制定有無	問20 議決事件の追加	2 議決対象となる総合計画の範囲	3 議決事件の追加の有無	4 新たな議決事件を追加	問21 議会だより発行頻度	2 議会だより住民アンケート実施状況	3 広聴広報委員会の有無	問22 広域的課題を議論するため近隣の自治体議会と意見交換の場が設けられている	問23 議長・副議長の選出の選挙の有無	問24 選挙区の設定有無	問25 今後の課題、問題点あるいは解決したいと思われる事柄	問26 参考にしている他自治体議会有無
0	北海道	0		0	0		1		3			0	1	1	1	1
1	札幌市	0		0	1	1	1		3	1	0	0	1	0		1
2	函館市			0	1	1	1		3	0	0	0	1	0		
3	小樽市			0	0		1		2	0	1	0	1	0		
4	旭川市	1	b	0	1	1	1		2	0	1	0	1	0		
5	室蘭市			0	0		1	1	2	0	1	0	1	0		
6	釧路市	0		0	0		1		2	0	1	0	1	0	1	
7	帯広市	1	b	0	1	1	1		3	0	1	0	1	0	1	1
8	北見市			0	0		1		3	0	1	0	1	0	1	1
9	夕張市	0		0	0		0		2	0	0	0	1	0		
10	岩見沢市			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
11	網走市	0		0	0		1	1	2	0	1	0	1	0	0	0
12	留萌市	1	b	0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
13	苫小牧市			0	1	1	1		2	1	1	0	1	0		
14	稚内市			0	1	2	1		2	1	1	0	1	0	0	1
15	美唄市			1	0		1	0	2	0	1	0	0	0	0	0
16	芦別市	0		0	0		1		3	0	0	0	1	0		
17	江別市	0		0	1	1	1		2	0	1	0	1	0		
18	赤平市			0	0		1		2	0	0	0	1	0		
19	紋別市			0	0		0		2	0	0	0	1	0		
20	士別市	0		0	1	2	1		2	0	1	0	1	0	1	
21	名寄市	0		0	1	2	1		2	0	0	0	1	0		
22	三笠市	1	b	0	1	2	0		3	0	1	0	1	0		
23	根室市	1	b	1	1	2	1	1	2	0	1	0	1	0	1	
24	千歳市			0	0		0		2	0	1	0	1	0	1	
25	滝川市			0	0		1		2	0	1	0	1	0	1	
26	砂川市			0	0		1		2	0	1	0	1	0		
27	歌志内市			0	1	1	1		2	0	0	0	1	0		
28	深川市			0	0		1	0	2	0	1	0	1	0	0	1
29	富良野市	0		0	0		1	0	2	0	1	0	1	0		
30	登別市	1	a	1	1	2	1		2	0	0	1	1	0		
31	恵庭市			1	1	1	0		2	0	1	0	1	0		
32	伊達市			0	0		1		2	0	1	0	1	1		
33	北広島市			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
34	石狩市	0		1	1	1	0		2	0	1	0	1	0		
35	北斗市			0	0		1		2	0	1	0	1	0		
36	当別町			1	0		0		2	0	1	0	0	0		
37	新篠津村			0	0				2	0	1	0	0	0		
38	松前町			0	0		1	0	2	0	0	0	1	0		
39	福島町	1	a	1	1	3	1	1	2	0	0	0	1	0		
40	知内町	1	a	0	1	2	1		2	0	1	1	1	0		
41	七飯町	0		0	1	2	1		2	0	0	0	1	0		
42	鹿部町			0	1	1	1		2	0	0	0	1	0		
43	森町			0	1	1	1	1	2	0	1	0	1	0		
44	八雲町	0		0	1	1	0		2	0	1	0	1	0		
45	長万部町															
46	江差町			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
47	上ノ国町			0	0		0		2	0	0	0	1	0		
48	厚沢部町			0	0		1		2	0	1	0	1	0		
49	奥尻町			0	0		0		2	0	1	0	1	0	1	
50	今金町	1	a	0	0				2	0	1	0	1	0	1	1
51	せたな町			0	0		0		3	0	1	0	1	0		
52	島牧村			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
53	寿都町			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
54	ニセコ町			0	1	2	0		2	0	0	0	1	0	1	
55	真狩村			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
56	京極町			0	1	3	0		2	0	0	0	0	0	1	0
57	倶知安町			0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
58	神恵内村			0	0		0		4	0	0	0	1	0		
59	仁木町			0	0		1		2	0	1	0	1	0		1
60	余市町			1	1	2	1		3	0	0	0		0		

NO	自治体	3. 行政と議会の課題共有と討議															4. 住民説明																				5. その他														
		問7	補	問8	補	補	問9	補	問10	補	補	補	補	問11	補		問12	補	問13	補	問14	問15	補	補		問16	補	補	補	補	問17	補	補	補	補	補		問18	補	問19	問20	2	3	4	問21	2	3	問22	問23	問24	問25	問26
		通年議会の実施	項番5を選択した議会は、通年議会の根拠	一問一答方式の導入状況	一問一答方式の実績有無	質問の制限	執行部の反問	反問の実績有無	議会内での政策討論会の開催	政策討論会の実施場所	政策討論の場の公開・非公開	議会主催による議員研修の実施状況	研修内容	議会が評価主体となる事務事業評価等の実施	取組事例の記入有無	平均	傍聴者への資料提供	会議資料をホームページにて提供を行っているか	会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継	オンデマンド配信有無（3以上）	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開（4以上）	公開単位	公開媒体（議会広報）	公開媒体（ホームページ）	議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）（4以上）	議会報告会開催要綱等の規程の有無	議会報告会のパターン	議会報告会で議論された案件を本会議等で議論（フォロー）の有無	議会報告会における課題の有無	議会モニター制度（3以上）	任期	人数	公募	報酬	議会モニターの役割	平均	この条例の目的が達成されているか検討の実施状況	条例改正状況	政治倫理条例の制定有無	議決事件の追加	議決対象となる総合計画の範囲	議決事件を追加の有無	新たな議決事件を追加	議会だより発行頻度	議会だより住民アンケート実施状況	広聴広報委員会の有無	広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられているか	議長・副議長の選出の選挙の有無	選挙区の設定有無	今後の課題、あるいは解決したと思われる事柄	参考にしている他自治体議会有無
61	南幌町	1		1			1		1			0		1		1.0	2	0	1		2	3	2	1		3	0	1	0	1	1						2.0			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
62	奈井江町	1		3	1	1・3	1		1					1		1.4	5	0	2		3	3	2	1		3	1				1						2.8			0	1	1	1		2	0	1	0	1	0	1	
63	長沼町	1		1			1		1			1	1	1		1.0	2	0	3	1	3	1				1					1						1.8			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
64	栗山町	1		5		2・3	5	1	5	5	1	1	1	1		3.4	5	1	4	1	5	5	2	1	1	5	1	1・2・3	1	1	5	2	10	1	0	1・2・3	4.8	1	b	1	1	2	1	0	2	1	1	0	1	0	1	1
65	月形町	1		3		1.4	2		1					1		1.6	3		1		3	3				2					1						2.2			0	1	2			3	0	1		1	0		
66	妹背牛町	1		1			2		1					1		1.2	1		1	0	2	1				2					1						1.3			0	0		0		2	0	0	0	1	0		
67	秩父別町	1		3			1		1			1	1	1		1.4	4		1		1	2				1					1						1.7			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
68	雨竜町	1		1			1		1					1		1.0	3	0	1		1	1				1					1						1.3			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
69	北竜町	1		5			1		1			1	1	1		1.8	4	0	1		1	5	2	1		4	1	2	0	1	1						2.7	0		0	1	3	1		1	0	1	0	0	0		
70	沼田町	1		3		1	1		1			1	1	1		1.4	2	1	1		3	1				1					1						1.5			0	0		1		2	1	1	0	1	0		
71	幌加内町	1		3			2		1					1		1.6	2		1		1	1				2					2						1.5			0	0		0		2	0	1	0	0	0		
72	東神楽町	1		3			1		1			0		1		1.4	2	0	1		1	1				1					1						1.2			0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
73	当麻町	1		3		3	5	1	1			1	1	1		2.2	5	0	1		1	3	2	1		1					1						2.0			1	1	1	1		2	0	1	0	1	0		
74	比布町	1		3		2・3	1		1			1	1	1		1.4	1		1		1	1				1					1						1.0			0	1	3			2	1	1	1	0	0		
75	愛別町	1		3		3	5		1			0		1		2.2	2	0	1		3	3	2	1		1				1	1						1.8			0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
76	美瑛町	1		3		3	1		2			1	1	1		1.6	5		3	1	4	1				2					1						2.7			0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
77	中富良野町	1		3		3	1		1			1	1	1		1.4	3	0	1		1	1				1					1						1.3			0	0		0		2	0	1	1	1	0		
78	南富良野町	1		3		3	1		1			1	1	1		1.4	2	0	3	0	3	1				1					1						1.8			0	1	1	1	1	2	0	1	1	1	0		
79	占冠村	1		5	1	3	1		1					1		1.8	3		1		1	3	2	1		3	0	2	1	1	1						2.0			0	0		1	1	2	0	1	0	1	0		
80	和寒町	1		5		2・3	1		1			1	1	1		1.8	5	0	1		2	1				4	0	2	0	1	1						2.3	0		0	1	2	1		2	1	0	0	1	0		
81	下川町	1		3		1	1		1			1	1	1		1.4	2	0	2		3	1				3	0	1	0	1	2						2.2			0	1	2	0		3	0	1	0	1	0		
82	美深町	1		3			1		1					1		1.4	4		1		3	1				3	0	2	0		1						2.2			0	0		0		3	0	1	0	1	0		
83	中川町	1		3		2・3	1		1			1		1		1.4	2	0	1	0	1	1				3	0	2	0		1						1.5			0	1	1	1		2	0	1	0	1	0		
84	増毛町	1		5		3	1		1			0		1		1.8	2	0	1		2	1				1					1						1.3			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
85	小平町	1		1			1		1			0		1		1.0	2	0	1	0	2	1				1					1						1.3			0	1	2	0		2	0	1	0	1	0		
86	苫前町	1		1			1		1			0		1		1.0	2	0	3	0	2	1				1					1						1.7			0	0		0		2	0	0	0	1			
87	初山別村	1		5		2・3	1		1			0		1		1.8	4	0	1		2	1				2					1						1.8			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
88	天塩町	1		1		1	1		3	4		1	1	1		1.4	4	0	3	0	3	1				1					1						2.2			0	1	3	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0
89	猿払村	1		5			1		1			1	1	1		1.8	2		3		1	3	2	1	1	2					1						2.0			2	1	1	0		2	0	1	0	1	0		
90	浜頓別町	1		3		3	1		1			0		1		1.4	2	0	1	0	1	1				1					1						1.2			0	0		1		2	0	1	0	0	0		
91	中頓別町	1		3		1	1		1			1	1	1		1.4	3	0	4	0	1	1				1					1						1.8			0	1	2	1		2	0	1	0	0	0		
92	枝幸町	1		5		2・3	1		1			1	1	1		1.8	1		3	0	1	1				1					1						1.3			0	1	2	0		2	0	1	0	0	0	1	
93	豊富町	1		1			1		1					1		1.0	2		1		1	1				1					2						1.3			0	0		0		2	0	0	0	1	0		
94	利尻町	2		3		1・3	1		3	4	0	0		1		2.0	1	0	3	0	1	1				2					1						1.5			0	1	3	0		4	0	0	0	1	0		1
95	利尻富士町	5	1	1			1		3	4	1	1		1		2.2	1		1		1	1				1					1						1.0			0	0		0		2	0		0	1	0		
96	津別町	1		3	1		1		1			0		1		1.4	3	0	2		3	1				3	0	2	0	1	1						2.2			0	0		1		2	0	1	0	0	0		
97	清里町	1		1			1		1			0	1	1		1.0	3	0	3	0	3	1				1					1						2.0			0	0		0		3	0	0	0	1	0		
98	小清水町	1		2			2		1					1		1.4	3		1		2	1				1					1						1.5			0	0				3	0	1	1	1	0		
99	訓子府町	1		3		3	1		1			1	1	1		1.4	4	0	1	0	3	3	2	1	1	3	0	2	0	1	1						2.5			0	0		0		2	0	1	0	1	0	1	
100	置戸町	1		3		2・4	1		1			0		1		1.4	2	0	1		2	1				3	0	1	0	1	1						1.7			0	1	3	1		2	0	1	0	1	0	1	1
101	佐呂間町	1		3			1		1			0		1		1.4	4	0	1	0	1	1				3	1	2	1	1	1						1.8			0	0		0		2	0	0	0	1	0		
102	遠軽町	1		5		2・3	1		1					1		1.8	3	0	2		3	1				4	1	2	1	1	1						2.3	1	a	0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
103	湧別町	1		3		3	1		1			0		1		1.4	3		1		2	1				3	1	2	0	1	1						1.8			0	1	2	0		2	0	1	0	1	0		
104	滝上町	1		3		1	1		1			1	1	1		1.4	1		1		3	3	2	1		1					1						1.7			0	0		0		3	0	0	0	1	0	1	
105	西興部村	1		3		1	1		1			0		1		1.4	3		4	1	1	1				1					1						1.8			0	1	1	1		4	0	0	0	0	0		
106	雄武町	1		3		3	1		1					1		1.4	2	0	1		1	1				1					1						1.2			0	1	2	0		2	0	1	0	1	0		
107	大空町	1		5	1	3	1		1					1		1.8	4	0	3	1	3	1				5	0	1	0		1						2.8	0		0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
108	白老町	5	1	3		2・3	1		1			1	1	2		2.4	5	0	4	0	3	3	2	1	1	1					1						2.8			1	1	2	1	0	2	0	1	0	1	0	1	1
109	厚真町	1		3		3	1		1					1		1.4	5	0	4	1	3	3	2	1	1	2					1						3.0			0	1	1	1		3	0	1	0	1	0		
110	洞爺湖町	5	2	3		2・3	2		1					1		2.4	5	0	4	0	3	3	2	1	1	2					1						3.0			0		1	1	1	2	0	0	0	1	0		1
111	安平町	1		5		2・3	1		1			1		1		1.8	2	1	4	1	5	1				1	0			1	1						2.3	0		0		3	1	1	2	0	1	0	1	0		
112	むかわ町	1		5		1・3	1		1					1		1.8	4	0	4	1	3	1				5	0	1			1						3.0	0		1	1	3	0		2	0	1	0	0	0		
113	日高町	5	2	3		3	5		3	5	1	1	1	1		3.4	3	0	1		3	3	2	1		3	1	2	0		1						2.3			0	1	2	0		2	0	1	0	1	1		
114	浦河町	1		3		3	1		1			1	1	1		1.4	2	0	3	1	3	1				1					1						1.8			0	1	1	1		3	0	1	0	1	0	1	
115	様似町	1		3		3	5		1					1		2.2	1		1		1	1				1					1						1.0			0	0		0		4	0	0	0	1	0		
116	えりも町	1		1		1・4	2		1					1		1.2	2	0	1		2	1				2					1						1.5			0	0		0		2	0	1	0	1	0		
117	新ひだか町	1		3		3	3		1			1	1	1		1.8	5	1	3	1	3	3	2	1	1	2				1	1						2.8			1	0		0		2	0	1	0	1	0		1
118	音更町	1		3		2	1		1			1		1		1.4	3	0	4	1	3	3	2	1	1	1					1						2.5			0	1	2	1	1	2	0	1	0	1	0		
119	士幌町	1		3			1		1			0		1		1.4	3	1	1		4	3	2	1	1	1					1						2.2			0	1	1	1		2	1	1	1	1	0		
120	上士幌町	1		1			1		1			0		1		1.0	3		3		2	1				1					1						1.8			0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
121	新得町	1		3	0	1	1		1			0		1		1.4	4	0	4	1	3	1				3	0	2	1	1	1						2.7			0	1	1	1	1	2	0	1	0	1	0	0	0
122	清水町	1		3		2・3	1		1			0		1		1.4	5	0	4	1	3	3	2	1	1	3	1	2	0	1	2						3.3			0	0		1		2	0	0	0	1	0		
123	芽室町	5	1	5	1	2・3	5	1	5		1	1	1	5		5.0	5	1	5	1	5	5	2	1	1	5	1	1・2・3	1	1	5	1	10	1	0		5.0	1	a	1	1	2	1	1	1	1	0	0	1	0	1	1
124	中札内村	1		3		3	1		1			0		1		1.4	3	0	3	1	1	3	2		1	1					1						2.0			0	1	1	0		2	0	1	0	1	0		
125	更別村	1		3		1・3	1		1			0		1		1.4	4	0	1		1	1				4	1	2	0		1						2.0			0	0		1		2	0	0	1	1	0		
126	広尾町	1		5		2・3	1		1			0		1		1.8	5	0	4	1	3	3	2	1	1	1					5	2	6	1	1	1・2・3・4	3.5	0		0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
127	幕別町	1		5		3	1		1			1	1	1		1.8	5	0	4	1	5	3	2	1		5	0	2	0	1	1						3.8	1	a	0	1	1	1		2	0	1	0	1	0	1	
128	池田町	5	1	3		2・3	1		1			1	1	1		2.2	2	0	4	1	3	3	2	1	1	3	1	2	0	0	1						2.7			0	1	1	1	1	3	1	1	0	1	0		
129	豊頃町	1		5		2・3	3		1			1	1	1		2.2	3	0	1	0	1	1				1					1						1.3			0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
130	本別町	1		3			2		1			0		1		1.6	3	0	1		2	2				3	0	2	1	0	1						2.0			0	1	1	1		2	0	1	0	1	0		
131	足寄町	1		5		3	5		1			0		1		2.6	5	0	4	1	2	5	2	1		4	0	2	0	1	1						3.5	0		0	1	2	1		2	0	1	0	1	0		
132	浦幌町	1		5		3	5	1	1			1	1	2		2.8	5	1	2		5	5	2	1		5	1	2	1	1	5	2	6	1	0	1	4.5	1		0	1	2	1		2	1	1	0	0	0	1	1
133	弟子屈町	1		3		3	1		1					1		1.4	4	0	1		3	1				1					1						1.8			0	1	1	1	0	3	0	1	1	1	0		
134	鶴居村	1		5		1	1		1			0		1		1.8	2	0	1	0	1	1				1					1						1.2			0	1	3	1		2	0	1	0	1	0		
135	白糠町	1		5			1		1					1		1.8	2	0	1		2	1				1					1						1.3	0		0	0		1		2	0	1	0	1	0		
136	別海町	1		5	1	2・3	1		1			0		1		1.8	5	0	1		2	3	2	1	1	3	1	1	1	1	3	1	7	1	0	1・2・3	2.8			0	0		0		2	0	1	0	1	0	1	
137	中標津町	1		3		1	1		1			1	1	1		1.4	2	0	1		3	1				3	1	2	1	1	2						2.0			1	1	2	1		2	0	1	0	1	0		1

2. 2014年調査

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

①陳情請願者説明

年	14	12
全体	2.2	1.9
市	2.6	2.3
町村	2.0	1.8

②傍聴者の発言

年	14	12
全体	1.1	1.1
市	1.0	1.0
町村	1.2	1.1

③住民との対話の場

年	14	12
全体	2.2	1.8
市	2.2	1.7
町村	2.2	1.8

年	14	12
全体	1.8	1.6
市	1.9	1.7
町村	1.8	1.5

市民

議会

2. 議会内の討議と合意形成

④議員間の自由討議

年	14	12
全体	2.1	1.8
市	2.3	2.1
町村	2.1	1.8

⑤調査機関又は附属機関の設置

年	14	12
全体	1.2	1.1
市	1.1	1.1
町村	1.2	1.1

⑥議会事務局体制の充実

年	14	12
全体	1.2	1.2
市	1.3	1.3
町村	1.1	1.1

年	14	12
全体	1.5	1.4
市	1.6	1.5
町村	1.5	1.3

（参考）

⑲議会基本条例の検討状況

年	14	12
全体	2.1	1.8
市	2.6	2.3
町村	1.9	1.6

4. 住民説明

⑫傍聴者への資料提供

年	14	12
全体	3.1	3.0
市	2.8	3.1
町村	3.2	3.0

⑬議会中継

年	14	12
全体	2.1	1.8
市	2.6	2.3
町村	1.9	1.6

⑭議会日程等の広報

年	14	12
全体	2.4	2.1
市	2.9	2.8
町村	2.2	1.9

⑮賛否の公開

年	14	12
全体	1.8	1.4
市	2.2	1.7
町村	1.7	1.4

⑯議会報告会開催

年	14	12
全体	2.2	1.9
市	2.2	2.1
町村	2.2	1.8

年	14	12
全体	2.3	2.1
市	2.6	2.4
町村	2.2	2.0

⑦通年議会の実施

年	14	12
全体	1.3	1.2
市	1.2	1.1
町村	1.3	1.2

⑧一問一答導入

年	14	12
全体	3.0	2.6
市	3.1	2.8
町村	3.0	2.6

3 行政と議会の課題共有と討議

⑨反問権

年	14	12
全体	2.3	2.0
市	2.1	1.9
町村	2.4	2.0

⑩政策討論の開催

年	14	12
全体	1.2	1.2
市	1.0	1.1
町村	1.3	1.2

⑪議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

年	14	12
全体	1.1	1.1
市	1.0	1.0
町村	1.1	1.1

年	14	12
全体	1.8	1.6
市	1.7	1.6
町村	1.8	1.6

全体

年	14	12
全体	1.8	1.7
市	2.0	1.8
町村	1.8	1.6

行政

導きだされる結論

住民との対話、議会報告会、自由討議、一問一答、反問権といったことの改善がみられる。議会事務局体制、事務事業評価というところの改善が進んでいない。

凡例

質問内容	
全体	道市町村議会の平均
市	市議会の平均
町村	町村議会の平均

項番	評価基準
5	条例規則で行っている
4	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む)で行っている
2	検討中
1	行っていない

（注）年の14は2014年、12は2012年を示す。

議会

2. 議会内の討議と合意形成（政策立案）

④議員間の自由討議	
未制定	1.7
制定	3.6

⑤調査機関又は附属機関の設置	
未制定	1.1
制定	1.6

⑥議会事務局体制の充実	
未制定	1.1
制定	1.5

未制定	1.3
制定	2.4

（参考）

⑰議会基本条例の検討状況	
未制定	1.3
制定	5.0

1. 住民参加による地域課題の発見と共有（課題設定）

①陳情請願者説明	
未制定	1.8
制定	3.4

②傍聴者の発言	
未制定	1.0
制定	1.5

③住民との対話の場	
未制定	1.8
制定	3.5

未制定	1.5
制定	2.8

市民

4. 住民説明（政策評価）

⑫傍聴者への資料提供	
未制定	2.9
制定	3.7

⑬議会中継	
未制定	1.9
制定	2.9

⑭議会日程等の広報	
未制定	2.2
制定	3.1

⑮賛否の公開	
未制定	1.5
制定	2.9

⑯議会報告会開催	
未制定	1.7
制定	3.8

未制定	2.0
制定	3.3

凡例

質問内容	
未制定	議会基本条例未施行自治体議会の平均
制定	議会基本条例施行自治体議会の平均

項番	評価基準
5	条例規則で行っている
4	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)で行っている
2	検討中
1	行っていない

3行政と議会の課題共有と討議（政策決定）

⑦通年議会の実施	
未制定	1.1
制定	1.7

⑧一問一答導入	
未制定	2.7
制定	4.0

⑨反問権	
未制定	1.8
制定	4.0

⑩政策討論の開催	
未制定	1.2
制定	1.4

⑪議会が評価主体となる事務事業評価等の実施	
未制定	1.1
制定	1.3

未制定	1.6
制定	2.5

全　体	
未制定	1.6
制定	2.7

行政

導きだされる結論

議会基本条例制定議会においては、政策サイクルによる議会運営として重要な4項目（赤塗り）中3項目では評価が高かった。議会基本条例の制定によって政策サイクルを実現するという意思を示さなければ、条例があっても価値の低い条例となる。

政策サイクルによる議会運営とは、1. 課題設定→2. 政策立案→3. 政策決定→4. 政策評価→1. 課題設定というように議会が取り組みを行うことをいう。

３. 調査票

2016 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（北海道）

自治体議会名	議会

ご記入日	Ｈ２８年　　月　　日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

議会等基礎情報

定数（欠員）	人（　　人）	その内女性議員の人数	人
会派の有無選択	有・無	平均年齢	歳
会派の数	会派	政務活動費（有無選択）	有・　無
次回選挙予定年月	Ｈ　　年　　月	政務活動費の額	万円/人･月
議会基本条例	施行済み　・　検討中　　・　未施行		
自治基本条例	施行済み　・　検討中　　・　未施行		

１．住民参加による地域課題の発見と共有

問１　請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき､請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）

【補足説明欄】

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

●実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

(注) 上記項番３・５を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問２　住民等との意見交換（住民との一般会議）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・ＮＰＯとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年１回以上実施し、さらに、提起された政策課題を委員会等で議論し、政策課題を予算審議等に反映させるための政策提言をまとめている
	4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年１回実施し、政策課題の発掘を行っている。政策提言にまでまとめていない
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

(注 1) 上記項番 3～5 を選択した議会は、住民等との意見交換の実績が下の補足設問にご記入がない場合は選択欄が変更になります。5 を選択した議会は政策提言内容等を補足説明欄にご記入願います。

(注 2) 議会の議決・審議結果の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。(→問 16) なお、意見交換と議会報告会を同時に行っている場合は比率の高い方で評価願います。

(注 3) 上記項番１～２を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

１．上記項番３～５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

２．H27.4～28.3 の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

□①行っている　（案件：　　）
　　（活用内容：　　）

□②行っていない

問３　傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問１の請願・陳情の説明以外に、傍聴者（住民）が発言することを認めていますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

（注）上記項番３・５を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

①傍聴者数の公表（広報誌等）□有　・□無　②手話通訳（事前予約含む）□有　・□無

２．議会内の討議と合意形成

問４　首長側提出議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長側提出議案及び議会報告会等で提起された住民課題を議員間討議（自由討議）により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、自由討議を行い、議会としての意思を決めている
	2	検討中
	1	行っていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

（注 1）上記項番３・５を選択した議会は、全員協議会等で議会としての意思決定をした事例を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

（注 2）上記項番１～２を選択した議会は、議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問
（なかった場合には「０」件とご記入願います）
１．H27.4～28.3 の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出（誤字等以外の修正）後、可決された議案は、何件ありましたか。
①否決された件数　（　　）件　②再提出後可決された件数　（　　）件

２．H27.4～28.3 の期間、首長側提出議案（直接請求は除く）に対する議員による修正案の提出（うち、可決した修正案）は、何件ありましたか。
①提出された修正案の件数　（　　）件　②可決された修正案の件数　（　　）件

３．H27.4～28.3 の期間、議会として政策提言を行いましたか。行った政策提言の内容等について下欄にご記入願います。

時　期	政策提言の内容

問５　調査機関又は附属機関の設置
議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

（注）上記項番３～５を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問
１．上記項番３～５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。
①議員人数（　人）　　②公募市民人数（　人）
２．H27.4～28.3 の期間、地方自治法 100 条の 2 に基づく専門的知見の活用（調査機関又は附属機関の設置を除く）を具体的に行いましたか。
□①行っている　（　　件：（事例）　　）
□②行っていない
３．H27.4～28.3 の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。
□①行っている　（　　件（公聴会）：（事例）　　）
（　　件（参考人）：（事例）　　）
□②行っていない

３．H27.4～28.3 の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。
□①行っている　（　　件(公聴会)：(事例)　　）
（　　件(参考人)：(事例)　　）
□②行っていない

４．H27.4～28.3 の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案（政策立案）（議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数（内、可決された条例の件数）と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「０」件とご記入ください)なお､既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。
①提出された条例案　（　　）件　　②可決された条例案　（　　）件
③具体的な条例案名と議決態様（可決、否決、継続等）をご記入ください。

条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	

問６　議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内　　容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない

【補足説明欄】

補足設問

議会事務局体制を補う施策として取組んでいることがあれば、補足説明欄にご記入願います。議会事務局の人数等（H28.4.1 現在でご記入ください）

職員数	人	（内訳）専任　　人　　兼任　　人　　臨時　　人
兼務内容		
議会事務局の課題をご記入願います		

３．行政と議会の課題共有と討議

問７　通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内　　容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない

【補足説明欄】

補足設問

上記項番５を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

□①地方自治法第１０２条第２項（定例会の招集回数を年１回とし、かつ、その会期を運用で通年とする）

□②地方自治法第１０２条の２第１項（会期を通年とする）

問８　一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（実施していない）

【補足説明欄】

（注）一問一答方式の例として、議員①②③の質問、執行機関①②③の答弁、議員①の再質問執行機関①の再答弁、繰り返し②、③へ

補足設問

①一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

②質問の制限

□①回数制限あり　□②回数制限なし　□③時間制限あり　□時間制限なし

問９　執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H27.4～28.3 の期間)

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）

【補足説明欄】

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

反問を行使された具体的１事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問１０　行政との政策討議会（行政との一般会議）

議会として、重要な政策課題に対し、行政と政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会（行政との一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、行政との政策討議会（一般会議）を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	2	設置を検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定があるが、開催は行われていない）

【補足説明欄】

（注１）上記項番３・５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間における政策討議会（一般会議）の具体的な内容(テーマ・開催実績等)と政策提言等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

（注２）上記項番１～２を選択した議会は、政策討議会（一般会議）を開催する上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

１．27.4～28.3 の期間、上記項番３・５を選択した議会は、政策討議会を実施したのはどこで実施したのかをお答えください。

□①本会議　□②常任委員会　□③特別委員会　□④全員協議会　□⑤その他（　　）

２．上記項番３・５を選択した議会は、政策会議は公開か非公開かをお答えください。
□①公開　　□②非公開
３．H27.4～28.3 の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。
□①行っている　　研修内容（　　）
□②行っていない

問１１　議会が評価主体となる議会評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、政策評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる評価は行っていない

【補足説明欄】

（注）上記項番３～５を選択した議会は、H27.4～28.3 の期間、政策評価の取組事例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

４．住民説明

問１２　傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供(貸与を含む。)を行っていますか(H27.4～H28.3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内　　容
	5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している
	2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない

【補足説明欄】

補足設問（上記項番２～５を選択した議会）
H27.4～28.3 の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。
□①行っている　　□②行っていない

問１３　会議のインターネット（ＣＡＴＶを含む）によるライブ中継
会議のライブ中継を行っていますか(H27.4～28.3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内　　容
	5	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている
	4	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている （ライブ中継を行っている委員会名[　　]）
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない

【補足説明欄】

補足設問（上記項番３～５を選択した議会）
H27.4～28.3 の期間、会議の動画記録のオンデマンド配信（ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式）を行っているか、お答えください。
□①行っている　　□②行っていない

問１４　議会日程等の広報
議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H27.4～28.3 の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内　　容
	5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文（議案書）も閲覧できる
	3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない

【補足説明欄】

問１５　議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない

【補足説明欄】

（注 1）表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

（注 2）上記項番３～５を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番３～５を選択した議会のみ回答）

１．H27.4～28.3 の期間の議案に対する賛否の公開についてお答えください。

（　□①会派単位　・　□②議員個別　）

２．賛否の公開媒体

（　□①議会広報　・　□②ホームページ　）

問１６　議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年１回行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中
	1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

（注 1）上記項番３～５を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。
（注 2）上記項番１～２を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番３～５を選択した議会のみ回答）

１．議会報告会開催要綱等の規程の有無
□①有　・　□②無

２．H27.4～28.3 の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。
□①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
□②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
□③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

３．H27.4～28.3 の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。
□①議論を行っている
（事例：　　）
□②議論を行っていない

４．議会報告会における現在の課題について（議会側と市民側の課題に分けてお答え下さい）

議会側の課題	市（町）民側の課題
例）年１回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例）町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

問１７　議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内　　容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

【補足説明欄】

（注）上記項番３・５を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した

選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番３・５を選択した議会）

１．モニター　任期：　　年、人数：　　人、公募：□有・□無　、報酬：□有・□無　、

２．議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）

□①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）

□②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出

□③議会議員との意見交換（年何回：　　回）

□④その他（　　）

５．その他

問１８　議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H27.4～28.3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

□①行っている　（□ａ条例改正実施　　□ｂ条例改正は行わなかった）

□②行っていない

問１９　政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

□①制定している　　□②制定していない

問２０　議決事件の追加

(1)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

□①追加している　　□②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

□①基本構想のみ

□②基本構想・基本計画

□③基本構想・基本計画・実施計画

(3)総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

□①追加している　　□②追加していない

(4)(3)で任意的な議決事件を追加している場合、H27.4～28.3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

（　　）

問２１　貴議会において、議会だよりの発行等状況について

議会だより（議会広報）の発行頻度

（　□①毎月　□②３カ月毎（基本＋随時）　□③その他の頻度（　　）
　□④発行していない　）

議会だよりへの住民アンケートの実施状況（H27.4～28.3 の間）

（　□①実施した　□②実施していない　）

議会だより発行の為の広聴広報委員会の設置の有無（H27.4～28.3 の間）

（　□①あり　　□②なし　）

問２２　貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

□①設けられている

（具体的事例：　　）

□②設けられていない

問２３　貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

□①選挙により行っている。（詳細は以下）

（根拠規定：　　）

（所信表明の方法：　　）

（その他：

（実施時期：　　年　　月　　日から実施）

□②選挙は行っていない。

（選出方法：　　）

問２４　貴議会の議員の選挙は別に条例で選挙区を設けて実施しておりますか。

□①設けられている　　（平成の大合併　□①あり　□②なし）

□②設けられていない

問２５　貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問２６　貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

4. 議会基本条例制定状況

(1)北海道・兵庫県・沖縄県の議会基本条例制定状況

議会基本条例制定状況(自治体リスト)【2015年09月18日更新】
自治体議会改革フォーラムより

北海道		
	自治体議会名	制定年
1	栗山町	(2006年)
2	今金町	(2007年)
3	知内町	(2008年)
4	北海道	(2009年)
5	名寄市	(2009年)
6	三笠市	(2009年)
7	福島町	(2009年)
8	和寒町	(2009年)
9	旭川市	(2010年)
10	帯広市	(2010年)
11	豊浦町	(2010年)
12	鹿追町	(2010年)
13	白糠町	(2010年)
14	釧路市	(2011年)
15	登別市	(2011年)
16	北竜町	(2011年)
17	足寄町	(2011年)
18	士別市	(2012年)
19	根室市	(2012年)
20	大空町	(2012年)
21	浦幌町	(2012年)
22	札幌市	(2013年)
23	夕張市	(2013年)
24	江別市	(2013年)
25	八雲町	(2013年)
26	遠軽町	(2013年)
27	安平町	(2013年)
28	むかわ町	(2013年)
29	芽室町	(2013年)
30	留萌市	(2014年)
31	芦別市	(2014年)
32	富良野市	(2014年)
33	七飯町	(2014年)
34	広尾町	(2014年)
35	幕別町	(2014年)
36	網走市	(2015年)
37	石狩市	(2015年)

兵庫県		
	自治体議会名	制定年
1	洲本市	(2009年)
2	朝来市	(2009年)
3	加西市	(2010年)
4	養父市	(2010年)
5	加東市	(2010年)
6	播磨町	(2010年)
7	姫路市	(2011年)
8	宝塚市	(2011年)
9	篠山市	(2011年)
10	丹波市	(2011年)
11	宍粟市	(2011年)
12	兵庫県	(2012年)
13	神戸市	(2012年)
14	豊岡市	(2012年)
15	西脇市	(2012年)
16	三田市	(2012年)
17	南あわじ市	(2012年)
18	淡路市	(2012年)
19	多可町	(2012年)
20	神河町	(2012年)
21	上郡町	(2012年)
22	香美町	(2012年)
23	明石市	(2013年)
24	三木市	(2013年)
25	たつの市	(2013年)
26	福崎町	(2013年)
27	芦屋市	(2014年)
28	赤穂市	(2014年)
29	高砂市	(2014年)
30	稲美町	(2014年)
31	佐用町	(2014年)
32	西宮市	(2015年)
33	伊丹市	(2015年)
34	相生市	(2015年)

沖縄県		
	自治体議会名	制定年
1	読谷村	(2009年)
2	沖縄県	(2012年)
3	那覇市	(2012年)
4	南城市	(2012年)
5	与那原町	(2013年)
6	南風原町	(2013年)
7	名護市	(2014年)
8	嘉手納町	(2014年)

(2)都道府県別議会基本条例制定状況

県別議会基本条例制定状況【2015年09月18日更新】
自治体議会改革フォーラムより

NO	県名	都道府県市町村数	議会基本条例施行自治体数	施行率
1	北海道	180	37	21%
2	青森県	41	9	22%
3	岩手県	34	18	53%
4	宮城県	36	23	64%
5	秋田県	26	15	58%
6	山形県	36	21	58%
7	福島県	60	20	33%
東北		233	106	45%
8	茨城県	45	22	49%
9	栃木県	27	14	52%
10	群馬県	36	12	33%
11	埼玉県	64	21	33%
12	千葉県	55	11	20%
13	東京都	63	11	17%
14	神奈川県	34	24	71%
関東		324	115	35%
15	新潟県	31	12	39%
16	富山県	16	3	19%
17	石川県	20	9	45%
18	福井県	18	11	61%
19	山梨県	28	7	25%
20	長野県	78	29	37%
21	岐阜県	43	12	28%
22	静岡県	36	16	44%
23	愛知県	55	31	56%
中部		325	130	40%
24	三重県	30	10	33%
25	滋賀県	20	15	75%
26	京都府	27	17	63%
27	大阪府	44	14	32%
28	兵庫県	42	34	81%
29	奈良県	40	9	23%
30	和歌山県	31	2	6%
近畿		234	101	43%
31	鳥取県	20	10	50%
32	島根県	20	9	45%
33	岡山県	28	17	61%
34	広島県	24	16	67%
35	山口県	20	6	30%
中国		112	58	52%
36	徳島県	25	4	16%
37	香川県	18	9	50%
38	愛媛県	21	6	29%
39	高知県	35	12	34%
四国		99	31	31%
40	福岡県	61	28	46%
41	佐賀県	21	11	52%
42	長崎県	22	10	45%
43	熊本県	46	10	22%
44	大分県	19	11	58%
45	宮崎県	27	13	48%
46	鹿児島県	44	32	73%
47	沖縄県	42	8	19%
九州		282	123	44%
計		1789	701	39.2%

(注)都道府県別市区町村数一覧(平成26年4月5日現在)
財団法人地方自治情報センター(LASDEC)
(注2)都道府県47、市区町村1,742、計1,789
(注3)合計701自治体(39.2%)(2015年09月18日更新)
内訳:道府県30(63.8%)、政令市15(75.0%)、特別区2(8.7%)、市415(53.9%)、町村239(25.8%)

あとがき

2014年に実施した調査は「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき、実施した」「制度はないが、実施した」という「すること」を重視した調査であったが、2016年の調査は、より積極的に、制度があっても実施していなければ制度がないと同じと評価した。
また、調査の目的は、2014年調査と同じく、北海道内の自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価を基に、その実態を明らかにすることを目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

人口減少や財政難に直面する自治体では、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして自ら活性化（改革）することにより、地域の課題を解決する力となる。
議会が自ら活性化することで、今起きていることだけでなく、近い将来に起こる可能性のある課題にも目を向けることができる。今回の調査において、議会の活性化に取組んでいる議会の実践内容が今後議会の活性化に取り組もうとしている議会の参考になることを願って作成した。

また、この報告書をまとめるにあたって、北海道内138道市町村議会の議会事務局から回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げる。
さらに、本調査の内容に助言をいただいた北海道自治体学会運営委員の西科純さん、当NPO理事の渡辺三省さんに、感謝申し上げる。

今回の調査中、調査に対する疑問や賛同意見をいただいた。例えば、問4の「自由討議」に関し、「自由討議を行っているが、議会としての合意形成は行っていない。議会として、まとまりができない。まとまる基盤がない。議会としてまとまる必要があるのか」や別の議会事務局からは「議員は個人個人の主張が中心となっているので、合意形成を図ることを避けている。過去に当選回数の多い長老議員の下に、慣れ合い的合意が形成されたことがあり、それは良くないということから、合意形成には消極的である。個々の議員の意見は主張するが、合意を必要としていない。そのため、首長の提案への意見は出すが、議員提案等の発議することはまずない。それで良いのかと言われても、これ以上のことをする実力が議員にない。慣れ合いにならないことと、議員の実力がないことから、今の形態になっている」と、なるほどと思う意見もいただいた。
また、問10の「政策討議会」については、「意味がわからない」と回答ができないことを伝えて来た議会事務局もあった。執行部から提出予定の議案について事前説明がされる全員協議会を政策討議会と位置づけ、議会側の政策提言や政策立案と結び付け、行政との討議と合意の場にする旨を説明したが、ご理解が得れなかった。
さらに、今年の異動で議会事務局長になった方から、「この調査に参加して、議会の現状について理解することができた」というご意見もいただいた。
お忙しいところ、貴重なご意見に感謝申し上げる。

最後に、今回の調査で、議員間や議会と首長間の討議が余り行われていない実態がわかった。討議は、仲が悪い、喧嘩という認識の住民の下では成り立たない。討議は、住民のために良い選択をするための方法を提起し合っているという認識の住民の下でないと成立しない。討議が成り立つ環境を作り出すのも住民ということを改めて認識した調査でもあった。

以上

「2016北海道内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人　公共政策研究所

〒003-0021　札幌市白石区栄通12丁目４番５－４０１号
電話・FAX：011-836-4315
E-mail：koukyou-seisaku@goo.jp
http://koukyou-seisaku.com/